

平成25年 第3回

身延町議会定例会会議録

平成25年9月 5日 開会
平成25年9月13日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 5 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 5 日

平成25年第3回身延町議会定例会（1日目）

平成25年9月 5日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐野 富雄 | 2番 | 柿島 良行 |
| 3番 | 野島 俊博 | 4番 | 望月 明 |
| 5番 | 河井 淳 | 6番 | 芦澤 健拓 |
| 7番 | 松浦 隆 | 8番 | 深沢 脩二 |
| 9番 | 草間 天 | 10番 | 川口 福三 |
| 11番 | 渡辺 文子 | 12番 | 穂坂 英勝 |
| 13番 | 伊藤 文雄 | 14番 | 望月 広喜 |
| 15番 | 望月 秀哉 | 16番 | 福與 三郎 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員（3人）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 佐野 富雄 | 2番 | 柿島 良行 |
| 3番 | 野島 俊博 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月仁司	総務課長	笠井一雄
会計管理者		樋川信	財政課長	笠井祥一
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	渡邊勢津子
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		高野博邦	環境下水道課長	深沢香
水道課長		遠藤庄一	監査委員	渡邊吉彦

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

相互にあいさつを交わし始めたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は、大変にご苦労さまでございます。

平成25年身延町議会第3回定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

議員各位には何かとお忙しい中、ご出席を賜り心から敬意を表す次第であります。

今年は猛暑、豪雨と自然災害が多く各地では甚大な被害を受けました。9月は防災訓練等で防災に対する意識が強くなり、自分の身は自分で守ることの大切さを痛感いたしているところでございます。

今期定例会は私たちの任期内における最後の定例会となります。提案されます諸議案は、いづれも重要な内容を有するものであり、議員各位には議事が円滑に進められ、慎重なご審議により適正妥当な結論を得られるようお願いを申し上げます。

また6月定例会同様、身延町議会では地球温暖化防止および節電対策実施のため上着、ネクタイの着用は自由といたします。執行部におかれましても同様としますので、ご了承を願いたいと存じます。

これから日ごとに秋の気配が増してまいります。議員各位におかれましてもご自愛の上、積極的に地域の発展、町の発展にご尽力を賜りますようお願いを申し上げます開会のあいさつといたします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

1番 佐野富雄君

2番 柿島良行君

3番 野島俊博君

以上3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの9日間としたいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの9日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長および関係者の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり出席の通知がありました。ご承知をお願いいたします。

続きまして、6月定例会以降の議会関係行事等についてはお手元に配布のとおりでございますので報告をいたします。

次に議員合同県外視察研修が7月1日・2日に実施をされました。

ここで議会運営委員長が代表して報告をいたします。

議会運営委員長、登壇を願います。

伊藤文雄君。

○13番議員（伊藤文雄君）

身延町議会議長 福與三郎殿

平成25年7月31日

身延町議会議会運営委員長 伊藤文雄

平成25年度身延町議会県外視察研修報告書

議会が真の地方自治の担い手として町民の負託と期待に応えるためには、われわれ自身がこれまで以上に自己研鑽、自己啓発に努め議会のさらなる機能向上策を研究し、本来の役割を果たすために必要な改革を推進し、議事機関として調整への監視機能を強化するとともに政策立案能力を向上させる民意を的確に反映させるための独自の創意工夫と、さらにその実現を図るための努力が要求されているところであります。

こうした現状下、議会は町民に開かれた議会づくりの視点から協議を重ね考察し、改革を進めていくため、先進地を視察・研修するものであります。

記

1. 研修日程 平成25年7月1日から2日、1泊2日であります。

参加者につきましては18名。議長、副議長ほか議員14名、事務局2名、昨年に引き続き2泊の県外視察となっております。

2. 研修場所および研修内容につきましては1日目、長野県佐久穂町議会。内容 長寿日本一となった取り組みについての研修。「病院や地域と連携した健康づくりの取り組み」についてであります。

2日目につきましては「富岡製糸場と絹産業を世界遺産に！」についてであります。富岡製糸場につきましては群馬県であります。

3番目につきましては所感であります。佐久穂町は「自分の健康は自分でつくる」を理念に各々が保健活動を推進してきているが、個人の努力だけでは限界があるのも事実であり、そのため仲間づくりや地域コミュニティを形成する活動についても積極的に支援をしている。また地域を健康にする医療として健康は個人だけで守るものではなく、みんなの健康を「みんなで守りましょう」が医療機関の合言葉であり、地域医療を守るすべての医療機関が「真に地域を健康にする医療ができるようになるのだ」と考えているところに地域医療センターのまちづくり戦略をうかがい知るところであり、崩壊しつつある地域コミュニティの再構築の戦略でもありと感じました。

これらによって健康と福祉のまちづくりのイメージは「一般住民、障害者、生活弱者、子どもが生き生きと暮らせるまち」との考えが見えてとられました。

「健康と福祉のまちづくり」の真の主役は地域住民。そして最も重要なことは住民一人ひとりがまちを愛し、地域を愛し、みずからまちづくりに参加することにあるとの考えを強く感じたところでもあります。

先進地視察研修により目指す方向、現在抱えている課題等、多方面にわたって意見交換ができ大変、有意義な視察であった。

以上であります。

○議長（福與三郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長が行政報告を行います。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

本日ここに平成25年身延町議会第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆さまには、甲府においては40.7度を記録するなど猛暑でしかも少雨という大変な夏でしたし、また本日は警報が出されている中での開会でございます。そういう中、全員のご出席をいただき誠にありがたく御礼を申し上げたいと存じます。

月日の経つのは早いもので、議員の皆さまと定例会の中でご協議をいただけるのは今日が最終であります。この間、議員の皆さまには町民福祉のためにご尽力をいただきましたことに対し感謝と御礼を申し上げるところでもございます。しかしながら、私どもを取り巻く経済情勢は依然として厳しい状況が続いております。

このような中で平成25年度の普通交付税が決定になり、7月23日、県から公表されました。本町の普通交付税額は前年度決算額と比較して1,641万3千円多い46億35万8千円でありました。平成26年度に合併算定替えが終了しますと平成27年度からは普通交付税の縮減が始まります。予算額の約半分を交付税が占めている本町では今後とも財政運営の健全化に努めていかなければなりません。

次に富士山の世界文化遺産登録についてであります。

ご案内のとおり6月26日に富士山が世界文化遺産に登録されました。富士山は日本の宝物から世界の宝物となりました。私たちは環境保全や美しい姿を後世に引き継ぐ責任があると思えます。

次に林道三石山線の竣工についてであります。

林道三石山線は林野庁の基盤整備事業として平成元年度に開設工事に着手してより、25年の歳月を経て今年の7月に全線が開通いたしました。この路線は旧下部町を起点に南下し、南部町まで3万7,891メートルで身延町分は2万6,998メートルの林道であります。その総事業費は約125億円であります。林業振興のほか沿線に生活されておられます住民の皆さまには生活用林道としても大変期待をしているところであります。この開通式を来たる10月11日、沼田林野庁長官や横内山梨県知事をお招きし、現地で執り行うこととしております。本事業にご理解とご協力をいただきました国・県当局をはじめ、地権者・地域住民の皆様

さまに心より感謝を申し上げます。

次に中部横断自動車道の地域活性化インターチェンジについてであります。

仮称、中富インターチェンジは国道52号から最短にあること、また峡南地方は土砂災害が発生しやすい地形や地質のため国が施行する仮称、身延インターチェンジだけですと台風等の降雨時にはインターチェンジまでの道路が交通止めになってしまうため中部横断道を使用することはできません。

そこで町は地域活性化インターチェンジ、上下線とも乗り降り自由なフルインターチェンジ2カ所の建設を県に対して住民の総意でお願いしてまいりました。

県では私どもの地域の実情に温かいご理解をいただき、さらに国では昨年4月20日には仮称、身延山インターチェンジの連結許可をいただき建設が決定し、現在建設が進んでおります。さらに去る6月1日には私ども住民が待ち望んでいた仮称、中富インターチェンジも県や国のご理解で連結が許可され、インターチェンジの建設が正式決定の運びになりました。

去る8月6日には県による仮称中富インターチェンジと国道52号を結ぶアクセス道路の説明会を下田原・八日市場地区住民の皆さまを対象に開き、大まかな道路の線形や測量等の作業に対してご理解をいただいたところであります。

今後は平成29年度供用開始に向けて、地域の皆さまの協力をいただきながら推進してまいりたいと考えております。

次に新身延町行政改革実行プランの作成についてであります。

本町ではますます厳しさを増す社会・経済情勢の中、行政改革を継続する中で平成22年度から平成24年度までの3年間を取り組み期間とした身延町行政改革実行プランにより行政改革を取り組んでまいりました。この3年間を検証し総括するとともに今後の行政改革の基軸を検討し、これまでの行政改革を引き継ぐ中で身延町行政改革大綱第三次の推進項目に基づき各課が具体的に取り組む実行計画を策定し、身延町行政改革推進委員会において審議をいただく中で新行政改革実行プランを策定し、平成25年度から平成27年度の3カ年で取り組んでまいります。

全職員が行政課題を共有し職員の行動改革と町民との連携と協働の推進、組織力の強化と財政基盤の確立を重点項目に掲げ、知恵を出し合い職員が一丸となって取り組んでまいります。

次に第28回国民文化祭やまなし2013についてであります。

第28回国民文化祭やまなし2013が身延町においても9月から3部門が開催されます。9月7日から11月10日まで切り絵部門が国際切り絵コンクール・イン・身延ジャパンと称して富士川切り絵の森美術館において開催されます。応募作品数は国内外から合わせて342点あり、140点の入選作品から18点の入賞作品が決定されました。

9月7日にはオープニングセレモニーが開催されますので、議員の皆さまや町民の皆さまのご臨席をお願いするものであります。また美術展工芸は10月12日から11月4日まで、なかとみ現代工芸美術館において開催されます。

この応募作品数は113点で9月11日の審査会において、入賞作品10点、奨励賞10点のほか入選作品80点が決定され、この作品が展示をされます。

10月12日にはオープニングセレモニーが開催されますので、これにも議員の皆さまや町民の皆さまのご臨席をお願いするものであります。

最後にかかる部門、小倉百人一首かるた競技全国大会は11月2日と3日に身延町民体育館

において開催をされます。43都道府県対抗の団体戦で行われますが選手役員400人の参加が見込まれております。

本町といたしましては、全国の皆さまに本町を知っていただく絶好の機会ですので西嶋和紙祭り、紙の市、身延まつりなどの特色あるイベントを通して、また関係機関とも連携して身延町をPRしてまいります。さらにかつた大会においては、中学生や地元の皆さまに協力会を立ち上げていただき運営の協力をいただくこととなっております。

町民の皆さまには国民文化祭という、日本最大の文化イベントに触れる絶好の機会でありますので、ぜひ多くの方にご来場いただき本祭典が充実したものになりますようお願いを申し上げます。

次に定住促進対策、婚活支援事業についてであります。

定住促進対策、婚活支援事業も6月に旧静川小学校で行われた「学校で婚活しちゃおう」と明日6日、本栖湖で行われる「カヤックで婚活」の2回の事業が終了いたします。

今後11月に本栖湖畔の竜ヶ岳で行うトレッキングの婚活、同じく11月には西嶋のイルミネーションを活用しての灯りで婚活、さらに12月には身延山の宿坊で宿泊を伴う婚活を予定しております。

定住促進もまずは結婚から始まるようにも思います。町内の独身の皆さんにはぜひ多くのご参加をお願いします。

次に防災訓練についてであります。

去る9月1日の日曜日には東海地震の発生を想定しての身延町総合防災訓練を消防団、各自主防災会等のご協力により実施したところでありますが、東日本大震災による防災意識の高まりから多くの関係者のご参加とご協力をいただきました。心から感謝を申し上げる次第であります。

災害が発生した場合において、地域においては地域を守っていく絆が大切だと考えます。自助・共助としてみずからの地域のために何ができるかなど有事の際に機能する地域コミュニティを構築していただくことを合わせてお願いするところであります。

町においても備蓄食料や飲料水等の整備を順次実施しておりますが、各自主防災会の役割が非常に重要となりますので、町民の皆さまに向けて、さらなる防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に火災についてであります。

8月3日の土曜日の午後2時過ぎ、下部温泉街神泉橋付近で火災があり、元湯旅館梅乃屋から出火、営業はしてありませんでしたが登富屋旅館、昭寿館の2軒にも延焼し3軒が火災により被災されました。

身延町消防団下部第1分団が出動し、また第3分団も応援要請を受け出動いたしました。折からの強風に煽られ3軒がほぼ全焼、また山林の一部も焼失いたしました。被災されました皆さまには衷心よりお見舞いを申し上げます。被災された皆さまには衷心よりお見舞いを申し上げます。被災された皆さまには衷心よりお見舞いを申し上げます。

さらに8月21日午後9時15分ごろ、和紙の里活性化施設で失火がありました。西側の軒下に配置した和紙原料の冷凍庫からの出火で配線の折れ・圧迫によるものでした。被害は冷凍庫1台、ガラスサッシ1枚と壁を焼きました。

地域住民の皆さまには大変なご心配とご迷惑をお掛けしたことに對し心からお詫びを申し上げます。

配線の折れ・圧迫等は多くあると思われることから今後このようなことが起きないように、他の部署についても配線の状況を点検するよう課長会議において確認をしたところでございます。次に公共下水道の各戸への早期接続をお願いしているところであります。

公共下水道の各戸への接続につきましては、平成25年8月20日現在、中富処理区は加入戸数995戸で加入率は65.4%。身延処理区は加入戸数347戸で加入率42.9%。下部処理区は加入戸数44戸で加入率30.8%でございます。

今後も加入率アップに向けて町民の皆さんのご理解、ご協力をお願いするところであります。次に私どもが関係した第2回定例会以降の主な行事について申し上げます。

6月15日・16日に身延山開闢会・御入山行列に参加をいたしました。6月20日には峡南広域行政組合の臨時議会。6月27日、富士山世界文化遺産登録報告会。7月1日、身延町地域審議会。7月7日から14日、関東町村会、海外行政視察団へ参加しドイツ・スイスを訪問させていただきました。7月18日、町村長会議。7月23日から29日は平成24年度の決算審査を執り行っていただきました。7月24日、鴨川市の長谷川市長が来庁いたしました。7月25日から26日には峡南衛生組協議員研修に参加をさせていただきました。7月29日、中部横断自動車道推進協議会総会。8月1日から2日、平成南部藩「子どもサミット」が本町において開催をされました。8月3日、富士山環境美化前期クリーン作戦2013に参加をいたしました。8月5日、身延町臨時議会。8月8日、町長と語る小中学生の集い。8月12日、峡南広域行政組合決算審査。8月21日、全国高速道路建設協議会第49回全国大会。8月22日、峡南衛生組決算審査。8月24日、峡南の夏まつり。8月27日から29日には町村長先進地視察、沖縄甲斐の塔、それから米軍基地を視察してまいりました。9月1日、身延町総合防災訓練を実施したところであります。

以上、主なものについて報告をさせていただきました。

なおこの間、各種団体の総会への参加および地域の行事への参加や各種委員の皆さまに委嘱状交付等を行ってまいりました。

次に今定例会に提案いたしました議案は認定1件、報告1件、条例の制定2件、条例の一部改正する条例2件、峡南広域行政組規約の変更1件、平成25年度補正予算7件の計14件でございます。

提出議案の中から主なものについて申し上げます。

まず認定第1号 平成24年度身延町一般会計および特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

全会計において黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと思います。

次に報告第6号 平成24年度決算に基づく身延町健全化判断比率および資金不足比率の報告についてであります。

報告いたします本町の平成24年度決算に基づく比率は健全段階にありますが、これに甘んじることなく、なお一層財政健全化に努めてまいります。

その他につきましては、提出議案の説明の中で申し上げさせていただきます。

以上を申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告ならびに上程を行います。

認定第1号 平成24年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

報告第6号 平成24年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第67号 身延町子ども・子育て会議条例の制定について

議案第68号 身延町公共下水道事業計画区域外流入に関する条例の制定について

議案第69号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第70号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 峡南広域行政組合規約の変更について

議案第72号 平成25年度身延町一般会計補正予算(第3号)について

議案第73号 平成25年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第74号 平成25年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第75号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第76号 平成25年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)について

議案第77号 平成25年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第78号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)について

請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

発議第1号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書
以上、議案16件を上程いたします。

なお認定第1号、報告第6号、議案第67号から議案第78号までを区切り上程をいたしたいと思しますのでご協力をお願いいたします。

本日、決算審査報告のため渡邊代表監査委員へ出席要請をしております。

ここで渡邊代表監査委員をお招きいたしますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

再開いたします。

日程第6 提出議案の提案理由の説明を求めます。

認定第1号について、望月町長。

○町長(望月仁司君)

それではご指名をいただきましたので提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

認定第1号 平成24年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見書を付け議会の認定に付するものであります。

平成25年9月5日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては会計管理者より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（福與三郎君）

認定第1号について、町長の説明が終わりました。

次に認定第1号について、会計管理者の詳細説明を求めます。

樋川会計管理者。

○会計管理者（樋川信君）

それでは認定第1号 平成24年度身延町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

説明につきましては、決算書ならびに決算書付属資料により説明させていただきます。

それでは決算書付属資料1ページの会計別決算総括表をお願いいたします。

ここに一般会計および特別会計すべての会計の決算額を示させていただきました。一般会計につきましては歳入総額101億3,089万2,894円、歳出総額92億8,618万1,822円、差引額8億4,471万1,072円であります。そのうち翌年度に繰り越すべき財源2,649万8,957円を差し引いた残りの一般会計実質収支額は8億1,821万2,115円であります。

はじめに、歳入について説明させていただきます。2ページをお願いします。

ここに項目ごとに決算状況を示してありますが、歳入総額につきましては101億3,089万2,894円で対前年度比2.6%の減となっております。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

資料は一般会計歳入歳出決算書をご覧くださいと思います。9ページをお願いいたします。

1款の町税につきましては収入済額14億6,096万8,948円で歳入総額の14.4%を占めております。対前年度比1,265万1,436円の減額となっております。収納率は町税全体で91%となっております。対前年度比0.1%の伸びを示しております。収入未済額につきましては1億957万8,717円であります。

なお、町税全体で3,421万973円の不納欠損処理をさせていただきました。

次に11ページをお願いいたします。

9款の地方特例交付金は収入済額284万1千円で前年と比較しますと2,702万5千円の減額となっております。これは税制改正による減額が主な要因であります。

10款の地方交付税は収入済額51億1,635万円で歳入総額の50.5%を占めております。前年と比較しますと交付税額は約1.3%減少しており、6,676万7千円の減額となっております。

12款分担金及び負担金は収入済額1億3,014万2,326円の収入であります。そのうち主なものにつきましては、12ページをお願いします。1項1目1節児童福祉費負担金の保育料で収入済額が5,456万6,300円で収入未済額は807万2,646円となっております。3目教育費負担金の学校給食費につきましては全体で収入済額5,212万9,439円で収入未済額は72万1,190円あります。

13ページをお願いします。

13款使用料及び手数料につきましては全体で8,553万1,052円の収入であります。主なものでございますが14ページをお願いします。6目1節住宅使用料で収入済額が4,942万1,960円、収入未済額は781万6,770円となっております。

次に15ページをお願いします。

14款の国庫支出金は全体で4億8,561万152円の収入であります。大きなものとしては1項1目1節障害者保護費負担金で1億7,975万5千円の収入であります。また2項国庫補助金の主なものでございますが、16ページをお願いします。3目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金として1節住宅費補助金と2節土木費補助金を合わせて6,843万9千円の収入であります。

次に18ページをお願いします。

15款県支出金につきましては全体で6億5,887万2,580円の収入であります。大きなものとしては1項1目3節の保険基盤安定負担金で1億189万739円の収入であります。

次に26ページをお願いします。

18款繰入金、1項基金繰入金につきましては1億1,134万3,325円です。主なものとしては1目財政調整基金に1億円などとなっております。

次に30ページをお願いします。

21款町債につきましては5億1,850万円の収入であります。主なものとしたしましては6目臨時財政対策債2億円などとなっております。

一般会計の歳入については以上であります。

続きまして歳出の主なものについて、説明させていただきます。資料は替わりまして決算書付属資料により説明させていただきます。2ページをお願いします。

まず一般会計歳出の総額ですが、歳出の表の一番下になりますが92億8,618万1,822円で対前年比0.1%の減となっております。予算額に対する執行割合は95.3%であります。

次に3ページをお願いします。

2款総務費中、企画費の農業体験用賃貸住宅整備工事などにかかる費用として1,950万4千円、バス運行対策費に町営バスの運行事業および乗り合いタクシー運行事業などに6,617万5千円の支出であります。

次に3款民生費中、高齢者福祉費においては養護老人ホーム入所者保護措置費など高齢者福祉関係に1億4,711万4千円の支出であります。

障害福祉費では障害福祉サービス事業費など4億7,621万円の支出であります。

次に4ページをお願いします。

4款衛生費中、保健総務費ではドクターヘリ地域緊急搬送拠点整備事業ほか3カ所などに3,731万7千円。環境衛生費では住宅用太陽光発電システム設置費補助金38件などに合わせて1,022万3千円を支出しております。

清掃費では峡南衛生組合の維持管理および組合債の償還負担金として1億9,539万1千円の支出であります。

簡易水道運営費では、次のページの5ページの一番上になりますが簡易水道事業特別会計への繰入金3億5,983万3千円が主な支出であります。

5款労働費では労働諸費において緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として3,958万4千円の支出であります。

6款農林水産業費では、農業振興費で有害鳥獣対策として有害鳥獣防除用施設設置事業補助

金に786万1千円、中山間地域等直接支払補助金15地区に669万2千円などを支出しております。

農業土木費では、耕作放棄地等再生事業などにより用排水路および農道の改良工事を12カ所、合わせて1,852万4千円。6ページにいきまして農業体質強化基盤整備促進事業による用排水路改良工事を3カ所、合わせて1千万円。県営中山間地域総合整備事業負担金8,655万円などを支出しております。

林業土木費では、7ページになりますが台風被害による林道崩落土除去および除雪等の重機借上料656万6千円、県営事業生活関連林道三石山線の開設事業負担金ほか1件、1,773万2千円などを支出しております。

7款商工費では商工振興費で身延町商工会経営改善普及事業補助金940万円、さらに町の活性化を目的とした商工会への取り組み事業として地域総合振興事業補助金910万円などを支出しております。

8款土木費では土木総務費において中部横断自動車道建設発生土処理場の用地取得に3,546万2千円。また立木補償費として218万3千円などを支出しております。

急傾斜地崩壊対策事業では10カ所の事業費の負担金として1,432万5千円。8ページにいきまして道路橋梁維持費では町道の崩落土除去および除雪のための重機等借上料を含め町道維持のため2,131万8千円を支出しております。

道路新設改良費では町道の改良舗装工事15路線で平成23年度からの繰越工事を含め1億7,258万6千円を支出しております。

住宅管理費においてはわが家の耐震診断支援事業の委託など552万1千円を支出しております。

下水道費においては特別会計への繰出金3億586万円の支出であります。

9款消防費では非常備消防費において、自治消防団活動の拠点であります機庫の設置工事など3,300万3千円の支出であります。

9ページをお願いします。

消防施設費につきましては耐震性貯水槽設置工事として2基、1,374万4千円の支出であります。

防災費では山梨県孤立集落通信対策強化事業として防災用衛星携帯電話、充電用発電機、DCアダプタをそれぞれ8台、合わせて290万7千円などを支出しております。

10款教育費、社会教育総務費では第28回国民文化祭やまなし2013、身延町実行委員会町負担金として115万5千円を支出しております。

公民館費では身延地区公民館下山分館建設にかかる調査および設計業務委託など1,116万4千円の支出であります。

文化財保護費では町指定の文化財、身延山総門、開会閣の保存修理の補助金として656万円を支出しております。

10ページをお願いします。

体育施設費では原体育館解体工事として762万3千円を支出しております。

災害復旧費では農業用災害復旧費5,596万1千円、林業施設災害復旧費6,517万2千円、公共施設災害復旧費9,573万5千円の支出となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要説明であります。

次に、特別会計について概要説明をさせていただきます。資料は同じく決算書付属資料を使わせていただきます。

1 ページの会計別決算総括表をご覧ください。

表の下から 2 行目が 2 2 の特別会計の合計額となっております。歳入総額 6 3 億 9 , 0 6 3 万 3 , 8 1 0 円、歳出総額 6 1 億 6 , 6 7 0 万 3 , 0 5 5 円、差引額 2 億 2 , 3 9 3 万 7 5 5 円で実質収支額も同額であります。

それでは上から 3 行目の国民健康保険特別会計から順にご説明させていただきます。

歳入総額 2 1 億 8 , 9 2 7 万 1 , 1 7 3 円、歳出総額 2 0 億 4 , 1 6 7 万 6 , 0 1 7 円、差引額 1 億 4 , 7 5 9 万 5 , 1 5 6 円で実質収支額も同額であります。

なお、3 5 ページに国保会計の決算状況をはじめ運営状況についてお示しさせていただいております。3 5 ページをお願いします。

国民健康保険特別会計については平成 2 3 年度において財政調整基金がゼロになってしまったことから国保財政の立て直しに向けて見直しを行い、町民の皆さまのご負担をお願いしたところであります。

その結果、歳入では 2 の収支状況表の 保険税が対前年度比 1 0 . 4 %、4 , 3 9 8 万 5 千円の増額となっております。また その他繰越金では重度心身障害者医療対策事業費において山梨県からのデータの誤りが判明しまして納付した金額に対して還付がありましたので大幅な増額となっております。

歳出では保険給付費で対前年度比 3 . 6 %、4 , 8 6 0 万 7 千円の増額となっております。

なお、決算額では昨年度に比べて残額が大きくなっておりますが当初予算時での借り入れや医療技術の高度化等による医療費の高騰により今後も厳しい財政状況が予測されるところであります。

1 ページにお戻りください。上から 5 行目になります。後期高齢者医療特別会計です。

歳入総額 4 億 5 , 3 6 3 万 8 , 4 3 0 円、歳出総額 4 億 5 , 3 2 8 万 4 4 0 円、差引額 3 5 万 7 , 9 9 0 円で実質収支額も同額であります。

なお、本資料の 3 6 ページに決算の状況について示させていただいております。

次に介護保険特別会計です。

歳入総額 2 1 億 8 , 4 7 0 万 4 , 8 8 7 円、歳出総額 2 1 億 1 , 3 0 5 万 5 9 円、差引額 7 , 1 6 5 万 4 , 8 2 8 円で実質収支額についても同額であります。

なお、本資料の 3 7 ページに決算の状況について示させていただいております。

次に介護サービス事業特別会計です。

歳入総額 6 4 9 万 8 , 2 5 2 円、歳出総額 6 0 3 万 8 , 1 4 4 円、差引額 4 6 万 1 0 8 円で実質収支についても同額であります。

次に簡易水道事業特別会計です。

歳入総額 9 億 7 2 6 万 2 , 7 9 2 円、歳出総額 9 億 6 0 7 万 8 , 9 3 2 円、差引額 1 1 8 万 3 , 8 6 0 円で実質収支も同額であります。

簡易水道の主な事業につきましてご説明させていただきます。資料の 1 1 ページをご覧ください。

簡易水道建設費では相又簡易水道事業において清子地区配水池築造工事など 1 億 1 , 2 4 9 万 9 千円。下部簡易水道事業においては波高島地区配水池築造工事など 1 億 7 , 2 3 9 万

円。

12ページに移りまして身延中央簡易水道事業では西谷地区の導水管敷設工事など平成23年度の繰越事業分を合わせて5,399万1千円。湯町簡易水道事業では平成23年度の災害復旧事業繰越工事369万円など総額4億694万7千円を支出しております。

それでは、1ページにお戻りください。

上から9行目になります。農業集落排水事業等特別会計です。

歳入歳出それぞれ2,291万6,202円となっております。

次に下水道特別会計です。

歳入総額4億5,505万7,726円、歳出総額4億5,487万876円、差引額18万6,850円で実質収支も同額となっております。

下水道の主な事業についてご説明させていただきます。13ページをご覧ください。

身延下水道事業建設費では身延処理区の波木井地区において下水道管の敷設工事など2,454万7千円の事業を実施しております。下部下水道事業建設費では下部処理区の湯町地区において真空弁ユニット20基の設置など5,225万9千円の事業を実施しております。

1ページにお戻りください。

次に青少年自然の里特別会計です。歳入歳出それぞれ5,041万8,479円となっております。

なお本資料は38ページに決算および利用状況について示させていただいております。

次に下部奥の湯温泉事業特別会計です。

歳入総額709万7,164円、歳出総額705万650円、差引額4万6,514円で実質収支についても同額であります。

次に土地開発事業特別会計です。

歳入歳出それぞれ1億751万1,568円となっております。

主な事業につきまして、ご説明させていただきます。15ページをお願いいたします。

土地開発事業においてはコマショッピングセンターの用地取得および解体、駐車場の改修工事など総額1億751万1千円の事業を実施しております。

1ページにお戻りください。

次に財産区関係の特別会計であります。12の特別会計を保有しており、各会計とも黒字決算となっております。歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額等の数字につきましては総括表の中段以降に記載したとおりです。ご確認をお願いいたします。

最後に基金について説明させていただきます。26ページをご覧ください。

中段から下の表でございますが、財政調整基金から大河内地区財政調整基金まで29の基金がございます。平成24年度中の動きにつきましては、表の下から2行目、預金欄の決算年度中、増減高と決算年度末現在高をご覧ください。

増の部分でございますが、積立額が8億1,725万5,384円。減の部分、取り崩し額でございますが1億5,666万325円。差し引きしますと6億6,059万5,059円の増となり、平成24年度末保有高は55億5,537万9,658円となっております。

以上、雑駁な説明でございますがよろしくご審議いただき、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福與三郎君）

次に平成24年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定であります。この決算につきましては監査委員から意見書が提出されております。

渡邊代表監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊吉彦君）

改めまして、おはようございます。

認定第1号 平成24年度決算審査の報告をさせていただきます。

ただいま会計管理者から平成24年度の決算につきまして詳細な説明がございました。重複するところがあるかと思えますけども、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

ご案内のとおり、この監査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る7月23日から7月26日および29日の5日間、穂坂監査委員ともども町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書、ならびに付属資料を関係法令に従い作成されているかどうかを詳細に確認すると同時に計数に誤りがないか、また予算の執行が適正かつ効率的に実行されているか、さらに基金の管理・運用が適切に実行されているかなどに主眼を置き審査をいたしました。その結果が皆さまのお手元に配布してあります決算審査意見書に掲載してあります。

意見書は全12ページからなっております。時間の関係もございますので主なところを抜粋して報告させていただきますのでご了承をお願いいたします。

なお、金額につきましても単位を万円とさせていただきますので併せてご了承をお願いいたします。

まず、意見書の4ページをお開きください。

(1)の決算の概要であります。平成24年度の一般会計および特別会計の予算現額は160億9,519万円で、これに対する決算額は歳入総額が165億2,152万円で収入率は102.6%となっております。

一方、歳出総額は154億5,288万円、執行率は96%。歳入歳出差引額は10億6,864万円で一般会計・特別会計のすべての会計において決算は黒字となっております。それをまとめたものがその下の表でございます。

次に町債であります。平成24年度末現在高は一般会計81億5,853万円。特別会計75億3,968万円。合計で156億9,822万円となっております。昨年度に比べ10億6,689万円の減であります。これは繰上償還などを行い町債残高の削減に努力をいただいた結果であろうかと思えます。

次に(2)の収支決算の状況であります。一般会計、特別会計を合わせたの実質収支は10億4,214万円であり、職員一人ひとりの経費節減等の努力の結果ではないかと思われます。

続きまして5ページをご覧くださいと思います。

一般会計(1)の概要ですが4ページで決算の概要を説明しましたので説明は省略をさせていただきます。

次に(2)の歳入の状況であります。

予算現額97億4,287万円に対しまして収入済額101億3,089万円で予算に対する収入率は104%となっております。不納欠損額3,421万円につきましては時効など法令に基づき処分したものでございます。また収入未済額は1億2,646万円であります。こ

の未済額については税等の公平性の観点と同時に自主財源の確保を図るためにも徴収等により一層積極的に取り組んでいただきたいと思います。

6ページをお開きください。

ここにつきましては、先ほど説明いたしました歳入の決算額をまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

(3)のア.歳出の予算執行の状況であります。予算額97億4,287万円に対しまして支出済額が92億8,618万円で執行率は95.3%となっております。

その下の表は款別にまとめてありますので説明は省略をさせていただきます。

次に8ページ、9ページであります。この特別会計は先ほど会計管理者が説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

次に10ページをお開きください。

一般会計から特別会計への繰入金ですが、この表にお示しをしてありますとおり総額で15億9,642万円となっております。

11ページをご覧ください。

財産に関する調書ですが、これはお手元に配布をしてあります決算書付属資料の16ページの財産に関する調書をまとめたものでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページをお開きください。

基金の状況につきましては関係書類、帳簿等と照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお、基金の運用につきましてはその運用方法について地方自治法に基づき安全かつ有利を基本により一層、創意工夫を重ねる必要があるかと思われま。

最後に審査の意見、指摘事項であります。恐れ入りますけれどもお戻りをいただきまして3ページをお開きいただきたいと思います。

今回の決算収支状況は、一般会計ならびに特別会計ともに実質収支においてすべて黒字決算となっており、職員の経費節減、事務事業の効率的な執行など積極的な努力が見受けられるところであります。

歳入面におきましては自主財源であります町税が14.4%で依存財源である地方交付税が50.5%、国庫支出金が4.8%、県支出金が6.5%と歳入の大部分を占めている厳しい状況であります。経常収支比率は73.3%で昨年の75.3%より改善されているものの依然として高く財政の硬直化が懸念されるところであります。

一方、町税の収入状況は一斉催告での訪問、督促状や催告書の発送など職員が総力を挙げて積極的に努力した結果、ここ数年、徴収率が向上しております。

また使用料ならびに手数料についてはその内容を精査し、今日の社会状況などを踏まえながら現状維持か料金を改定すべきか、定期的に検討する必要があります。

なお、収入未済額についても町税と同様に公平性の観点から各課が連携を密にして、より一層の徴収に努めていただきたいと思います。

歳出面については経常経費である公債費が15.9%、人件費が14.7%、補助費等が11.1%を占めております。

また各課の各事業が旧態依然のままの事業や他の事業と類似している事業が散見されます。

厳しい財政状況の中で限られた財源を有効に活用するためにも、その事業が町の総合計画での位置づけ、事業の意義や内容を理解しながら既存事業の見直しが重要であり、検討をする必要があります。

終わりになりますが、重ねてになりますが自主財源の安定的な確保、経常的経費の削減を図り、事業の計画・実施にあたってはその必要性を十分に考慮し取り組むことが必要と思われる。また職員一人ひとりが町全体の状況の把握や情報を収集し連携を図り、共通認識を持ち町の将来を考え町民が安心して住めるよりよいまちづくりの実現に向けてまい進することを望むものであります。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

渡邊代表監査委員の報告が終わりました。

渡邊代表監査委員には報告第6号が終結するまでしばらくの間、自席にてお待ちを願いたいと思います。

次に報告第6号について、町長から報告を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは報告第6号について申し上げたいと思います。

報告第6号 平成24年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により平成24年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告をするものでございます。

平成25年9月5日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては財政課長より説明をさせますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（福與三郎君）

町長の報告が終わりました。

次に財政課長より詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

報告第6号 平成24年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明いたします。

決算審査最終日の7月29日に渡邊代表監査委員と穂坂監査委員によりまして財政健全化法に基づく財政指標等について審査をしていただきました。

その結果につきましては2枚目に添付してあります意見書のとおりでございますが、ここで身延町の健全化判断比率等の状況を説明させていただきます。

この健全化判断比率等につきましては、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴い、議会に報告するものであります。

地方公共団体の長は毎年、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率ならび

にその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見書とともに当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされております。

それでは次のページをご覧ください。

平成24年度の決算に基づく健全化判断比率であります。この比率には項目にあります実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があり、まず実質赤字比率でありますがこの比率につきましては普通会計のみの決算で赤字であるかどうかを判断する数値でございます。身延町は赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は14.14%であります。

次に連結実質赤字比率であります。この比率につきましては、財産区を除くすべての会計の連結となります。この比率につきましても赤字ではありませんので数字は入りません。早期健全化基準は19.14%であります。

次に実質公債費比率であります。この比率につきましては普通会計、公営企業会計、さらに一部事務組合や広域連合等が入った連結になります。本町ですと峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等への負担金もカウントし公債費の比率を示す数値であります。本町は10%であります。早期健全化基準につきましては25%であります。

次に将来負担比率であります。この比率につきましては実質公債費比率よりもさらに地方公社、第三セクター等を含めた連結になり、より広範囲で判断していく比率であります。しかしながら本町では地方公社や第三セクター等がございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較する率になります。本町では事業を実施する場合もできる限り補助金、交付金等を活用し町債の発行を抑え起債する場合は過疎債、合併特例債等の有利な起債を充当するとともに可能な限り繰上償還を実施しています。また財政調整基金等、基金への積み立てにも努力してまいりました。

この結果、24年度決算では将来負担額を充当可能財源等が上回り将来負担比率はマイナスとなりました。このことは計算上は地方債などの将来負担額が将来、財政を圧迫する可能性は低いということであり将来負担比率には数値は入らないこととなりました。早期健全化基準につきましては35.0%となっております。

本町の比率はいずれも早期健全化比率を下回っており年々改善されておりますので財政は良好であると言えます。

次に下段の平成24年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。

この資金不足の状況につきましては公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るもので身延町簡易水道事業特別会計をはじめ身延町農業集落排水事業等特別会計、身延町下水道事業特別会計、身延町下部奥の湯温泉事業特別会計、身延町土地開発事業特別会計の5会計につきましては資金不足の比率はなく良好であります。国の示す経営健全化基準といましては20%であります。

なお、上段の健全化判断比率につきましては、この4項目のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を議会の議決を経て定め速やかに公表するとともに総務大臣、県知事に報告をしなければなりません。また計画の実施状況を議会に報告することになります。法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回っているわけではありますが、審査意見書でもご指摘いただいたとおり、引き続き財政の健全化に努めてまいりたいと思います。

以上、財政健全化判断比率の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

報告第6号の説明は終わりました。

以上で報告第6号は終結いたします。

渡邊代表監査委員には大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございました。

どうぞお引き取りをいただきたいと思います。

ここで議事の途中ではありますが、暫時休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

議案第67号から議案第78号までについて、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回、提出いたしました案件は条例案件が4件、峡南広域行政組合規約の変更にかかる協議案件が1件、平成25年度補正予算が7件の計12件となっています。

それでは順を追って説明を申し上げます。

まず議案第67号 身延町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

身延町子ども・子育て会議条例の議案を提出する。

平成25年9月5日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

子ども・子育て支援法の制定を踏まえ同法が掲げる事務を処理するとともに町が実施する児童福祉法、その他の子どもに関する法律による施策について調査・審議する機関として身延町子ども・子育て会議を設置する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第68号 身延町公共下水道事業計画区域外流入に関する条例の制定についてであります。

身延町公共下水道事業計画区域外流入に関する条例の議案を提出する。

以下、提出日と提出者名は省略をさせていただきます。

提案理由

身延町公共下水道事業計画区域から公共下水道に汚水を排除するにあたり、公共下水道を利用する場合の許可基準についての事項を定める必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第69号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

身延町簡易水道事業の統合に伴い、身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等関係する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第70号 身延町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

提案理由

身延町消防委員会からの答申を受け身延町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第71号 峡南広域行政組合同規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合同規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものであります。

峡南広域行政組合同規約の一部を変更する規約

峡南広域行政組合同規約の一部を次のように改正する。

第5条中、「13人」を「12人」、「身延町3人」を「身延町2人」に改める。

附則

この規約は平成25年11月1日から施行する。

提案理由

地方自治法第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合同規約を変更する場合の関係地方公共団体の協議は同法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものでございます。

次に議案第72号 平成25年度身延町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

平成25年度身延町の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,750万1千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8億5,867万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第73号 平成25年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成25年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,946万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億11万4千円とする。

以下は省略をします。

次に議案第74号 平成25年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成25年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,101万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,023万7千円とする。

以下は省略をいたします。

次に議案第73号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成25年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ655万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,439万1千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第76号 平成25年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成25年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,527万2千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第77号 平成25年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成25年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,199万8千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第78号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成25年度身延町の土地開発事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,080万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,112万5千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいようお願いを申し上げます。

○議長（福與三郎君）

議案第67号から議案第78号までについて、町長の説明が終わりました。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私の先ほどの提案理由の説明の中で議案第70号の身延町消防団員の定員、任命、給与、服務等のその「定員」のところを「定数」と言ったそうでございますので定員に改めさせていただきます。誠に失礼をいたしました。よろしくお願いいたします。

それから議案第75号を議案第73号と読み違えたそうでございますので、そこについても訂正をさせていただきます。失礼をいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

これより担当課長から詳細説明を受けるわけですが説明の順序は条例関係、補正予算関係の順に詳細説明をお願いいたします。

担当課長よりの詳細説明を求めます。

まず議案第67号について、佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

議案第67号の説明をいたします。

国におきましては平成24年8月に子ども・子育て支援法、また認定子ども園法の一部改正法、さらに子ども・子育て支援法および認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、以上のいわゆる子ども・子育て関連三法が可決成立し、公布されました。今回の条例は、この3法の中の子ども・子育て支援法に基づき設置するものです。

それでは条例について説明をいたします。2ページ、3ページをご覧くださいと思います。

まず第1条ですが第1条は設置の根拠法について定めたものです。子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に設置の根拠を置くものです。

第2条は所掌する事務、すなわちこの会議の役割について定めた規定です。

法第77条第1項、各号に掲げる事務を処理するものとございますが、具体的には1つ、特定教育保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。2つ、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。3つ、市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。4つ、当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況を調査・審議することであります。

このうち市町村子ども・子育て支援事業計画は、法第61条において計画策定が市町村の義務と定められています。計画の概要は5年間の幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての受給計画であります。この計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためにも地域関係者として身延町子ども・子育て会議の委員さんの意見を反映することが必要であると考えております。

さらに本町では平成26年度中の子ども・子育て支援事業計画の策定を目指し、現在アンケートによる利用規模把握調査など前段階での準備中であります。このアンケート調査は支援事業計画の基盤となる重要な調査です。そのためアンケートにどのような内容を盛り込むか等についても子育て会議の委員さんにご意見をいただきたいと考えておりますので、できる限り速やかにこの会議を設置したいと考えております。

第3条は組織について定めた規定です。会議の委員構成は教育、保育、子育て当事者等、10人以内で構成をいたします。

第4条は委員の任期について定めた規定です。任期は2年であります。

第5条は会長、副会長の選任とその職務について定めた規定です。

第6条は会議の開催について定めた規定です。

第7条は委員以外の者から意見を聞くため、会議に出席させることができることを規定したものです。

第8条は、この会議の庶務を子育て支援課が行うことを規定したものです。

第9条は委任についての規定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（福與三郎君）

次に議案第68号、議案第76号および議案第77号について、深沢環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

それでは議案第68号 身延町公共下水道事業計画区域外流入に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

本条例の制定については、身延町公共下水道の事業計画区域外から公共下水道に汚水を排除することにより公共下水道を利用する場合の許可基準に関することおよび本町が行う公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づく分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条例の内容について条を追って説明をいたします。6ページをご覧ください。

第1条の趣旨、この条例は身延町公共下水道事業計画区域外から公共下水道を利用する場合の許可基準および分担金の徴収に関する基準を定めるものでございます。

第2条は受益者について定めるものでございます。

第3条は許可基準について、それぞれ1号から5号で定めるものでございます。

第4条は許可申請について定めるものでございます。

第5条は区域外流入分担金について、次の1号で分担金の額、2号で納入方法を定めるものでございます。

第7条は事業計画区域の編入に伴う負担金等については、事業計画区域に編入された場合の負担金等の取り扱いを定めるものでございます。

第8条の委任については、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるというものでございます。

附則であります。施行期日 この条例は公布の日から施行する。

以上で議案第68号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第76号 平成25年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

それでは歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

2款1項1目農業集落排水事業繰入金3万円は平成24年度事業にかかる分の消費税納付に伴う追加補正であります。

次に歳出の説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

1款1項1目上之平地区維持管理費、27節公課費3万円。これにつきましては平成24年

度の決算に伴い消費税額について税務署と事前協議を行った結果、今年度中の消費税額がおおむね25万円になることから、当初予算に22万円計上しておりますので不足額の3万円を追加補正するものであります。

2項1目元金につきましては消費税納付金に使用料を充当するため、これに伴う財源組み替えでございます。

次に議案第77号をご覧ください。

引き続きまして議案第77号 平成25年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

3款1項1目中富下水道事業、一般会計繰入金400万円。これにつきましても平成24年度下水道事業にかかる消費税納付金に伴う追加補正であります。

次に歳出の説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

1款3項1目中富下水道事業維持管理費、27節公課費400万円の追加につきましては平成24年度の決算に伴い消費税について税務署と事前協議を行った結果、今年度の消費税納付額はおおむね900万円となることから当初予算に500万円を計上しておりますので不足額の400万円を追加補正するものであります。

4項1目中富下水道事業元金につきましては消費税納付金に使用料を充当するため、これに伴う財源組み替えでございます。

以上で議案第77号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(福與三郎君)

次に議案第69号、議案第75号について、遠藤水道課長。

○水道課長(遠藤庄一君)

それでは議案第69号、議案第75号の説明をさせていただきます。

まず最初に議案第69号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

議案書10ページをお開きください。

今回の改正につきましては、身延町簡易水道事業の統合計画の実施に伴い関係する3条例を改正するものであります。

まず身延町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正、ならびに身延町簡易水道事業給水条例の一部改正および身延町水道給水条例の一部改正の3条例であります。

第1条、身延町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部の改正につきましては第3条1項の表中、中富南部簡易水道の項中、給水区域の三ツ石地区の次に「、栗倉のうち小原島地区」を加え、次に給水人口になりますが「1,145」を「1,220」に改め、1日最大給水量の「696」を「598」に改め、同表に「名称 大城簡易水道、給水区域大字大城、給水人口113、1日最大給水量32」を加える。

第2条、身延町簡易水道事業給水条例の一部改正につきましては第2条の表中、中富南部簡易水道事業の項中「三ツ石地区」の次に「、栗倉のうち小原島地区」を加え、同表に「事業区分大城簡易水道事業、給水区域大字大城」を加える。

第3条、身延町水道給水条例の一部改正については、身延町内に設置されている組合管理の簡易水道事業に関する内容の条例であります。

この条例の第2条の表中、小原島簡易水道の項および大城簡易水道の項を削る。

第3条第4号中「小原島簡易水道、」を削る。「、湯平簡易水道および大城簡易水道」を「および湯平簡易水道」に改め、同号アの表中、小原島の項を削る。

附則としまして、施行期日につきましては公布の日から施行する。

経過措置としまして、改正後の身延町簡易水道事業の設置等に関する条例第3条の表中、中富南部簡易水道の項および大城簡易水道の項の規定は水道施設整備完了の日から適用し、水道施設の整備完了の日の前日までの給水区域、給水人口および1日最大給水量については、なお従前の例による。

続きまして議案第75号 平成25年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について詳細説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。第2表 地方債補正であります。

地方債補正の変更につきましては簡易水道事業債、ならびに過疎対策事業債の限度額合計を1億3,380万円に設定しておりましたが事業内容の変更に伴い、簡易水道事業債限度額を100万円減額し限度額を6,590万円に、また過疎対策事業費につきましても100万円を減額し限度額を6,590万円とし、地方債限度額合計を1億3,180万円に設定変更するものであります。

続きまして歳入からご説明をいたします。7ページをお開きください。

2款1項1目簡易水道負担金、1節の加入負担金につきましては県営中山間地域総合整備事業にかかる受託工事負担金および峡南建設部によります県道改良事業の受託工事負担金であり、合わせて443万2千円を追加補正するものであります。内容につきましては、歳出の工事請負費で説明いたします。

4款1項1目簡易水道国庫補助金、1節の国庫補助金134万4千円の減額補正につきましては、中富南部簡易水道事業実施設計業務委託の入札による減額であります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節の水道事業繰入金334万7千円の増額補正につきましては総務費繰入金3千円増額し、建設費繰入金334万4千円増額するものであります。2節の公債費繰入金につきましては103万4千円の増額であり、繰入金合計438万1千円の増額補正であります。

6款1項1目繰越金、1節繰越金108万3千円の増額補正につきましては、昨年度平成24年度の繰越金であります。

8款1項1目水道事業債、1節の簡易水道事業債につきましては100万円の減額。2節の過疎対策事業債につきましても100万円の減額であり、併せて200万円の町債を減額補正するものであります。

次に歳出について説明させていただきます。8ページをご覧ください。

1款1項1目簡易水道管理費、15節工事請負費につきましては443万2千円の増額補正であります。この工事内容につきましては説明欄に記載してありますが、中山間地域総合整備事業実施に伴いまして久那土・古閑簡易水道、三澤大草地内の消火栓移設および給水管切り回し工事と下部簡易水道、常葉杉ノ木地内配水管切り回し工事、また峡南建設部県道改良工事に伴う芝草地内、送・配水管切り回し工事であります。27節公課費につきましては211万7千円の増額補正であります。これにつきましては、平成24年度分消費税の確定申告により生じた不足額の計上であります。

続きまして2款1項1目一般管理費、12節の役務費については3千円を増額補正するものであります。増額の内容につきましては、自動車損害保険料の改正によるものであります。

2款2項1目簡易水道建設費、13節の委託料につきましては財源組み替えであります。内容につきましては、歳入でもご説明いたしましたが説明欄に記載のとおり中富南部簡易水道実施設計業務委託の入札により請負額が減となったため、国庫支出金134万4千円および地方債200万円を減額し、下部簡易水道、新湯川橋橋梁添架設計業務委託および曙統合簡易水道事業にかかる古長谷・福原地内の地質調査業務委託に充てるものであります。この業務委託については補助対象外のため、その他財源に振り返るための財源組み替えであります。

3款1項1目公債費、1節の元金につきましては財源組み替えであります。これは公債費に一般財源の水道使用料を充てていましたが、今回、消費税の確定申告にかかる差し引き納税額の財源が103万4千円不足したため、公債費の一般会計から103万4千円繰り入れ、その他財源として財源繰り替えをするものであります。

以上で議案第75号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第70号、議案第71号について、笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

それでは議案第70号と議案第71号の詳細説明をさせていただきます。

まず議案第70号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をいたします。

本議案は身延町消防団の円滑な運営を図るため、平成23年6月8日、町長が身延町消防委員会に身延町消防団員の定数および組織について諮問をいたしました。これを受け、消防委員会では平成23年・平成24年度に消防委員会を合計4回開催し、これからの身延町の消防団員数について検討してまいったところであります。その結果を平成25年2月20日に身延町消防委員会より答申がございました。答申の結論といたしましては、新入団員の確保が難しいことと現員数に合わせる事が望ましいとの内容でありました。これを受けまして、今回の条例改正となりました。

12ページをお開きください。

身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の第2条に関しましては団員の定数をいっておりますけども「860人」を「740人」に改めるものであります。

次に第12条、ここにつきましては報酬についていっておりますけども、自動車隊長の項を削ります。実際に自動車隊長は機能してございませんので削るものでございます。

いずれにいたしましても答申によります現状に合わせた改正でありますのでご理解をお願いいたします。

以上、議案第70号の詳細説明とさせていただきます。

続きまして議案第71号 峡南広域行政組合規約の変更について詳細説明をいたします。

本議案は峡南広域行政組合議会の議員定数を改正することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により峡南広域行政組合の規約の変更をするものであります。このため構成団体であります峡南5町の各議会での議決が必要となりました。

内容は第5条の組合議会の議員の定数を「13人」から「12人」と1名減とするものであ

ります。これにつきましては、身延町の議員の定数が「3名」から「2名」となるものであります。これにつきましては、各町均等ということで2名の議員さんを選出してございます。それに人口1万5千人以上は1名増ということになっておりまして、平成22年度の国勢調査で本町の人口が1万5千人を切ってしまったために1名の減ということで「3名」から「2名」とするものでございます。

以上、議案第71号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第72号について、笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第72号 平成25年度身延町一般会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

それでは5ページをご覧ください。第2表 地方債補正であります。

まず公共事業等債であります但限度額1,550万円に940万円を増額し2,490万円とさせていただきます。これにつきましては、栃久保地区で実施しております中山間地域総合農地防災事業および下山地区で実施しております、ため池等整備事業にかかる負担金へ充当するものでございます。

また臨時財政対策債は限度額を3億5千万円計上いたしておりましたが、繰越額の確定等に伴い1億5千万円減額し限度額を2億円とさせていただきました。

したがいまして、補正後の限度額総額を1億4,060万円減額の1億4,390万円に変更させていただくものであります。

8ページをご覧ください。

歳入ですが13款1項1目総務使用料に田舎暮らし体験施設使用料16万円を計上いたしました。これは田舎暮らし体験施設3棟のうち利用契約の締結が終了しました清子館1棟分の使用料1月2万円の8カ月分であります。

15款2項2目民生費県補助金に16万4千円を計上いたしました。これは山梨県保育所特別保育事業推進費補助金交付要綱に基づき、特別保育を行う民間保育所の人件費助成として交付されるもので事業費の2分の1が交付されます。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金に5万円を計上いたしました。これは山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱に基づき交付されるものです。2節林業費補助金6万7千円を減額いたしました。これは森林整備加速化・林業再生事業費補助金の確定に伴う減額であります。

6目土木費県補助金に1,200万円を計上いたしました。これは山梨県景観形成モデル事業費補助金交付要綱に基づき、景観形成モデル地区に指定されている地区の住民が行う建物等の外観改修にかかる経費の5分の2が交付されるもので、今年度は補助対象となる門内地区の20戸のうち1戸あたり120万円で10戸分を計上いたしました。

8目教育費、県補助金に12万9千円を計上いたしました。これは山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、国指定史跡甲斐金山遺跡の看板7基を設置するための事業費25万8千円の2分の1が交付されるものです。

3項6目住宅費県委託金に住生活総合調査委託金9万1千円を計上いたしました。これは

5年ごとに住宅政策の基礎的資料を得るために実施される住生活総合調査に対し交付されるものであります。

18款1項5目福祉教育学校等就学奨励基金繰入金に21万円を計上いたしました。これは身延町福祉教育学校等就学奨励基金条例施行規則に基づき、基金を処分して1人当たり3万円の奨励金を7名に対して支給するための繰り入れであります。

19款1項1目繰越金に1億5,536万4千円を計上いたしました。前年度からの繰越金であります。

21款1項1目農林水産業債に940万円を計上いたしました。これは下山地区の県営ため池等整備事業および栃久保地区の中山間地域総合農地防災事業の事業費増に伴う増額であります。

5目臨時財政対策債を1億5千万円の減額といたしました。繰越額の確定等に伴う減額でございます。

次に歳出でありますけども、10ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費の12節に113万4千円を計上いたしました。これはWindowsXPのサポート終了に伴う基本的なソフトウェアの入れ替え手数料75台分であります。14節に177万2千円を計上いたしました。これはパソコンのサポート終了に伴います更新リース料130台分であります。18節に218万4千円を計上いたしました。これは情報系のファイルサーバーの空き容量がわずかとなったため、もう1台サーバーを増設し、データ保存要領の増加を図るものであります。

3目財産管理費、13節に46万2千円を計上いたしました。これは町道古関田ノ上線の登記内容に誤りがあるため、それを修正する登記の委託料であります。

4目企画費、11節に32万4千円を計上いたしました。これは田舎暮らし体験施設清子館の宅内給水管敷設修繕9万3千円および古関館の床、畳修繕にかかる23万1千円であります。28節に1,700万円を計上いたしました。これは宅地分譲造成工事増額分1,450万円および上下水道敷設工事増額分250万円に充当するため繰出金の増額を行うものであります。

2項2目賦課徴収費、12節の手数料に48万8千円を計上いたしました。これはコンビニ収納手数料および郵便局振り替え手数料の増額によるものです。

11ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費、13節に14万2千円を計上いたしました。これは身延福祉センターの特殊建築物定期調査報告業務にかかる委託料であります。28節8,371万6千円の減額であります。国民健康保険特別会計決算が確定したことに伴う繰出金の減額であります。

3目高齢者福祉費、28節4万5千円は介護保険特別会計への繰出金です。

4目老人医療費、23節に190万2千円を計上いたしました。これは老人保健特別会計で処理した第三者行為分が確定したことに伴う過年度還付金であります。

2項1目児童福祉総務費、1節に16万4千円を計上いたしました。これは今回上程されております身延町子ども・子育て会議条例に基づく子ども子育て会議委員10名分の報酬です。

6目原保育所費、4節に20万3千円、7節に105万2千円を計上いたしました。これは臨時職員1名の7カ月分の人件費であります。

8目民間保育所費、19節に32万8千円計上いたしました。これは民間保育所が乳児3人

以上、1歳児5人以上を受け入れている場合、事業費に対し県が2分の1、町が2分の1補助するもので保育士の人件費に充てられるものであります。

12ページをご覧ください。

4款1項1目保健総務費、13節166万円の減額です。これはそよかぜワークハウス送迎用車両の購入を予定し、当初予算で委託料にその購入費を計上していましたが車輛をご寄附していただいたため、その分の委託料を減額するものであります。

2目予防費、11節に45万9千円を計上いたしました。これは下部診療所の単独浄化槽が漏水しているため、修繕費を計上するものであります。

3項1目簡易水道運営費、19節10万5千円は大壜小規模水道組合ポンプ修繕費15万円に対する70%の補助であります。28節の438万1千円は、新湯川橋橋梁添架設計業務委託、古長谷・福原地質調査業務委託等へ充当するための繰り出しであります。

6款1項3目農業振興費、11節に35万3千円を計上いたしました。消耗品費5万1千円は農地・水・環境保全向上対策推進事業にかかる事務消耗品であります。修繕費30万2千円は道の駅しもべ店舗の空調機器修繕費であります。19節200万円は鳥獣防除施設資機材補助金の増額であります。

4目農業土木費、14節25万8千円は農業土木積算システムの再リース料であります。

13ページをご覧ください。

19節835万円は県営ため池等整備事業費、増額に伴う負担金750万円の増額と県営中山間地域総合農地防災事業費増額に伴う負担金85万円の増額であります。

22節20万8千円は和田圃場整備事業完了に伴う精算払いとして10名の方に支払う補償費であります。

2項2目林業振興費、13節58万円は森林病虫害防除業務に伴う伐採木運搬作業の増加による委託料の増額であります。

7款1項1目商工振興費、13節132万8千円は下部温泉会館運営業務にかかる委託料であります。

14ページをご覧ください。

8款2項1目道路橋梁維持費、11節500万円は各区からの要望に基づく町道等修繕費であります。14節100万円は崩落土等除去作業、重機等借り上げの増額であります。15節1千万円は各区からの要望に基づく町道等の維持工事費4カ所分であります。16節50万円は生コンクリート等の道路補修用資材の増額であります。

2目道路新設改良費、15節250万円は町道戸坂線にガードレールを設置するための増額であります。

3項1目河川維持費、15節350万円は鯉原沢川河川維持工事であります。

4項1目都市計画総務費、11節18万4千円と13節28万4千円は景観計画パンフレット作成にかかる経費の増額であります。19節2,400万円は景観づくり事業補助金であります。門内地区20戸の補助対象のうち今年度10戸を予定しております。補助対象事業費を1戸あたり300万円とし本人が5分の1の60万円を負担し、町と県がそれぞれ5分の2、120万円ずつを負担し1戸あたり、合わせて240万円を補助するものであります。

15ページをご覧ください。

5項1目住宅管理費、13節31万5千円は住宅管理システム端末入れ替えにかかる業務委

託であります。

6項1目下水道総務費、28節403万円は下水道事業特別会計へ400万円、農業集落排水事業等特別会計へ3万円の繰出金の増額であります。

9款1項1目非常備消防、19節9万6千円は身延第2分団第1部、門内地区の消防用貯水枘撤去に対する補助金であります。

3項1目防災費、12節31万5千円は全国瞬時警報システムJアラートの自動起動装置用パソコンのバージョンアップにかかる手数料であります。

10款1項1目教育委員会、8節21万円は身延町福祉教育学校等就学奨励基金条例施行規則第3条の規定により支給するもので、1人3万円で7人分の計上であります。11節10万6千円は教育委員会用封筒の印刷製本費であります。

16ページをご覧ください。

2項1目学校管理費、12節132万2千円は各小学校の児童・教職員用パソコン74台分のバージョンアップにかかる手数料であります。14節89万9千円は同じく各小学校の児童・教職員用パソコン83台分のサポート期限切れによる新規リース料であります。

4目西島小学校管理費、18節22万8千円はプレイルーム用暖房器具が使用不能となったため新たに購入するものであります。

3項1目学校管理費、12節98万3千円は各中学校の生徒・教職員用パソコン55台分のバージョンアップにかかる手数料であります。

14節85万6千円は同じく各中学校の生徒・教職員用パソコン79台分のサポート期限切れによる新規リース料であります。

10目身延中学校教育振興費、18節41万5千円は柔道着の規定が変更となり、現在使用している柔道着は公式試合に出場する際に使用できなくなるため、試合用柔道着16着を購入するものであります。

4項1目社会教育総務費、13節371万6千円のうち174万2千円は国道52号および300号沿いの7カ所に社会教育施設の案内板25基の設置業務委託であります。また197万4千円は三沢川ふれあい農園の管理委託をしておりました下部花づくり実行委員会が平成24年度末に解散したため、河川占用していた個所を原状回復するための業務委託であります。

2目公民館費、11節27万8千円は中富地区公民館西嶋分館、舞台袖幕設置に24万7千円。同じく中富地区公民館原分館、換気扇交換に3万1千円の計上であります。19節の補助金426万3千円は大庭区集落公民館整備費補助金として事業費の3分の1、379万7千円、元町区集落公民館整備費補助金として事業費の3分の1、46万6千円の計上であります。

17ページをご覧ください。

5項1目文化財保護費12万9千円の財源組み替えは国指定史跡、甲斐金山遺跡の看板7基を設置するための事業費25万8千円の2分の1、12万9千円が交付決定されたことによるものでございます。

2目金山博物館運営費、11節18万3千円は博物館だより500部を3回発行するための印刷製本費であります。

4目総合文化会館管理費、11節71万9千円は屋内用消防ポンプ修繕費として24万6千円、遊歩道の陥没部分修繕費として47万3千円の計上であります。

6項5目体育施設費、13節34万8千円は身延町民体育館の特殊建築物定期調査報告業務にかかる委託料であります。

6目勤労青年センター管理費、11節11万5千円は耐用年数経過による粉末消火器の購入であります。

以上、議案第72号 平成25年度身延町一般会計補正予算(第3号)の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

次に議案第73号について、佐野町民課長。

○町民課長(佐野文昭君)

議案第73号 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。歳入から説明をさせていただきます。

4款1項2目療養給付費等負担金、1節現年度分は2,180万8千円増額するものです。これは国からの平成25年度交付決定による確定値によるもので増額させていただきます。

6款1項1目前期高齢者交付金、1節前期高齢者交付金は612万5千円の減額でございます。これにつきましては社会保険診療報酬支払基金からの交付決定額によるものでございます。

10款1項1目一般会計繰入金、6節その他一般会計繰入金でございます。8,371万6千円の減額でございます。これにつきましては、当初予算におきまして一般会計から借り入れをしての予算でございましたが、平成24年度決算が確定しまして繰越金が確定したということに伴いますもので、借り入れをなくしての予算ということにするものでございます。

11款1項1目1節療養給付費交付金繰越金は、2,874万5千円の増額とさせていただきます。これにつきましては、平成24年度療養給付費等負担金返還金として返還することになります。

2目1節その他繰越金でございます。1億1,874万9千円増額するものでございまして、これにつきましては平成24年度決算によりましての繰越金でございます。

続いて7ページをお開きください。歳出のほうを説明させていただきます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費でございます。これは財源組み替えでございまして国庫支出金2,079万1千円を増額して、その他2,291万6千円を減額し、一般財源212万5千円を増額するというものです。内容につきましては歳入の療養給付費等負担金の増額によるものと前期高齢者交付金の減額による財源の調整をさせていただきます。

3目一般被保険者療養費につきましても財源の組み替えでございます。国庫支出金16万6千円を増額して、その他4万3千円と一般財源12万3千円を減額するものです。内容につきましては、先の1目一般被保険者療養給付費と同じでございます。

2項1目一般被保険者高額療養費でございます。これにつきましても財源組み替えでございまして、国庫支出金283万円を増額して、その他72万8千円と一般財源210万2千円を減額するものです。これにつきましても先の1目、そして3目と同じ内容でございます。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節負担金補助及び交付金につきましては345万2千円を増額するものです。これは社会保険診療報酬支払基金からの支援金の納付通知による実数に基づいての増額でございます。

4款1項1目前期高齢者納付金、19節負担金補助金及び交付金につきましては8千円を減

額するものです。内容につきましては、先ほどの3款1項1目後期高齢者支援金と同じく社会保険診療報酬支払基金からの支援金の納付通知による実数による減額でございます。

2目前期高齢者関係事務費拠出金、19節負担金補助及び交付金につきましては2千円減額するものです。これにつきましても先の4款1項1目前期高齢者納付金と同じでございます。

続いて8ページをお開き願います。

6款1項1目介護納付金、19節負担金補助及び交付金は518万3千円を減額するものでございまして、内容につきましてはやはり4款1項1目後期高齢者支援金と同じく社会保険診療報酬支払基金からの新規の納付通知による、実数による納付でございます。

続いて9款1項1目一般被保険者保険税還付金は財源の組み替えでございまして、その他10万円を減額させていただき、一般財源を増額するものです。

3目償還金、23節償還金利子及び還付金でございます。2,885万6千円を増額するものです。内容につきましては平成24年療養給付費等負担金ほか3件について、額の確定および精算に伴う返還金が発生したための増額でございます。内容につきましては、平成24年度療養給付費等負担金返還金が2,874万6,004円。そして平成24年度特定健診保健指導国庫負担金返還が4万3千円。そして同じく平成24年度特定健診保健指導の県への負担金の返還金が4万3千円。そして平成24年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金2万4,175円ということで、この4件の金額でございます。財源につきましては、療養給付費交付金繰越金が2,874万5千円。その他繰越金11万1千円を充てております。

10款1項1目予備費でございます。平成24年度決算におきまして繰越金が合計で1億4,759万5,156円になりました。今回の補正でそれぞれ見込まれる額につきましてはの補正をさせていただきました。その結果5,234万2千円が出ましたので、とりあえず予備費として計上させていただいた次第でございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

次に議案第74号について、笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長(笠井喜孝君)

議案第74号 介護保険特別会計補正予算について説明いたします。

6ページをお開きください。

歳入の1款1項1目第1号被保険者保険料6万1千円、4款1項1目介護給付費負担金7万2千円、2項1目調整交付金3万2千円、5款1項1目介護給付費交付金10万4千円、6款1項1目介護給付費負担金4万5千円、8款1項1目介護給付費繰入金4万5千円につきましては保険給付費のうち介護予防福祉用具購入費の財源としてそれぞれ負担割合により計上し、合計35万9千円を追加計上しました。9款1項1目繰越金2,065万7千円につきましては国庫支出金等の償還金の財源として計上しました。

続きまして7ページの歳出です。

2款2項5目介護予防福祉用具購入費の負担金として35万9千円を追加し66万2千円としました。これは今年度4月から7月までの4カ月実績で当初見込みの2.2倍、要支援1、要支援2の人たちがポータブルトイレや入浴補助用具等の福祉用具の購入を行い、その費用が増えているためであります。

7款1項3目国庫支出金等償還金ですが、過年度還付金として償還金利子及び割引料に2,065万7千円を追加しました。過年度還付金の内訳は平成24年度介護給付費交付金の超過分1,735万7,020円と地域支援事業交付金の超過分330万329円の合計額2,065万349円を返還するものであります。

平成24年度介護給付費交付金の受入額は12億5,323万3,405円、これに対する実績額は12億3,587万6,385円であり、この差額と地域支援事業交付金の受入額2,604万4,822円に対する実績額は2,274万4,493円で差額を平成25年度に精算するものであり、今回、追加の補正をお願いするものであります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

次に議案第78号について、丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは議案第78号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

1款1項1目一般会計繰入金を1,700万円増額させていただきました。これは歳出の工事請負費の増額分を計上させていただいたものです。また2款1項1目不動産売払収入に380万円計上させていただきました。これは下水道敷設工事に際し、下水道加入負担金を町がこの会計の歳出にていったん立替払いを行い、その後分譲地購入者に土地の売払代金とともに下水道加入負担金をこの項目で受け入れるためのものです。

次に歳出を説明させていただきます。7ページをご覧ください。

2款1項1目宅地造成事業費の15節工事請負費に1,700万円を計上させていただきました。内訳として宅地分譲造成工事分に1,450万円、上下水道敷設工事分に250万円です。宅地分譲造成工事分の1,450万円の増額理由は県への開発許可申請の際、分譲予定地の東側の町道の側溝について新たな雨水の処理基準に基づき、大きな側溝に造り直さなければならなくなったこと、また北側の3区画に出入りするための道路を新たに敷地内に造らなければならなくなったことなどから増額補正をさせていただきました。上下水道敷設工事分の250万円の増額理由ですが、宅地造成工事の設計書が固まり上下水道の敷設場所が確定したことから工事予算等精査したところ、敷設の延長が50メートルほど伸びたことから増額補正させていただきました。

19節負担金補助及び交付金に380万円を計上させていただきました。これは下水道敷設工事に際し、下水道加入負担金を町でいったん立替払いを行うための予算を計上させていただきました。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

詳細説明が終了いたしました。

次に請願第1号であります。

望月明君から趣旨説明を求めます。

望月明君。

○4 番議員（望月明君）

請願第 1 号につきまして詳細説明をさせていただきます。

請 願 番 号 請願第 1 号

受 理 年 月 日 平成 2 5 年 8 月 7 日

件 名 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願者住所氏名 山梨県南巨摩郡身延町下田原 2 1 0 2 番地 1

身延町 P T A 協議会会長 若林徳彦ほか 3 団体

紹 介 議 員 身延町議会議員 望月明

付 託 委 員 会 教育厚生常任委員会

請願の趣旨であります。

少人数学級を推進すること。具体的学級規模は O E C D 諸国なみの豊かな教育環境を整備するため 3 0 人以下学級とすること。

教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に発議第 1 号について、松浦隆君から趣旨の説明を求めます。

○7 番議員（松浦隆君）

それでは発議第 1 号について、説明を申し上げます。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書を提出させていただきます。

上記の議案を別紙のとおり、身延町議会会議規則第 1 4 条第 1 項および第 2 項の規定により提出させていただきます。

提案理由につきましては、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページに森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書を添付しております。

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めると結んで、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出するところでございます。

提出先につきましては内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長としております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

これで、提出議案の説明は終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

○議会事務局長（中村京子君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わりたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時10分

平成 2 5 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 6 日

平成25年第3回身延町議会定例会(2日目)

平成25年9月6日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決
- 日程第4 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	佐野 富雄	2番	柿島 良行
3番	野島 俊博	4番	望月 明
5番	河井 淳	6番	芦澤 健拓
7番	松浦 隆	8番	深沢 脩二
9番	草間 天	10番	川口 福三
11番	渡辺 文子	12番	穂坂 英勝
13番	伊藤 文雄	14番	望月 広喜
15番	望月 秀哉	16番	福與 三郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	笠井一雄
会計管理者		樋川信	財政課長	笠井祥一
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	渡邊勢津子
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		高野博邦	環境下水道課長	深沢香
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

相互にあいさつを交わし、始めたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号によって執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

なお認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件、議案第71号 峡南広域行政組合規約の変更の13件を除きましては委員会付託を予定しておりますので、付託予定の議案の質疑につきましては総括的・大綱的な質疑に留め、詳細な質疑につきましては各常任委員会審議の中で行っていただくようお願いを申し上げます。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

認定第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

一般的、大綱的ということで、そこに該当するかどうかちょっと不安もありますけども、町税のところで予算現額と調定額の間大きな開きがあるものがありますけども、これは当然、予算を決めたときよりもいろんな条件が変わってきているので調定額が出ると。それに対して収入がこれだけ、不納欠損、収入未済額がこれだけということに掲載されているものだと思いますけども、これは一般会計の1ページですね、この点について1つご説明をお願いします。

それから地方交付税なんかもずいぶん金額が増えておりますけども、これはどういう理由によってこういうふうになったのか。それから国庫支出金と県支出金もこれは減額になっておりますけども、当初の予定とずいぶん食い違いがあったということによってこういうふう調定の段階で減額になったものと思いますけども、この点についてもご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、町税の予算額と調定額との開きがあるのではないかとというご質問でございますけども、これにつきましてはやはり予算を作成する場合につきましては、確実に歳入が見込まれるものを計上することになります。どうしても税金として入ってこないということもござ

いますので、しっかりした歳入を獲得するためには予算現額を落として計上するということになりましてご理解を願いたいと思います。

次に地方交付税につきまして、かなり金額が多くなっているのではないかとということもございますけども、当初予算を計上する際は、普通交付税の分につきまして計上させていただいております。特別交付税につきましては、やはり大災害等が起きた場合にはそちらのほうに重点的に交付されるということがございますので、あらかじめ予算の中で特別交付税について計上していくことはございませんので、どうしても実際に入ってきたものと乖離してしまう場合があるということをご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

もう1点、補助金について。

○財政課長（笠井祥一君）

国庫支出金につきましては若干、歳入のほう落ちてしまったということもございますけれども、具体的にどの部分がいくら落ちたかということは、手元に資料がございませんので具体的な説明はできないわけもございますけども、どうしても事業を行う場合につきましては、国等の補助金を見込んで事業を行っております。その中で事業を進めるわけもございますけれども、当初予算に計上していたものよりも事業費が確定して国庫支出金が交付されるときに、減額をするということがございますので、そういうことによりまして国庫支出金のほうが予算よりも若干入ってくるものが少なくなってしまったということであると思います。

以上であります。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

不納欠損、収入未済額についてお伺いしたいんですが、不納欠損の場合は税金と使用料等の扱いが違うと思うんですが、何年間入らないことによって不納欠損になるのかということをお聞きしたいのと調定をしていて、なおかつ収入未済額がこれだけ多いというその理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

村野税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

お答えします。

不納欠損につきましては5年を目途に欠損しております。調定額に対しての収納額の未済額の関係なんですけども、不納欠損するということはそれだけ、今この不況の中で実際に収入がなく、徴収できない状況になっていることも事実でございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

昨日、代表監査委員からの審査意見書の中で非常に徴収に努力されて徴収率が向上されているというふうなお話がありました。具体的に徴収率が今、この前、24年度の徴収率ですけど

も、それぞれ町民税、固定資産税、軽自動車税、タバコ税、入湯税について、計算すれば当然分かるはずなんですけど、ちょっとこれがすぐに分かれれば教えていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

村野税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

町民税につきましては24年度徴収率は95.2%。固定資産税につきましては87.5%。軽自動車税につきましては94.6%。タバコ税は100%。入湯税は67%。町税合計で91%となっております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は特別会計についてお尋ねをしたいと思います。

まず国民健康保険税なんですけども、7ページに歳入ということで、今2,556世帯のうち正規の保険証が何世帯、それから短期保険証、資格証がどのくらいなのかということと、それから不納欠損、それから収入未済とありますけれども、これはどのくらいの人数というか世帯というのか、この数字を教えていただきたいというのが1点と、それから後期高齢者で、これは20年度からということで不納欠損はないんですけども、収入未済が昨年比べて1桁増えて、昨年は収入未済が89万7,540円ということだったんですけども、今年は823万2,450円ということで増えているんですけども、この人数と今までどのくらい解消されたのかということ。

それから介護保険ですね、これは不納欠損はないんですけども収入未済が昨年より230万円ほど多いんですけども、これの人数とそれから今どのくらい解消されているのか、この3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

村野税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

国保に対する不納欠損は、人数では把握しておりません。国保税は世帯主に課税されますので、世帯数ということでご承知をお願いします。45件になっております。45件で578万8,399円でございます。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

国民健康保険につきまして、短期証の関係の人数ですが、すみません、のちほどお答えさせていただくということでよろしく申し上げます。

後期高齢につきまして、説明させていただきます。

後期高齢の保険につきまして、平成24年度は滞納分という形で、23年度決算と比べまして増えております。これにつきましては、後期高齢の徴収事務におきまして督促関係、未納の

通知の不足がありました。要するに未納者に対する徴収事務が、連絡をしていなかったということがありました。それで今回、滞納がこれだけ増えてしまったということでございます。

それでこの原因となりますものが後期高齢は、ご存じのとおり75歳以上の方が全員加入するのですが、ちょっと複雑でございます、本来ほとんどの方は年金から天引きをさせていただいている形ですが、75歳になった方につきましてはすぐに年金から引かれないという状況で、半年程度経ってから年金から引かれるということでございます。それが一般的に引かれる、年金から天引きされる時は年金の支給月から引かれます。4月から、4月、6月、8月という形で偶数月で引かれますが、普通徴収の場合は7月から引かれるということで、7月から納付書を発送しておりますが、当然天引きをされるものだという解釈をされている方がほとんどでございます、請求がないとそのままいいのではないかという形で見過ごされたというのが大きな原因でございます。

また、所得が途中で一時所得とかがあった場合、所得更正をさせてもらっています。そして年金から引いている方につきましては、年金から引けなくなりますので再度普通徴収の通知を差し上げるのですが、それでも私は年金から引いているんだという形で通知を出しても、催促がないと引いているものだという形で解釈されております。

よって年金から本人は当然支払っているという解釈がありまして、町としては未納者に対する徴収というのをしなかったために、この金額が出てしまったということでございます。

それで25年になりまして、全員の方に催促のお願いをさせていただきました。昨日現在でございますが、収入額が579万8,030円という金額で集めさせていただいております。今現在、町民課で1軒1軒ご訪問させていただいてご説明する中でお願いをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

今回800万円ほどの滞納になった部分につきましては、徴収率については昨年より数%上がっております。ただ介護保険の額、第5期の保険料がずいぶん上がった関係で108の方が滞納、それで特別徴収は当然100%なんです、普通徴収の人たちが滞納ということになります。

それ以後の徴収につきましては月に1回、シルバーの職員、うちの職員、それから夜の電話等の督促ではっきりした額は承知していませんが、30万円くらいは集まっていると理解しています。細かい数字につきましては、委員会のときに資料をお配りいたします。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

256世帯のうち短期保険証が今、資料がないということなんですけれども、私毎年ここで聞いているんですね。委員会が違うものですから、ここで聞かないと聞けないものですから短期保険証と資格証がどうなのかというのが知りたかったんですけども、それではそれはあとでお願いをいたします。

それから後期高齢者なんですけれども、これは手違いがあったということなんですけれども、やっ

ぱり普通徴収、特別徴収みたいに年金から天引きされる方はいいですけども、その年金が年に18万円以下の方ですよ。普通徴収というのは、その方たちが18万円以下の年金の中でこの金額を納めなければいけないということで、かなり大変な思いをされている方たちがたくさんいるというのは理解しているんですけども、そのところはやっぱり説明不足というか、それは否めないんじゃないかと思うんです。今、回っていらっしゃるということなので、やっぱり理解していただくしかないので、ぜひそれをしていただきたいと思いますんですけども、そうは言っても年金18万円以下の方たちが納付をしなければいけないということで、579万円ですかね、ということですけども、それ以外にもやっぱり過年度分も結構ありますので、そのところの説明を詳しくしていかないとお年寄りにはなかなか理解できないと思うので説明をしていただきたいと思います。

それと介護保険も、私は違う委員会なものですからその資料がすぐには手に入らないということで、ここでお聞きをしたんですけども、これもやっぱり年間18万円以下の方たちが介護保険料をとということで、かなり大変な部分もあると思うんですけども、これも詳しくはいくら残っているのかというのは分からないということで理解していいんですか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

介護保険の滞納がいくら残っているか分からないかということなんですが、出納閉鎖後、今まで集金した部分が分からないということで、この840万円弱の滞納額の年度ごとのとか、それはすべてここで一覧表に分かっています。委員会のときにお配りする資料というのも委員会に属さない委員さんにも資料として毎回配っていますので同じ資料をそのときにお配りしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第67号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

子ども・子育て会議条例の制定ということなんですけども、これは3条で組織ということであるんな委員を10人以内で組織するということなんですけども、これは具体的にどういう方たちを10人ぐらい予定しているのかどうなのか。それと会議の公開とか議事録の公開はされるおつもりでしょうか。それから町民から委員を公募していただきたいというふうに思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。3点お願いいたします。

○議長（福與三郎君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

お答えいたします。

組織ですが10人以内ということなんですけども、まだ検討の段階でございます。子どもの保護

者さん、それから例えば民生委員、主任児童委員さん等の福祉の団体関係者、それから福祉施設、児童福祉施設の代表者、そのほかには学識経験者というような形で考えてはおります。

それから議事録の公開ということですが、これもまだ今の段階では検討しておりません。

それから委員の公募についてですが、これも今後の検討とさせていただきたいと思いません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

2点については検討していただけるということなんですけども、委員ですね、今聞いた限りでは現場の、子どもたちに直接接している方たちがなんか少ないような気がするんですね。やっぱり学校とか保育園、幼稚園、それから学童保育がかなり子育て支援法で変わってしまうので、その学童保育の指導員さんの参加とか、やっぱりそういうところは重要ではないかなというふうに思うので、これもぜひ検討に加えていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

議員さんのご意見も参考にしながら今後考えていきます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第68号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第69号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第70号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

議案第70号について、質問いたします。

この条例は、消防団員の定数を現行定数にということで860を740に条例改定する条例ですが、現在、実際、実動員が740人のうち、おそらく町外へ住民票を持っている団員も含まれていると思います。そのへんはどのような数字になっているか、お分かりになりましたら伺います。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

消防団員の人数につきましては、各消防第1分団ごとに町のほうに報告があって、その人に消防活動をお願いしているという状況でございます。大変申し訳ないですが、具体的に住民票があるかないかという部分については調べてございません。大変申し訳ないです。ただ消防活動に、できるだけ地元で働いている方とかそういう人を優先的に消防団員としてお願いをしているところです。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

この自治消防は一番の、結局目的は何かというと災害、火災の場合は初期消火、そういった観点から以前、私も一般質問で、この消防団の問題を質問した経緯があります。消防委員会においては、もちろんこの定数の、いわゆる現行にあった条例の改正もですが、婦人消防団員という、よその町でも常に家庭でおられる若いご婦人なんかが入っていただいて消防団活動をしているという市町村もあるわけですね。消防委員会でそういった検討をなされたかどうか、その点も伺います。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

消防委員会では今回の場合、定数の部分で検討をして、議事録等を見ますと婦人消防団員については検討をしてございません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

今現在、婦人消防団員については検討をしていないというようなご返答ですが、先ほど申し上げましたように初期消火体制を組むには常に地域というか、家庭におられるご婦人たちもやはりこの消防活動に参加していただいて、高齢者が多い身延町にとってはぜひともそういった活動も必要だと思います。そしてまた町内に就労している団員も非常に少ないと思います。私もかつて旧中富町時代に団長をさせていただきましたが、その当時、10分以内に詰所へ集合できる団員、わずか15%なんです。場所によっては5%以下だと。30分以内というデータが大体30%。昼の火災ですね。そういったような状況下でもって初期消火ができるかということ考えた場合、やはり常に地域におられるご婦人、そういった人たちに活動していただく。過去の例で言いますと旧町時代に旧曙でもって山林火災がありました。しかしその山林火災、昼間の火災でしたが火災発生と同時にある集落のご婦人が消防車だけそこへ持ってきたと。ほかの団員はじめ、地域の男性が集まったときには放水できる体制が整っていて、初期消火で治めたという実例もあります。たしかその当時も婦人消防団員は組織していなかったんですが、たまたまそうした運転免許証もあるし、結局とっさの行動でもって、ご婦人の活動によって早

期に消火できたという事例もありました。

ですから今後そうした消防の活動においては、まず第一に初期消火のいかに体制づくりができるか、そのへんを検討した中でこの団員定数と合わせて今後検討していただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

規則の中でいろんな役割が決められておりまして、その中に自動車隊というのがあります。私はじめて今回、自動車隊長というのがあったんだなということで、ちょっとどういう役割だったのかということと、それから規則のほうも当然、今度改正になるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

自動車隊につきましては、旧下部町に自動車隊がございました。それにつきましては火災があったときに、役場の本庁舎にいる職員が一番早く出動ができるというために自動車隊を整備したということがあったようです。合併をして以降、実は自動車隊は有権、休止になってしまいました。実際には活動をしていなかったということで、例えば本庁舎に連絡があっても各分団へ出動をかけたほうが早い。要するに遠いところまで行くには大変時間もかかるということで、そういうことで実際の火災に対応して自動車隊が組織されなかったという経過がありますので、今回、消防委員会の中でも協議をして抜くということで抜かせていただきましたので、ご理解を願いたいと思います。またそれにつきましては、規則のほうも改正する予定でございますのでよろしくお願ひします。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私が知らなかっただけで下部町から始まったということで、この自動車隊というものが、今の話を聞きますと大変なんか重要な役割を本当は果たせるんじゃないかということで考えたんですけども、下部支所とか本庁舎とか身延支所とかにそういう自動車隊があれば緊急に出動ができるんじゃないかなという感じがするんですけどもいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

先ほども申したとおり、例えば支所に自動車隊を設けても実際に出動する方がいない。消防団員がいない。部員がいないということであれば、昔の場合ですと役場の職員イコール消防団員というようなところも多かったわけですけども、各部で所属しておりましてそれだけの人数が、例えば支所では、今、下部支所で1台の車に乗って消火活動に当たれないということで実際は機能していないというところがございますので理解をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第71号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第72号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

議案第72号について、2点ほど伺います。

1点目は12ページ、農林水産業費の19節補助金200万円。鳥獣害の施設資機材補助金と、それから22節の和田の圃場の整備事業、地権者補償費20万8千円、これは地権者補償費、どういう形の補償費なのか、2点について伺います。

○議長（福與三郎君）

千頭和産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

お答えします。

19節の補助金、鳥獣防除施設資機材補助金でございますが、当初予算1,010万円を計上させていただきました。8月19日付けの交付決定で46名の方に交付いたしまして、交付額702万円を交付しております。よって今後さらに交付者が出てくるということの中で、このたび200万円の増額をお願いしたところでございます。

続きまして22節でございますが、和田圃場整備事業地権者補償費でございますけども、これにつきましては旧身延町において中山間地域総合整備事業の中で和田の圃場整備事業を実施いたしました。これにつきましては、地権者に工事費の5%をご負担していただくということとなっております。ついては、このたび換地計画の公告縦覧が8月29日に終了しまして現在、異議申し立て期間が13日まで実施しております。この異議申し立てが過ぎまして、異議がなくなれば換地の精算をいたします。和田圃場整備事業についての工事費が7,646万6,181円の工事費に対して5%で地権者から382万3,309円の負担をお願いするところでございます。

つきましては68名の方から403万644円を徴収いたしまして、そのうちからこの20万7,335円を補償するというところで精算を行う予定でございます。よって、ここで予算をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

この鳥獣害のいわゆる200万円においては46人の申請があって、結局この当初予算では

足りないということで追加予算というような形になったと思いますが、ただこれは私の集落も集落全体を、いわゆる施設をしていただきました。しかしながらサル、時においてはイノシシも中へ入ってくる。ましてやよその地域においては施設をしたんだけど、いわゆる施設の中に林があるというような工事内容であると。そうしたところの地域の人たちも、町から今まで出していた補助金を個々に申請した場合、もう打ち切りといいますか、出しませんというような形で今きているわけですが、農家にとっては農作物を作ってサルやイノシシに食べさせるために作るのではなくて、やはり収穫するために作っているわけですね。けども、あれだけの設備をしても、今言うような被害が多々出ている。やはり今まで出していた8割の補助を多少減額しても申請者においては町として出してほしいなというような声も聞かれます。

私も個人で実際、電柵を作り、その年に申請をしたんですが、たまたまその集落がもう計画があるから出しませんよということで補助金はいただけませんでした。せっかくのことだからということで私は個人で行いました。

私のところは電柵でもってやってありますから大豆にしてもほかの作物にしても被害がないんですが、隣へ作った人は非常に昨年はいい、枝豆にしてもさやつやがよかったと。しかしながら収穫間際になったら本当に一朝でもって全滅というような状況下です。これはやはり農業政策の上において果たして旧下部町、旧中富町においては中山間事業でもってあれだけの設備をしているんですが、総額16億円以上の金を投じてやっていただいているんですが、農家にとってはそれほど、投資的な効果が表れていないと。一部においては、それはイノシシが入らなくなったというような声も聞きますが、今、やはり農家の敵はサルです。そうした、やはり鳥獣害においても、その対策を産業課でも検討していただいて、先ほど申しあげましたような補助金の対象といいますか、従来どおり出して、やはり農家がせっかく汗をかいて作った作物が確実に収穫できるような形、それを振興するのが産業課であり、町の政策であろうと思うわけです。これを今言うような形でもって、ただ集落全体をやればいいやというような安易な考えではなくて緻密な、農家に対して声を聞き手助けをしていただきたいなと思うように思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

11ページですけども、民生費の児童福祉総務費の報酬で子ども・子育て会議委員報酬ということで10人分16万4千円ということで、10人で割れば1万6,400円ということなんですけども、何回、どういうふうな形でやるおつもりなのか。議決したあと、どういうふうなタイムスケジュールで計画を立てていらっしゃるのかというのが1点。

それからその下の原保育所費ということで、賃金で臨時職員の賃金7カ月分で105万2千円ということで、9月から3月までということで理解しているんですけども、これはなぜ途中でこういうふうな予算が出たのかというのが1点。

以上2点です。

○議長（福與三郎君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

お答えいたします。

まず3款2項1目児童福祉費の報酬でございます。子育て会議の報酬10人分ということなんですが、これは町で定める特別職の職員で非常勤の者の報酬のうちの、その他の非常勤職員の日額で定めるものに準じたものというところの単価を適用させてもらっております。それで3回分を今回お願いしてございます。

単価につきましては会議の長、会長さんが日額で5,800円、それからその他の委員さんが5,400円ということで、その3回分ということでございますけども、今後アンケートの内容の検討など、3回ほどは会議をするだろうというような見込みの中で3回とさせていただきました。

それから11ページの原保育所の臨時保育士の賃金の計上ですけども、ここではちょっと表現をこういう形でさせていただきたいんですが、一般的ではない性質を持った児童が8月1日から入所しております。一般的ではない性質と言いますのは、異常に行動的で目が離せないという児童が入所してございます。様子を見まして児童本人、それから他の園児の安全を図る意味から保育士の増員を要するというふうに判断いたしましたので計上させていただきました。児童の詳細につきましては、個人情報ということもございましてご容赦願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

子育て会議は今年、この予算の中ではアンケートだけということなんでしょうか。支援事業計画というのは、そのアンケートが返ってきてから支援計画というのを立てるということで今年のこの予算の中には入っていないと理解してよろしいんでしょうか。

それから先ほど、私ちょっと理解ができなくて言えなかったんですけども、12ページの委託費のそよかぜワークハウスに当初予算が963万4千円ということで委託料が出ていたんですけども、それが166万円減額ということでこの理由を教えてください。

○議長（福與三郎君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

今年度、子育て会議の中で検討する部分はアンケートの内容が主な部分だと考えております。計画につきましては、来年度策定ということで義務付けられております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

保健総務費の委託料166万円の減額についてであります。そよかぜワークハウスの委託料の減額で、この内容につきましては財政課長もちょっと触れたと思いますが、福祉車両の寄附ということで、そよかぜワークハウスに10人乗りのワゴン車をご寄附いただきました。それと同時に町の福祉保健課の包括担当が乗っている軽自動車、それから一色のホテルまつりの運営にということで、現金も寄附していただいたんですが、一色出身の依田さんから寄附を

いただきました。当初予算の段階では10人乗りのワゴン車を購入する予定で運営費、委託費ということで計上しておりましたが、それがご寄附いただいたので今回減額ということであり
ます。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

1点だけです。14ページの8款土木費の4項都市計画費の中の景観条例に関する補助金。この補助金、ご説明いただいた中では新しい条例に基づいて初めての事業ということだろうと思うので、中身がこういういい事業であるし、もちろん賛成するんですけども、住民には非常に分かりにくい内容なのであえて質問させていただいて、中身を聞かせていただきたいと思
います。

まず景観づくり条例の中の指定した特定の地域に、特定の地域の特定なものに対する補助金でございますので2,400万円、財源は歳入のところ2分の1の県の1,200万円ということで、あとは当事者と町の一般会計のお金を使うというような形だろうと思うんですけども、景観づくり事業という名前だけでは、門内ということはよく分かるんですけども、旧身延町の門内、門前町、そのへんの景観づくりのための事業ということは分かるんですけども、対象が10件ほどだというふうなご説明も受けましたのでその部分はよく分かるんですけども、どんな中身を事業として進めていくのかなというのが分かりにくいので、せっかくこういう事業で執り行っている仕事をしているんですから、もう少し住民に分かるような説明をこの中へ加えてほしいと思います。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えします。

景観づくり事業補助金、門内地区2,400万円です。平成23年4月1日、身延町は景観法に基づく景観行政団体に移行されました。身延町らしい景観形成を総合的かつ計画的に推進していくため、平成25年5月に身延町景観計画が策定され、6月に身延町景観条例が制定されました。

身延町景観計画のうち特にきめ細かく景観形成を図る区域として門内地区を重点地区に指定しました。この門内地区のうち上町の一部が山梨県景観モデル事業地区に指定され、住民が実施する景観事業を行うための補助金であります。対象件数の内訳は店舗が18件、観光協会の事務所、上町の街灯組合、合わせて20件でございます。

補助金の対象事項は景観上、向上するものに限られます。主なものは3つあります。1つは屋根、壁の塗り替え。屋外機の目隠し等。2つ目は屋外の広告物の外観の修景、除去。または集約化。3つ目は景観を阻害している物の片付けでございます。

今年度10件の予定で県が1,200万円、町が1,200万円、合わせて2,400万円の補助金です。事業費の内訳ですが、県が5分の2、町が5分の2、個人が5分の1ということです。またこのものにつきましては限度額がございまして1件あたり県が120万円、町が120万円、個人が60万円の合わせて300万円の事業になります。今年10件行いまして、

来年度10件を予定しております。県内のモデル事業の指定市町村は4カ所ございまして富士河口湖、山中湖、忍野村、そして身延町ということで国中では身延町が初めてということになります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

よく分かったんですけども、そうするとこの2,400万円は対象になる家屋とか、そういう個人個人に補助金として出すものの総額と考えてよろしいのかなと思うんですけども、そのほかいろいろ一生懸命やっている中を聞いてみると送電線の地中化とか、いろいろなものを伴って計画を進めているように聞いてはいるんですけども、そのへんとはまったく関係ない予算というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えします。

これは対象件数が20件ありまして今年10件ということで、1件ごとに補助金は最高240万円ということになるかと思います。あと門内の上町地区は電線の地中化ということで今、山梨県の県土整備部のほうで測量、あと設計、あとはその上町地区住民を対象に説明会等を行っており、それが整い次第、地中化の工事に入っていきますので今回の修景事業とは別ものでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

16ページの教育費の社会教育総務費、その中の三沢川ふれあい農園撤去処分業務ということで出ていますが、こちらのこういうふうな形になった経緯、それから場所的なものですね。こういうものを撤去するというよりも、再利用なりなんなりできなかったのか、そのへんをちょっと伺いたいんですが。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

お答えをいたします。

三沢川ふれあい農園撤去の処分業務の関係でございますけども、下部花づくり実行委員会が後継者不在等により解散することになったと。この点については昨日ご説明があったところでございます。管理を委託していたふれあい農園が町へ返還されることによって、河川占用の原状回復の義務を履行するため今回撤去を行うということでございます。ご質問のなんとかほかの利用とかないかということでございますけども、この点につきまして、われわれのほうで花づくり実行委員会の実際の業務をやっていた、当時の久那土分館の分館長さんが業務をしてい

ただきましたがその方、あるいは花づくり実行委員会の委員長さんとも協議をさせていただきました。われわれとすればなんとかあれだけの花づくりをしていただいたところでございますから、ほかに方法はないのかなということで、事務局的としてはお話をさせていただいたんですけども、やはりあの作業というのは見た目以上に、本当にプロ的な内容だったと思います。面積的には3,200平方メートルということでございます。鳴沢のほうからセル苗を、それを仕入れ、土をつくって栽培をしていたと。間には草を取ったりということでほとんど1年中というような作業でした。とてもほかの人に引き継ぐということは完全に無理だなということは業務をしていた分館長、それから実行委員会の委員長ともお話をしていたところでございます。

そして実行委員会の委員長、それから分館長、われわれだけで話をして決定することはできませんので、3月ごろだったと思いますけども実行委員会を開かせていただきました。そこで皆さんと協議していただいたんですけども、やはりあれだけのものを今後維持していくことが実行委員会としても難しいと、できないといったことで今回、撤去していくということになりました。

ただ、これまで何年間も、これはかいじ国体以後だったと思いますけども、一生懸命やっていただいたということで、いきなり花の活動というものをなくすことはできません。実際のところ集落公民館事業のほうで十分、下部の場合には定着をしております。集落公民館でもそういった活動をしていただきました。このため公民館費の中の消耗品を使って、わずかばかりですけども希望するところには花の種を配って継続してやっていただけたらなということで、ご理解をいただいたという経過でございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今、高齢化して大変厳しい状況だということはよく分かるんですが、あれだけの広いところを、河川ですから撤去して返す。そうすると雑草が生えて、それなりに大変なところが出てくるんだろうと思うんですが、なんか例えば貸し農園とかそういうふうな一般に出してやれるような方法というのはないんですかね。あそこをうまく利用して。そういうことは検討なさったんでしょうか。なんかみんなで作れば、今までは結構、その公民館の館長さんと花づくりの方々に、一部の方々に負担がかかっていた。だから大変ということがたしかにあったと思うんですよ。それを多くの方々に、例えばみんなで作らしましょう。よくあるんですが、他の市町村でも皆さんで作らしましょうとか、こういうふうなことをやりましょうとか、講習会をやつて、こういうふうなみんなで作らしましょうということをやっているところもあるんですよ。そういうところできれいに個々が小さく区分して管理しながら、全体を町なりなんなりが管理するというふうなそういうやり方もあるんですよ。だから撤去するのは簡単なんですよけどもそういうことが不可能だったのか。またそういう話も出なかったのか、そこだけ聞きたいです。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

実行委員会の席においては、そういったお話は出ませんでした。下部の教育会とか、あるいは関係するところ皆さんに年に何回か出て協力していただいたということで、その大変さというのは重々分かっていたんではないかと思います。そういったことで今お話のような小分けして自分たちがやるというところまでのお話は出ませんでした。これはもうやむを得ないといったお話でした。

もう1点、用途を変更してという意味だと思うんですけども、農作物ということですけども、あそこの河川はふれあい農園というか、花づくりということで位置づけされておりますから、われわれとすれば県のほうに、いったん整備した中で、またどんなふうな活動が出てくるかそれは見極めていきたいと思いますが、とりあえず目的として達成したのではないかということで整理をしたいというふうに考えております。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

2点お伺いします。

10ページ、総務費、財産管理費の町道古関田ノ上線更正登記事務ということなんですが、この登記内容とそれから対象となった筆数というか土地だと思うんですけども、そのへんの筆数と更正の理由についてお伺いしたいと思います。

それから14ページ、道路橋梁維持費ということで工事請負費1千万円の町道八日市場市街3号線ほか4件と、それから同じように土木費の河川維持費で鯉原沢川河川維持工事というのがあって、それぞれ維持工事なんですがこの工事の内容についてお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えします。

町道古関田ノ上線の更正登記業務ですけども、この筆数は2筆ということで当時これは下部町時代に登記したわけですが、今、町道として、もらい受けたところともらい受けでないところが逆に登記されていることが分かりまして、これを現状に即すように登記をし直すという業務でございます。

続きまして14ページの工事請負費の内容でございます。町道八日市場3号線、これはカーブの拡幅、あと擁壁、舗装工を行います。町道上大島線の道路の維持工事、これは水路を改修しまして、蓋をかけて道路としても使えるようなものにします。町道熊沢岩下線の道路維持工事、これはやはり水路に蓋をかけまして道路の幅員を確保するというのと、あとちょっとした擁壁等を行って道路の幅員を確保するというものです。町道高校北線の道路維持工事、これにつきましても、梅平地内の身延高校の裏側になる路線でございますが、これも水路の蓋が古くなりまして、車が通るとかかっている蓋をはねてしまって危ないということで、水路も外れない構造のものに変え蓋の架け替えを行う工事でございます。

その下の河川費の中の工事請負費、鯉原沢川の河川維持工事ということで場所は八木沢の鯉原でございます。水路が崩落して水が流れないということでコルゲートを新設して河川の維持

にあたりたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

町道について今いろいろ聞いたんですけども、実は下部町時代に宅地を購入したところがその真ん中にある、購入した広い土地を何軒かで分けたみたいなんですけど、その真ん中に残っているのが私有地で今のその古閑田ノ上線と同じように、それはもうはじめから町が買い上げたとか何とかではなくて、そのまま私道で残っているという部分があって、できればそこへ、今、全然排水路もまったくないというところなので、そこへ排水路をほしいという住民の願いがありまして調べていただいたところ、どうも真ん中にそういう私有地が残っていると。それを例えば私有地でなくすための作業というか手続きというか、それはどんなふうにしたらいいのかということをお聞きしたいんですけどもいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えします。

今、議員さんがおっしゃられたことは、そのお宅へ行くまでの間が私有地の道路ということで、私道ということになるかと思えます。それを公的なお金を出して改修なり、改良なりをするということは、まずは町道なり農道なりそういった公的な道路にしなければならぬと考えます。それにはやはり公益上、町道として、農道として必要かどうかというそういう見極めが必要でございますので、町道に認定するときは区域の変更とか、新規路線でありましたら議会に上程しまして認めていただくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

柿島良行君。

○2番議員（柿島良行君）

1点お伺いします。

16ページの教育費の公民館費でございますけども、この中で研修負担金として426万7千円の補正が組まれておりますけども、これは甲種防火管理者再講習料ということでございますが、公民館費の中で出ていますので、どういうところに何人配置をしているのか。あるいはする必要はあるのか。また再講習の方法はどういうことなのか。それから再講習というのは何年に一度とかとなると思うんですけども、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

甲種防火管理者再講習料は研修負担金の上の欄の4千円ということでございます。補助金の426万3千円は下の17ページの集落公民館整備費補助金、大庭集落公民館、元町集落公民館の整備費の補助金の減額でございます。

甲種防火管理者再講習につきましては、これは職員でございます。職員が身延地区、それから古関分館の防火管理者ということになっておりますので、その2名、資格を持っているんですけども、再講習が必要ということで2千円掛ける2人ということでございます。

それからその講習の期間ということでございますけども、すみません、ちょっと私、理解しておりませんので、また改めてお答えをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議事の途中でございますけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時30分です。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（福與三郎君）

再開の前に先ほど未答弁がございましたので、未答弁の答弁の用意ができたようですから、佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野勇夫君）

先ほどの防火管理者の再講習の期間ですけども、資格を取得してから5年以内に再講習を受けるといふふうになっております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

先ほどの国保の資格証、短期証の関係でございます。

25年6月1日現在でございますが、資格者証交付61世帯でございます。短期証につきましては25世帯の方に交付しております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

議案第73号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第74号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第75号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

議案第75号について、1点だけ伺います。

水道事業費の中、簡易水道建設費、ここに委託料をもって下部の簡水、それから中富南部簡水、それから古長谷・福原地質調査業務というような中で委託料が計上されておりますが、この内容について伺います。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

お答えします。

下部簡易水道、新湯川橋橋梁添架工事につきましては、今までの計画が常葉川の横断が旧湯川橋、行ってみますと旧道がありましたけども、旧道を配管するというような予定になっておりましたが、河川占用を申請したところ河積ですね、川の断面が取れないということで県のほうからここは通してはいけません。添架は駄目ですという話がありました。それに伴いまして新湯川橋のバイパスのほうの新しい橋梁に設計を振り替えるということで協議をしましていたしました。それによりまして協議が整うというような状況になりましたので添架工事のほうの委託を計画したということになります。

それから中富、曙地区の統合簡易水道事業につきましては統合簡水を進めるにあたりまして水源地在地的なものがないということで、その調査をするために古長谷、それから福原の地区に電気探査というような水量を確認する水質調査を行うということで計画を進めるということになります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

（なし）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第76号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なし）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第77号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なし）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第78号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なし）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

発議第1号につきましては議員提出案件でありますので、質疑・討論を省略し採決を行います。

と思いますがこれに異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

次に認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件、議案第71号、以上13件につきましては委員会付託を省略し討論・採決を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって財産区特別会計歳入歳出決算12件、議案第71号につきましては委員会付託を省略し討論・採決を行うことに決定いたしました。

続けて、お諮りいたします。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件につきましては一括討論・一括採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件につきましては一括して討論・採決を行うことに決定いたしました。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件について一括討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論もないので、討論を終結いたします。

議案第71号について討論を行います。

討論はございませんか。

(なし)

討論もないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件について原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、

認定第1号中、平成24年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成24年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成24年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成24年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成24年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成24年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成24年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成24年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成24年度身延町西嶋財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成24年度身延町曙財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成24年度身延町大河内地区財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成24年度身延町下山地区財産区特別会計歳入歳出決算について

以上12件については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第71号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第71号 峡南広域行政組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第1号について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって発議第1号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第4 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもちまして本日は散会といたします。

○議会事務局長(中村京子君)

それでは相互にあいさつを交わし、終わりたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時42分

平成 2 5 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 2 日

平成25年第3回身延町議会定例会(3日目)

平成25年9月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	佐野富雄	2番	柿島良行
3番	野島俊博	4番	望月明
5番	河井淳	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	深沢脩二
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	穂坂英勝
13番	伊藤文雄	14番	望月広喜
15番	望月秀哉	16番	福與三郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	笠井一雄
会計管理者		樋川信	財政課長	笠井祥一
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	渡邊勢津子
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		高野博邦	環境下水道課長	深沢香
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

相互にあいさつを交わし始めたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告者は6名であります。

まず通告の1番は野島俊博君です。

野島俊博君、登壇してください。

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

通告に従いまして、一般質問を行います。それでは早速、始めます。

まず私の思いをはじめに申し上げまして、それから質問をさせていただきます。質問をする際はまず私の考えを先に言うこともありますけれども、どうかよろしく願いいたします。

それでは始めさせていただきます。

まず2020年、夏季五輪東京開催決定、56年ぶり2回目の報道がありました。皆さんともども喜びを分かち合いたいと思っております。

そしてプレゼン、皇族の高円宮妃久子様の英語・フランス語で感謝の気持ちを述べられたこと。またパラリンピック、走り幅跳びの佐藤真海氏やフェンシングの太田雄喜氏などの慣れないながらも身振り手振りで英語のスピーチ、滝川クリステルさんの流暢なフランス語、英語によるおもてなしの精神に感激したところであります。

さてスポーツを通じて元気な経済、明るく豊かな国づくり、そしてまちづくり、さらに富士山世界文化遺産登録、平成29年には中部横断自動車道の開通、また国道300号の整備、さらに2020年、平成30年になりますか、夏季五輪、そして富士五湖周辺の集客がさらに伸びることが予想できますが、本町への誘客を含め、このプラスをどのように生かしていくのかということも大きな課題となると思っております。

そして国際感覚を身につける意義、とても大きなものがありますけれども、外国語教育の充実、そして品質・環境における国際規格への認識を持つ意味がさらに大きくなってまいりました。

グローバル人材の育成と活用が必要となってきたところでございますけれども、人口減少化の経済政策視点をここで挙げてみますと総人口は今後50年で30%近く減少し、8,993万人ともいわれております。さらに生産年齢人口は4,595万人と現在のほぼ半分の水準、その結果、2055年には高齢者1人に対して支え手は1.3人になる予想でございます。

そしてアジア地域の成長を加速させ、それによって生まれた安定的な需要を日本が取り込むという戦略の進化、言い換えれば日本がアジア各国と産業面での連携を強化しつつ、最先端の技術、きめ細やかなサービスで成長する世界各国のお客さんを獲得する戦略、それを担う人材の育成が急務となってきたところでございます。

では競争力人材の育成に向けた課題としては、企業が急激な環境変化に対応してより付加価値の高い競争力のある財、サービスの創出を可能とするためには、これまでの既成概念に捉われないアイデアやビジネス・モデルを構築し、それを推進・下支えすることで、広義のイノベーションを起こしていくことのできる人材、すなわち競争力強化に資する人材を育成、確保することが不可欠であると思っております。

それでは、このような難局に立ち向かう人材の育成と確保をどのようにしていくか。まず考えられることは、将来を担う若者に対する学校教育を中心とした教育基盤をこれまで以上に充実したものにしていくことが重要。大学進学率が50%を超えている現在、大学院等の高等教育機関の果たす役割は極めて大きくなる。

それでは教育をどのようにしていくのか。まず教養教育の充実といたしまして企業が求める人材像の要素はと言いますと自主性、積極性、先取りの精神、柔軟な発想と深い考察力、コミュニケーション力、国際的視野と多様性の受容などが挙げられます。そして社会のグローバル化がさらに進んで小学校での外国語活動もさらに重要となってくると思います。子どもたちの英語能力、特に聞く・話す、コミュニケーション能力の向上がより一層求められております。

このようなことを前提に質問をさせていただきますので、どうかお答えをお願いいたします。

経済・社会のグローバル化が進展する中で、子どもたちが21世紀を生き抜くためには国際的共通語となっている英語のコミュニケーション能力を身に付けることが必要でございます。このことは子どもたちの将来のためにも、国あるいは本町の一層の発展のためにも非常に重要になってきております。そこで質問をいたします。

日本が経済における国際競争に負けないためには、日本人の教育レベル、とりわけ英語教育の充実が重要でございます。英語力を高めるためには、教える側の能力を高めることが不可欠でございますけれども、教える側のスキルアップについて伺います。ご回答をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

英語力を高めるために、教える側のスキルアップはどのようにするのかという、英語教育に関する質問でございます。

英語教師のスキルアップ、つまり教授法の向上を図るためには管内中学校で実施していることなどについて、現状のお話をさせていただきたいと思っております。

まず研修でございますけれども、県教委が行っております悉皆研修、県教委や教育事務所単位の公開研究会、さらに教師が主体的に取り組む県外研修、大学での研修、また学校では研究事業や指導主事を迎えた校内研修を行っています。

次に週3日、ALTを派遣し、いわゆるネイティブとコミュニケーションを図りつつ、より実践的な語学指導についても研究をしているところでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

より実践的な教育ということで、これは私もそのとおりだと思います。まずそこにいくまでに研修もしっかりやられていると思いますが、私は国際感覚を身に付けるということと英語力を身に付けるということは私は違うと思います。それは英語をきれいな文法で話せるようなことはあっても、その異文化や人種の違う人たちの気持ちや背景をイメージすることができませんので、英語を話せても実践では通用しない英語となるではないかとそういうように考えます。

これからはどんな人も、誰も避けることのできない超グローバル時代でございます。私は遅まきながら英語取得法への既存の考え方を根本的に見直す必要があると感じております。なぜなら、その目的は世界の中で日本人としての自覚と誇りを持ち経済活動をしていくことができるようになってはいけないからであります。強い日本、ジャパン・アズ・ナンバーワンであれば、日本語だけ学んでくれて日本人に合わせてくれた外国人も多かったかもしれませんが、これからは日本人が積極的に海外に意識を向けて外に出て行くことがこれは必須でございます。相手の国の文化や気持ちを理解するために英語というツールが必要になってくるというのが、これが私の理由でございます。どうですか教育長、こういう考え方とももの見方は、「やるのは、いまでしょう」と私は思いますけども、ぜひ、そのへんのところも考慮していただければと思います。

次に移ります。

教育、社会経済の進展に対応した教育の推進については、目指す姿はというと「国際化や情報化など社会経済の進展に対応した知識・技能を身に付けている。」また「障害のある子どもたちが一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を受け、社会参加できる力を身に付けている。」と考えます。現在はというと少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが急速に進む中で社会経済の進展に対応して生き抜いていく、たくましい子どもを育成することが求められております。

少子化による児童生徒が減少する中で、時代が必要とする人材を育成するには教育環境の整備はもとより家庭や地域との連携、そして協力した教育活動の一層の促進を図る必要が私はあると感じております。

そして小学校の外国語活動について平成23年度より小学校において新学習要領が全面实施され、5・6学年で年間35単位時間の「外国語活動」が必修化されていると思います。また、情報化やグローバル化に対応した知識や技能の習得を促進するため小学校、中学校、高校の各段階に応じたICT活用教育や外国語による高いコミュニケーション能力の獲得に向けた教育および私がこの6月の議会に質問いたしましたキャリア教育の充実が必要だと思いますがいかがでしょうか。そこで質問いたします。

質問1の2でありますけども、「小学校の外国語活動の現状をどのように評価するのか。またICT教材を使った教育について基本的認識、考え方を伺いたい。」よろしく願いいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

議員さんからご指摘いただいたように、小学校では新学習指導要領に基づく時間の設定等も

行われています。小学校でございますので外国語教育ではなく、外国語活動と申しますけれども、この活動という呼び名にふさわしく音声を中心に外国語に慣れ親しませて体験的に諸外国を理解し、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的にしています。

本町では平成21年から先行実施をしております。外国語活動は基本的には担任が行いますが、2人のALTが各小学校を巡回して授業の組み立てや教材の手配など、積極的に授業に参加をし、また学校行事などを通じて児童と交流をしております。

小学校の算数が中学校では数学となるような、英語にはそのような小学校からの連続性がなかったもので、小学校の段階においてネイティブの音声に親しむことで大きな教育効果が表われております。

次にICT教材についてお答えします。

代表的なものはパソコン、デジタルテレビ、あるいは電子黒板、実物投影機、プレゼンソフトなどだと思いますけども、本町ではインターネットでの調べ学習、それからDVD教材や教師が作成した資料を大型テレビに映す、あるいはパワーポイントを使った発表等を行っております。また一部の学校ではタブレット型端末の導入を目指した試行も行っています。

現状でICT教材についての取り組みはこのような状況です。今後については学校現場において、個々のICT教材の有効性を見極めるということも大事でございますので、その上で積極的に導入を図るべきだと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

外国語活動においては、その音声を中心に外国に慣れ親しませる。そしてこのコミュニケーション能力の素地を養うということは、これは本当にそのとおりだと思います。

その中で今、話を聞いていて目的というものが、その学校でのICT利活用の目的というものがちょっと不明だったような気がするんですけども、その点、私はこういうふうに考えるんですね。その学校へのICTの目的、従来の教育方法や教材、教務では実質的に難しかった教育目標を達成すること、また児童生徒自身の主体的な学習活動や発展的・創造的な学習活動を実現することにあると考えます。

特にこれから情報社会に備えてICTを問題解決に的確に活用し情報収集、編集判断、発信できるような児童生徒を育てていくには、あらゆる学習の場面で児童生徒自身にICTを活用させる機会を与えていくことが望まれると感じてはいますが、この点はどうでしょうか。またそれを1つ考えていただいて、もうすでに考えていると思いますけども、その点をこれからも進めていただければと思います。

次に運動部活動の推進について聞きます。

適正で魅力ある運動部活動の推進。では運動部活動の意義を考えてみますと運動部活動は単なるスポーツの普及・発展に留まらない極めて大きな意義が私にはあると思います。それは、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくり・豊かな人間性の育成・体力の向上と健康の増進・豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活の展開・地域・家庭の活性化等々が挙げられると思います。

特に生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくりは重要であると考えております。そ

れはスポーツの楽しさや喜び、また感動、悔しさ、爽快感、達成感等の体験、運動機能の向上、生きがいにあると思います。

また運動部活動は児童生徒が体育の授業で体験し、興味・関心を持った運動をさらに深く体験するとともに授業で身に付けた技能等を発展・充実させることができるものでありまして逆に部活動での成果を体育の授業で生かして他の生徒に広めていくこともできることにあります。さらにスポーツに生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しておりまして、合わせて体力の向上や健康の増進を一層図るものであると考えます。そこで質問いたします。

生涯スポーツに親しむための入り口となる運動部活動、運動経験のない子、また不得手な子、同時に入ってくることもあるかと思えます。質問1の3といたしまして部活動をさらに推進するためには運動経験のない子どもがスムーズに入れる環境づくりも必要と考えますけども見解と取り組みを伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

部活動の意義につきましては今、議員さんもおっしゃっていただきましたように、いろいろな子どもの、これからの人生づくりに大切な経験となることだと思っております。中学校の学習指導要領には、「スポーツや文化および科学などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」とあります。

部活動には運動部活動のほかにも文化部活動がございます。部活動は生徒みずからが同じ趣味とまた関心を持つ同好の士とともに行うものでありますから、部活動の選択は生徒本人の自主的な選択でなければならないと考えます。とはいえ学校では運動の苦手な生徒や、また運動経験がない生徒をはじめ、すべての生徒が運動部活動に興味を持つように、具体的な例として2月に行われる新入生一日体験入学での部活動見学、また4月には生徒会主体の部活動オリエンテーション、仮入部期間等を設定し、いろいろな部を体験させるなど工夫をしているところでございます。また他に部活動の選択肢のない学校については、比較的短期間に技術の習得が図られるよう顧問教師が基礎から丁寧に指導をし、運動に対する興味が持続するような努力をしています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

この件に関して今、答弁にもありましたとおり、それぞれの学校の伝統や特色、また技法等の状況に応じて個人の技能や体力を踏まえた練習計画を作成することや夢を持って入部した生徒が楽しさを味わい、無理なく活動ができるよう指導するなど可能な限りの工夫を講じていると思いました。

しかし、こういう中でもやっぱり先を見ますと生徒はやはり少しずつ減少します。そして学校を卒業してしまいますとスポーツに接する機会がめっきり減りまして、生涯を通してスポーツをすることが非常に困難な状況にもなっております。それが現状であると思ひます。

また少子化による部員数の減少への対応とか、学校部活動のあり方もやはり今以上に検討していかなければならないように思います。したがって、今後は地域との連携や協働の環境をさらに深めることや、外部指導者の方々との連携も一層密にして新たな支援の広がりも大切になってくると思います。

そこで質問いたします。質問1の4です。子どもの減少による部活の対応、あり方をどのようにお考えなのか。また保護者を含めた地域の現状や課題を認識して理解してもらうことが重要であると私は思いますが所見を伺います。お願いいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

学校がいわゆる一定の規模でないと運動部、あるいは文化部ともに部活動の選択肢が限られてしまいます。生徒数が減少しますと運動部活動はチーム競技から個人競技に移行していくしかありません。またチーム編成ができる部員数を確保するために、学校ではチーム競技の部数削減も考えていかなければならないわけでございます。

生徒数が少なくても指導者の工夫で部活動を活性化させることは可能であります。また1つのスポーツが小規模校の伝統になるということや全員が選手になる機会があるということもございまして、逆に切磋琢磨するということもあるかもしれません。しかしながら選択肢は少ないという問題は依然として解決しないわけであります。

先ほど説明しましたように部活動は教育活動の一環とされております。学校としては生徒の興味や関心に応えられるよう、文化部を含め部活動の種類が多ければよりよいわけでありますが、現状の生徒数ではいかんともし難いものがあります。また保護者の方々も重々ご承知だと思っておりますけれども、地域住民の方々にも学校はかつて自分たちが在籍したころとは部活動ひとつとっても様変わりしていることをご理解もいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。したがって生徒数減少というのは、これはもう目に見えているんですよ。10年後にはもう15歳以下が800人とか、それは目に見えているんですよ。だから私はそういうふうに今後減少したことを言ったわけですけども、そしてこれからどういうふうにするかということは今、教育長さんがおっしゃいましたけども、だから先に延ばすではなくて、それをやるのはもう今でしょう。と思います。ぜひひとつそういうところで進めていただいて、こういう難局に立ち向かっていっていただきたいとそんなふうに思います。

やっぱりこれは地域の方々、保護者の方々の理解もこれは当然、得なければなりません。そして子どもを町全体で育てるといふ、そういう意気込みでもってやっていかなければならないとそんなふうに思います。だから「やるのは、いまでしょう」ということです。

では次に移ります。武道・ダンス必修化について聞いていきます。

文科省によりますと武道・ダンス必修化について、平成20年3月28日に中学校学習指導要綱の改定を告示し、新学習指導要領では中学校保健体育において武道・ダンスを含めたすべての領域を必修化することとしたとあります。そこで聞きますが質問1の5、武道を必修化する

る意義についてどのように捉えているのか、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんご指摘のとおり文科省では平成20年3月に中学校学習指導要領を改定いたしまして保健体育において武道、それからダンスを必修としました。武道の必修化について文部科学省が行う説明によりますと武道は武技、それから武術などから発生したわが国固有の文化であり、相手に対し技をもって攻撃したり、相手の技を防御したりすることによって勝敗を競うことを楽しむとともに武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重することを重視する運動であるとされております。つまりサッカーや野球と違って、あくまで個人が相手と心身両面に対峙することによって、みずからを高める精神性の高い競技だと思えます。

子どもたちを取り巻く情報は、かつてないほど多くなってきています。安易な選択が可能となっている現在、武道を通じ自分を見つめるよい機会であると捉えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

武道をすべての生徒が学ぶことの意義について今、述べていただきまして、私もそのとおりだと思います。だからこれは、私は自分の考えは言いませんけども、やっぱり武道を学ぶことで単に試合の勝利を目指すだけでなく、技能の習得などを通して礼法を身に付けて、そして人間としての望ましい自己形成を育むことが重要であると私も考えております。さらにその重要性は今は非常に高まっているのではないかなとそんなふうに思います。

次に移ります。

必修化となった武道の授業は1・2年生を対象として実施されるものでありますけども学習指導要領では基本動作と基本となる技を確実に身に付けるとともに相手の動きの変化に対応した攻防ができるようにすることとされております。また運動部活動は学校教育の活動の一環として関心を持つ同好の児童生徒が教員等の指導のもとに自発的・自主的にスポーツを行うものでありまして、より高い水準の技能や記録に挑戦する中でスポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義が私はあると思えます。

そこで質問いたしますけども、では武道必修化が始まり、現在、中学校では具体的にどのように武道の授業が行われているのか。また武道の授業と部活動はどのように違うのかについてお答えをお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

まず久那土中におきましては外部講師を招いて弓道に取り組んでおります。もともと地域で盛んだったので地域と連携をした教育を行っているところであります。下部中でも外部講師を招聘しながら薙刀に取り組むとともに相撲も選択をしております。中富中と身延中では柔道を取り入れております。いずれも保健体育の教育課程の中で行いますので、実施する期間と時間

を区切り、例えば中富中の柔道は各学年ともほぼ1カ月間に10時間程度、集中して行っています。他の学校についても同様でございます。

次に武道教育、いわゆる授業と部活動の違いということですが、大きな相違については武道教育は教育課程つまり授業として行い、全員が経験をすべきものであり、また運動に親しみ体力の向上と健康の保持・促進を生涯にわたって保つことができるようにするものであり、部活動は生徒が自主性を持って任意に参加をし、競技力の向上を図るとともに責任感、連帯感、好ましい人間関係の形成のために行うものだとして理解しています。

いろいろな運動を一時的に体験し、運動による健康保持に関心を持たせるのが授業であって1つの運動を極めるために通年行っているのが部活動であるともこのようにも言えると思います。以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。確かにそのとおりだと思います。先ほど、その質問の前に私も言ったとおり、スポーツを自発的に行うということと、より高い水準の技能や記録に挑戦する中でスポーツの楽しさや喜びを味わって学校生活に豊かさをもたらす意義があると。今になればやっぱりそのとおりであるなど私はつくづく思っています。そういう中で外部指導者とか、そういう人を招いてやられているということ、特に武道ですね。またそういう中で今、考えますと少年野球もありますし、サッカーもありますし、できればゴルフも外部指導者を入れて、やっぱり世界的な選手を育てていくとか、そういう夢を子どもに持たせるということも非常に大事なことでないかなとそんなふうに思います。

要するに先ほどから言っているとおり国際的視野に立つということで、やはりこの身延から素晴らしい人間を外に送り出してやっていくこともわれわれ町民の役目ではないかなと。そして世界の舞台で活躍できる人間、高校野球を見てもあれだけの素晴らしい、喜びを感じる人も多いわけでありますので、ぜひそういうことを含めて今後さらに努めていただきたいなとそんなふうに思いますけども、その点についてはどうかひとつ検討をさせていただいてやってほしいと思います。私たちもそれはやっていかなければならないとそんなふうに思っています。

次に移りますけども、社会生活の秩序を保つために必要とされる行動、作法、礼儀を重んじる精神は他の教科や家庭教育、友だちとのコミュニケーションなど生活全体を通して身に付けるものと考えます。他の教科や家庭教育の中で指導される礼儀や他人の考えを尊重する態度の育成と武道で指導する礼節をどのように連携して身に付けさせるのかという問題と、例えば柔道におきまして、技術面において受け身、立ち技、寝技などが考えられますけども、どのようにこれを進めていくのか、そこで聞きますけども、武道を通じた精神文化についてどのように指導されるのか。また技術については必修となっている中学校1年・2年生にどこまで指導できると考えているのか、ひとつご回答をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

武道を通じた精神文化ということでございますけれども、日本を知るとか、あるいは伝統を知るといふことであれば、学校ではほかにもさまざまな取り組みを行っているんですけども、

武道教育では、とりわけ武道独自の精神性を学ぶということが大変必要になってくると思います。授業では単に技術の伝達だけではなく武道が姿勢や「動と静」の一連の動作の中に伝統文化の一面を有することや、基本的な所作を通じた礼法、礼儀の意味などについても触れているところがございます。

また武道教育は先ほど説明しましたが、保健体育の授業の中で限られた時数行うものでありますので、保健体育のほかの競技も同じことですが、武道とは何かを安全に効率よく理解させる必要があります。したがって受け身などの基本動作の反復を中心としながら武道に関する興味を喚起するとともに武道の持つ精神性を理解させるようなことが非常に大事ではないかと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。

ちょっとそれをまとめさせていただくと、この武道の授業を通じて精神面では相手を尊重し、そして伝統的な作法、所作、行動などの礼節を重んじ思いやりのある心や感謝の心を育てていくとそういうことだと今聞きました。

この礼節を重んじる精神は、これは武道だけで身に付くものではないと私は考えております。特別活動とか授業や掃除、係活動など学校教育全体で、これは大事にしていかなければならないと私は考えております。そして学校教育において、あいさつとか言葉づかい、ルールを守るといった基本的な生活習慣を身に付けさせることが何よりも大切ではないかなと、そんなふうに思います。子どもたちが学校、地域の生活の中でやはり自然と振る舞いを身に付けていくということを期待します。

どうでしょうか、これまでのやりとり、将来に向けて考えていかなければならないことが見えてきたと思うんですけども、委員長さん、教育長さんもおられますけども、私は今の質問に対する回答をいただいて、また自分の考えを考え合わせますと、やっぱり子どもを育てていくということは今後に向けては子育て支援、生涯学習、教育委員会がやはり垣根を越えて、そして地域と連携して、町を挙げて将来ある子どもをみんな育てるということが必要ではないかなとそんなふうに思います。これについてどうでしょうかということは問いませんが私もそういうふうに思います。

次に地域と学校について聞きます。

全国的に子どもたちを狙った痛ましい事件が今、ニュースで流されております。大変痛ましいことでございますけども、子ども110番の家の協力家庭、これは商店や事務所等を含むと思いますけども、不審者から逃れるために駆け込んできた子どもたちの安全を確保する場所となります。また現在は下校時間の青パトの巡回、そしてまた見守りのお願いの放送、これは毎日ですよ。素晴らしいことだなと、また大変ありがたいことだと感謝をしているところでございます。

そこで質問をいたしますが、子どもたちに登下校時災害等があった場合の避難場所を指導されているのか。そして子ども110番の家はどの程度あって管理をされているのか、それについて伺います。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

各学校には災害対策マニュアルが策定をされておるわけですが、学校に児童生徒がいる場合にはそのまま留め置くか保護者の引き取り、集団下校などで対処をしております。しかし登下校時の避難方法および避難場所の想定については、学校ごとに次のように事例を挙げますけども相違が見られます。まず事前に児童生徒に指導していることとして、児童と保護者が一緒に帰宅する機会を設け、通学路の危険箇所を確認する。それから集団登下校の班長に対する緊急時の指導を行う。家または学校いずれか近いほうに避難することや近くの施設や民家に避難することを教えるなどがございます。

また災害でございますが、災害が発生したときは教員が手分けをして通学路に出て安否の確認、それから身柄の保護を行うということです。スクールバスの場合は運転手と連絡をとりながら職員を派遣するなどを想定しているところでございます。

しかし特に電車やバス、自転車、徒歩などの通学形態がある学校においては学校から離れた場所にいる児童生徒の安全をいかに確認して確保するか、解決困難な多くの課題があることも事実であります。

次に子ども110番の家についての実情ですけども、久那土小学校では41軒、下部小学校では42軒、原小学校では31軒お願いしてございます。3校で114軒となっています。身延小、大河内小、下山小は子ども110番の家ではなく子ども見守り隊が主体となっていてそれぞれ200人、143人、40人、合計で383人に協力していただいている現状でございます。

なお西嶋小と統合した旧静川小の児童についてはスクールバスによる通学ということで西嶋小にならい110番の家はございません。

運営・管理について、年度当初に教職員とPTA役員が1軒ずつ依頼をする見守り隊については発足時に登録した方々に引き続き協力をお願いしております。協力者の高齢化という問題がありまして、新規登録者を独自に、あるいは地区からの推薦をいただきお願いをしている現状であります。

また地図に協力者の家を落として校内に掲示をするとともに駐在、あるいはスクールサポーターと連携を図っているところでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。今素晴らしい、マニュアル的なお答えをいただきました。ありがとうございます。

ただ、この事故というのは1つでも起こったらこれは駄目なんですね。だから今までないからいいというような思い込み、慣れ、それはヒューマンエラーなんですね。一番怖いのは、例えば教育長さん、ここのところを出て信号をずっと見ていると、こっちが青になって赤になってもどんどん来るではないですか。青だからいいということではなくて、そして交差点へ行くとなかなか方向指示を出さない車があるではないですか。どっちへ曲がるか分からない。だか

らそういうヒヤリハットですね、ヒヤリとしたことを水平展開していくということがやっぱり私は大事ではないかと思えます。マニュアルがあるからいいではなくて、そのマニュアルをいかに有効に活用するかとか、そして生きた、やっぱり現状を見つめて子どもに水平展開をする、そういうことが非常に大事だと思います。そうするとこういった信号が青になっても、そこでちょっと一服して左右見て車が来ないかどうかという確認まで必要になってくるわけですね。そうするとそこで1つの事故が避けられると。そういうふうにしていかないと今の世の中、非常に厳しい、おっかないことになります。そういう信号での問題もやはり朝、新風を吹き込む目的で会社では特に毎朝、朝礼をやっています。ということは、その日その日に新風を吹き込み、一日を無事に暮らせるように、事故を起こさないように事故を起こすと家族、やっぱり大変悲痛な思いをさせてしまうということです。

そういうことをやっぱり考え合わせて、ぜひこの事故を防ぐという意味で水平展開をされて、ヒヤリハットがあった場合はやはりそういうこともみんな考えて、子どもに伝えていくということもこれは非常に今の時点では大切ではないかとそんなふうに思いますが、この点についてもひとつお考えをいただきたいと思えます。

犯罪場所を踏まえると学校とか家庭、地域、教育委員会などの連携の必要が理解できます。連携を図る際にはそれぞれが自他の役割を理解した上で協力し合って、各役割を果たされるような関係を築いていくと。また通学路や地域における危険、要注意箇所、犯罪発生状況、危険性の高い状況、対策に関わる団体とその対策内容について共通理解を図る必要があると思えます。

今3時になると放送がありますけども、これはマンネリを防ぐために毎日やっていくということは非常に大事なことですよね。この町はすごいということがやっぱりありますので、毎日続けてやるということはこれは非常に大事なことはないかと思えます。青パトの方も非常にまわってきておりますけども、その網をくぐって行るのが犯罪でありますので、ぜひそういうことも含めて深く追求をして子どもを守っていただきたい。そのためには普段ヒヤリハット、ヒヤリとしたこととかそういうものもやっぱり水平展開して伝えていくということが、これが生きた事業ではないかなとそんなふうに思えます。

以上でこの教育行政にかかる質問は終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

あと、議長9分ですね。

○議長（福與三郎君）

あと11分あります。

○3番議員（野島俊博君）

ではちょっと端折っていきますけども、次に移ります。

行財政推進計画についてということで、2の4までありますけどもよろしく執行部の方にはお願いいたします。

まず身延町の行政改革大綱第3次に人口減少社会の到来ということが載っていました。特に注目すべき点は平成22年の0から14歳の年少人口が総人口1万4,690人に対して1,249人。生産人口が15歳から64歳は7,687人。平成27年にはこれが推計人口1万3,172人に対して0から14歳の年少人口は893人。15から64歳の生産人口は6,678人とこれは減り続けていくものと思われま。

また身延町の年齢別職員構成の状況、これを平成24年4月1日現在で見ますと20歳未満が1名、20から23歳が4人、24歳から27歳が10人、28歳から31歳が8人、32から35歳が31人と極端にがたんと落ちるところがございます。これは私が言うまでもないことでございますけども、この件に関しても視野に入れて行政経営にあたって勘案していかなければならないものではないかなとそんなふうに思います。

こういう人口減少社会では行政経営は大変、厳しいものがあると思っています。単に人口が減っていくということではなく、若い人が顕著に減っていくという形を伴っての減少であるからでございます。これは多くの自治体が働き盛りの生産人口が減少していくことで税収が減って地方の多くの自治体は今後難しい行政経営を強いられることになると予想されております。

こういう厳しい中で人口減少社会における行政経営の答えを示していかなければならないのではないかと、大変なことでございますけどもそういうふうに思っています。そして生き残っていくための答えを示していかなければならない。そういうところの大変さがにじみ出ていると思います。

さて本題に入っていきますけども、本町総合計画の性格、これは身延町のまちづくり、地域運営の最上に位置する計画となるものでございます。そういうふうに書かれております。それ以下4項目ほどございますけども基本構想は基本計画、前期・後期実施計画で構成されていると。特に基本構想は平成19年度を初年度として平成28年度の目標年度とするとなっております。そして実施計画が計画事業実施、評価、改善の循環を基本として財政計画や行政評価システムの運用と密接に連動させるということになっております。

この実施計画の期間が3カ年として昨年度の財政状況、事業の進捗状況や実施成果に対応して年度ごとに弾力的な見直しと調整を加えていくローリング方式により進行管理を行うものとしております。

したがって進行管理は実施計画各事業について、実施状況の把握と成果の評価を行って事業の見直し、改善を図りながらより効果的な効率的な事業推進に努めるとともに計画との整合性についても定期的に把握するなどPDCAサイクルを活用した適切な進捗管理を行うものであると思います。これは言うまでもないことでございますけども、要は実行成果を重視した行政経営、検証、実施計画事業評価、改善評価結果の活用、予算編成等への反映、これは計画行政評価結果の活用と町民意見の反映による新たな実施計画の策定で、これで1サイクルとそんなふうであると思います。

そして実施計画見直しの概要としましては計画事業数、見直し後の事業数、追加削除の事業数、実施計画の額、見直し後の額、指標の見直し、事業の新設何件、削除何件、変更何件等、町民満足度の向上や人口対策、景気対策等の今日的な課題に対応するため、新たな事業の追加、国との制度改正や厳しい財政事情により廃止、未実施等となった事業の削除、また事業の追加や削除等に合わせて実施計画額や事業指標の見直しを行うことは大変重要であり、必要であると思います。

そして実施計画が目指すものは何かを問いますと、総合計画は計画的な行政運営の指針となるものでありまして、時々刻々と変化する社会情勢や町民意識の変化に的確に対応しながらまちづくりの目標を明らかにして、それを達成するための施策や実施事業を示して社会情勢等の変化などを勘案し3カ年ローリング方式、毎年度見直しということだと思えます。

そういうところで平成29年中部横断自動車道の開通と身延には3つのインターの認可、そ

して国道300号の整備、富士山世界文化遺産登録、このプラスをどのように生かしていくか。また少子高齢化人口減少社会において、これからの行政経営は大変厳しいものであると思いますが、これらのことを勘案して質問させていただきます。

まず次期計画の基本的なお考えをお聞きいたします。よろしくご回答をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

本町の行政改革につきましては、ご案内のとおり総務省の指針に基づきまして平成17年度以降、継続した取り組みを推進しているところでございます。昨年度、平成25年度から27年度までの3年間の推進期間として、身延町行政改革大綱を作成したところでございまして、それにつきましては議員さんのお手元にも配布してあります身延町行政改革プランを見ていただければ、ここに書いてありますので時間の都合もございましてから数値は申し上げませんが、まずこの大綱につきましては地方自治法の第2条の中で、地方公共団体はこの事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。こういうようにも規定をされております。行政運営の基本理念の原点に基づいて知恵と工夫による地域の発展を基本理念に掲げ、そのためには達成目標として小さくて効率的な役場経営が重要であり、取り組み方針として職員一人ひとりが改革実行の担い手として自覚するとともに実行し、適切で最適な行政サービスが提供できるよう行政改革の最終目標に向かって取り組みをしまいたいと思っております。

行政改革の最終目標に向かっては職員の行動改革と町民との連携と協働の推進、それから組織力の強化と財政基盤の確立を2つの柱と掲げて、より一層町民のサービスの向上を図るよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。もう時間になります。

○3番議員（野島俊博君）

では次の部分は、機会が得られましたらまたお伺いするといたしまして私の今日の質問は終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で野島俊博君の一般質問は終結いたします。

質問の途中ではありますけども、ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は通告の2番、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問いたします。

先月8月3日の土曜日に下部温泉において火災が発生し、何軒かの旅館が全半焼するという悲惨な事態になりました。ここで改めて火災によって被害を被った皆さま方と周辺住民の皆さま方には心からのお見舞いを申し上げます。またこの火災にあたり二宮団長を先頭に消火活動にあられた消防団員の皆さん方にはご活躍に対して衷心からの敬意と感謝を申し上げます。それから職務とはいえ、火災の発生から鎮火に至るまで終始一貫してご活躍された総務課交通防災担当者にも改めて敬意を表する次第です。

はじめに今回の火災発生顛末について、お聞きしたいと思います。

まず火災発生から鎮火に至るまでの消防団、消防本部、総務課交通防災担当の対応と被害状況について総務課長にお聞きします。お願いします。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

平成25年8月3日、下部温泉街で旅館梅乃屋と営業していませんでしたけれども昭寿館、登富屋の3軒がほぼ全焼をいたしました。改めて被災をいたしました皆さまにお見舞いを申し上げますところでございます。

さて本火災は土曜日の午後からの火災で強風に煽られ3軒がほぼ全焼いたしました。裏山の山林にも延焼をしたところでございます。

火災発生時の対応でございますが、中部消防署の司令室が火災を覚知いたしましたのが2時25分でありまして、役場日直が2時26分に消防無線の視聴により覚知をしたところでございます。消防担当の携帯電話に連絡をいたしまして消防担当が役場に到着。役場を2時45分ごろ現場に向かって出動しましたが、その間に団長と連絡をとり、防災行政無線により消防団の出動を要請したところでございます。

出動の状況でございますけれども、消防団につきましては出動団員は下部第1分団が70名、第3分団35名、本部員5名、合計110名の出動で消防署が鎮火と確認をしたのが7時50分でございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

対応については理解いたしました。

次に身延町消防団の組織等に関する規則の第3条別表によりますと、今回の火災発生現場は下部第1分団、第3部の担当区域になっています。先ほどの回答の中で第1分団70名、第3分団が35名という出動だったようですけれども、そうしますと今、私が聞こうしていることがもうすでに回答されたような話になってしまいましたけれども、第1分団と第3分団以外はそうすると出動はなかったということですね。総務課長。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

当時の出動要請でございますけども下部第1分団に出動要請をいたしました。これにつきましては地元の下部第1分団第3部が地元でございますけども、分団の出動要請ということで分団全体を出動させるために要請をしておりますので第1分団へ要請をしたところでございます。

その後、山林火災に発展をしたということで下部第1分団と、それからさらに隣接の下部第3分団への出動を要請いたしました。山林火災ということで第1分団だけでは大変だということで第3分団も要請をしたところでです。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

第1分団は旧下部の中心になる分団で第3分団は久那土のほうの分団ですよね。それで先日の本会議で消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正ということで同僚議員から日ごろ家庭に多い女性のお力を借りて、女子消防隊のような自主防災組織をつくったらどうかというような提案がありました。過去には下部地区でも上之平女子消防後援隊などという組織がありまして地域に貢献してきた歴史があります。現在このような組織をつくっている地域があるでしょうか。また各地の自主防災組織の活動状況を総務課のほうで把握しているかどうか、その点についてお分かりになる範囲で総務課長お答えをお願いします。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

婦人消防隊ということでございます。例えば質問の中にも自主防災組織の活動ということで出てまいりましたけども、広い意味で言えば自主防災組織につきましては消防団、立場が違いますけども、これは公共のものでございますけども自主防災組織でございます。本町の中には婦人消防隊という部分では今、活動がございません。ただしこれらは自主防災組織でございますので、もしそういうものをつくりたいというようなことであれば、また消防団の中で検討をしていかなければならないことだと考えております。町が強制的につくって押し付けるものではないと思っております。

それから自主防災組織の活動ということで、消防団以外の他の町内会や自警団等の自主防災組織につきましては町では確認をしてございません。しかしながら今回の火災の初期段階での消火栓からの放水につきましては個人的協力者が複数あったと聞いておりますし、また日没後の団員への飲料水の供給、それから炊き出し等の提供等もございました。これらにつきましては自主防災組織であたってくれたものと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私も近所の人たちが防火にあたったということも聞いております。一番火災の際に必要などうか、重要な問題は初期消火ということで、どのようなときにでも初動体制がしっかりしていれば火事が広がることはないというふう聞いておりますけども、今回は3軒の旅館が全半

焼という事態になったわけです。

今回の火災の際の初動体制については問題がなかったとお考えかどうか。それから今回の火災発生に際して特に参考になったこととか、今後ただしていくことなどがあればお聞きしたいと思えますけれども、この消火にあたった消防団員の何名かから水利に問題があったということを知っておりますけれども、その点について総務課のほうで把握しているかどうか。よろしくお願ひします。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

初動体制に問題はなかったかということでございます。

火災後、出動消防団員に聞き取り等をいたしましたが大きな反省点、修正点は出てまいりませんでした。今後、役員会でも検討いたしますけれども、しかしながら建物火災では他の分団への応援要請は例がないところでございますけれども、林野火災の初期段階で隣接分団への応援要請をし延焼を最小限に止めることができたかと判断しております。

消火用水につきましても自然水利が豊富な地区であったことが幸いし、消火栓につきましても2栓使用したわけでございますけれども、水道施設の整備により長時間にわたった放水にも大きな支障はございませんでした。

温泉街の家の建て込んだ道幅の狭いところでありますので、火災場所に臨機応変に対応していかなければならないということを考え、それから午後から風も吹いていたということを考えても大きな問題はなかったと考えております。団長および副団長の的確な指示と消防署との連携により効率的かつ有効な消火活動を行うことができたと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

大変いい対応だったというふうに評価したいと思います。

下部温泉の場合は一昨年豪雨による水害に続いてこのたびの火災ということで大変な痛手を被ったわけですが、今回の火災で下部温泉全体の復興にはまだ相当な時間がかかるのではないかとこのように考えております。

私、平成18年の9月議会で下部温泉郷の活性化ということで質問をしております。狭くて万一の災害時に問題がある下部温泉の道路の迂回路建設について、現在までの経過を聞きたいということで質問をいたしました。

当時の建設課長から昭和46年ごろから出ていた問題でありまして一時は4億5千万円の予算がついて旧三笠旅館跡地から湯平橋へ抜ける迂回路を造る予定だったという答弁がありました。当時の依田町長からは下部温泉では現在、温泉表示問題があり、この問題が整理された時点で改めて考えていくという答弁がございましたが、実際はなんの進展もないままにというか、道路の迂回路問題についてはそのまま推移しているという状況です。そこで確認をしたいんですが、このような事態が発生することは今後もないと言い切れないわけで行政としてできることが何かあるかどうか、その点について町長にお聞きします。

○議長（福與三郎君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

消防団につきまして、行政ができることは何かあるかということであります。

消防団長は町長が任命し副団長以下、団員すべては団長が任命をしております。訓練や装備品等は点検整備を今後とも団へお願いしていくこととなります。町は引き続き予算の範囲内において消防団の装備の更新、増強を行うとともに消防団の組織を維持していく施策を検討してまいるところでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

道路については、特に今のところ迂回路を造るとかという話はないということで、しょうがないのかなという。実際、下部温泉郷自体が非常にいろんな問題を抱えておまして、私たちもなんとかして、旧下部町はこの下部温泉郷の名前から下部町となったというくらいですから、本来、下部町の中心的な存在であるべきなんですけども、今のところ下部温泉郷自体が非常にいろんな問題を抱えている。あるいは発展性が少ないというか、ないということで非常に残念な形になっているわけなんですけども、私たちもできるだけこの下部温泉郷が活性化できるような方向で力添えをしていきたいし、今後、町のそういう迂回路建設というふうな事業を考えていただけるような状況をつくっていければということで考えております。

次に教育委員会が7月30日付けで出しました身延町立小中学校後期統合計画説明会における意見・要望に関する身延町教育委員会の見解という、息を3回ぐらい継がないと読みきれないような文書を出しているわけなんですけども、これについてお聞きしたいと思います。

全町で22回という、おそらく前代未聞の回数で行われた説明会でありますけども、町民や保護者から出された意見要望を教育委員会として集約した見解ということで今回、出されたわけなんですけども、このようにA3の用紙、たった1枚の裏表にまとめられているわけです。22回に及ぶ説明会での町民や保護者の意見・要望は、この1枚の紙にまとめられるようなそういう軽いものだというふうにお考えなのかどうか分かりませんが、私は非常にちょっと残念な思いで見ました。

私は権力を有する者は常に謙虚でなければならないというふうに考えています。自治体の首長の権限は大統領選に例えられるように大変強力なものでありまして、それゆえに議会は行政を常にチェックするという職務が義務付けられているわけです。したがって、どのような事情があっても決して権力におごれることは許されないと考えております。

何人かが指摘しましたようにこの計画は民意を反映したものではなく、教育委員会が一方的につくったものなので何回説明されても受け入れ難いものであるというふうに思います。

ある著名な作家が説明しなければ理解されないような事柄は説明されても理解することはできないというふうに言うておりますけども、まさにこの計画も何回説明されても納得できない、理解できない性質のものであるというふうに私は考えております。

なぜかと言いますと根底にやはり権力側の思想というか考え方が根強くあって、身延町の学校教育に絶対的な権限を有する教育委員会、または教育長がその権限に基づいて策定したもの

なんだから変更するなどとんでもないと。町民はこの説明を聞いて同意するしかないんだというふうに言っているとしか考えられないわけです。

この見解のはじめに小規模校の長所もあるけれども、一定数を確保することのできる教育もある。将来を見据える中で長所短所を比較し、統合すべき時期にあると判断したというふうに言っております。

説明会でも何人もの人からある程度の規模にするために統合するといっているが規模だけで考えていくと、少子化がこのまま進んでいくと将来身延町から学校がなくなってしまう自体になってしまうのではないかという疑問が出されておりました。学校教育課長は説明の中で昨年生まれた赤ちゃんは全町で54人です、と説明していました。これがもし、事実なんでしょうけども、6年後に学校に入るときは3小を平均にしましても18人。12年後に中学校に入るときには1学年で54人しかないと。あるいはもっと減ってしまう可能性もあるわけですよ。この一字を見ても規模で考えるということ自体が適切でないということは明らかであります。なんとか少子化を食い止めるための努力をしていくということを考えていかなければ、何回数あわせをしても規模をどんどん縮小していだけで最後は学校がなくなるところまでいってしまうという。学校がなくなることはないよという説明は何回もありましたけれども、それはあくまでも学校がなくなることはない、1校でも残ればいいというふうな考え方でしかないと思います。

久那土での説明会で空き家バンク制度を利用して樋田へ移住してきた人がこの計画で学校がなくなってしまうのであれば、ここから出て行くことになると言っていました。せっかく政策室の努力で身延町に来てくれた人を同じ身延町の施策で追い出してしまうという、言葉は悪いですけどもそういうことになってしまう。なぜこんなことになるかと言うとそもそもはじめに統合ありきで計画をつくっているから、こんなチグハグな結果になっているのではないのでしょうか。改めて教育長にこの点についてお聞きします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

説明会でも何回にもわたって、この統合計画の必要性についてはお話をさせていただいております。3町合併当初からの町の計画にあり、合併して9年経ちますけれども、学校統合計画については、これを実現すべく教育委員会はやってまいりました。前期あるいは後期という形で行うわけでございますけども、まず統合ありきというようなことを先ほど議員さんおっしゃいましたけども、当時の3町長の合意、あるいは新町の建設計画にもはっきり出ているわけでございます。統合はこれは10年の計画でありますけどもなんとか実現をしたいという思いで今日までできております。この考えは変わっておりません。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私が言っているのはそういうふうに教育委員会が一方的にこういうふうをしたい、10年間かけてというか10年間でこういう結論にしたいと言っているのは民意を反映していないということを言いたいんですよ。いろんな説明会で、これはちょっと私が言うのは非常に偏っているのかも分かりませんが、特に下部町あるいは中富町でも身延中学から離れた西嶋とかそうい

う場所では非常に厳しい意見が出て、説明会がもう最後はなんだかよく分からないような形になるところもありましたけども、そういうふうに教育委員会が自分たちで、一応答申を尊重してということでやっていますけども、町民がすべて納得できるようなそういうものではないわけですよ。それはすべてが納得できるということを言うとまたちょっといろんな語弊が出てきますけども、身延とか大河内とか向こうの人たちはまったく説明会を開いても異議を申し立てない。それは当たり前ですよ。自分のところに全部学校を抱え込んで自由にというか、本当に近いところの学校に行けるわけですから、もう向こうの人たちはほとんど何にも言わない。言う必要もないわけですけども、そういうふうな不公平なこういう計画をつくって、それを町民あるいは保護者に押し付けるといふ、そのことがちょっと違うのではないかということについて教育長はどう考えているのかということをお聞きしたいんです。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、不公平というお話がございましたけども、この件は以前に議会でもお話がありましたけど不公平とは考えておりません。全町の、いわゆる身延町の教育をどうしようかという考えのもとに計画は立てました。中学校あるいは小学校の配置をどうしようかということを考えてわけでありまして、不公平というにはちょっと合点がいきません。私は不公平とは思っておりませんので、そのへんははっきり申し上げたいと思います。もし具体的に何かあればお示しをいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

だから身延とか大河内とか、そういう場所で説明会をされましたよね。そういう場所では一切不平不満というか、反対する意見はまったく出ないわけですよ。出なかったですよ。実際に。しかしここからこっちのほうというか、下部とか久那土とかあるいは西嶋とかそういうところではもう本当に先鋭的な意見が出てきている。それはそのこと自体が不公平の表れなんです。だから、これは何回言っても教育長は不公平ではないというふうにお考えですからしょうがないんですけども、私たちはそういうふうに、これはあくまでも、例えばではこういうことを考えてみてください。身延中学ではなくて下部中学に1中にするというふうになったらどうですか。たぶん身延町の旧身延地区の人たちは反対するでしょうね。なぜあんなところまで行かなければならないんだと。そういうことです。それを私は言っているわけです。つまりここからこっちのほうの、中富、下部、久那土の人たちは一番はじの南の身延中学へみんなで行かなければならない。でも例えば下部中学校にみんな行きましょうということになったらどうですか。やはり身延中の子どもたち、あるいはその保護者たちは反対すると思うんですよ。そこですよ、だから。私が言っているのは、そういうふうに、教育長は不公平ではないというふうに言っているのがどういう根拠に基づいて不公平ではないと言っているのか、そのへんが私にはよく理解できないんですけども、その点もし説明ができればお願いします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、例えばという話の中でお話があったんですけども、学校を統合しようという場面で新しく校舎などをつくらうという計画であれば、また話は別ですけども、今ある施設等を有効利用していこうとするならば、では中学校をどのようにしようかと考えた場合、学校の施設等の規模や機能等を考えた結果、身延中学校を使用することにしました。例えば北部にあります久那土中学校を使用するというお話もあったんですけども、要するに統合というのは2つを1つにする、あるいは4つを1つにするということで、残らない学校が現実には生ずるわけでございます。そこを議員さんは不公平だと先ほどおっしゃったんですけども、いずれにしても統合しようということであれば、これはぜひ理解をしていただくしかない現状ではないかと思えます。

だから中学校を統合することによって北部から南への通学、また逆の場合もこれは公平・不平等ということでは語ることはできない問題だと思います。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

しょうがないですね。これ以上言っても同じことの繰り返しになってしまいますので次へ移りたいと思います。

通学バスの運行計画とか、あるいは乗降場所の確定ということを見解の中で述べておられますけども、これは本当に説明会の中でも何回も同じことを言われたと思うんですが学校間距離で時間を測ったと。あるいは距離を測ったというふうに言っていましたよね。この分校計画をお示するとともに保護者の方々と具体的な乗降場所の確定を行いますと言っておりますけども、学校間距離なんかで測るからいろんな問題、いろんな疑問が出てくるわけで、なぜはじめから子どもが住んでいる地域から学校までの距離ということで運行計画を出さなかったのか。その点について町民も保護者もみんな納得できるようなお答えをお願いします。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

通学問題につきましてはすでにご説明申し上げたとおり、教育委員会ではスクールバスを配置して対応する予定です。説明会の中で、学校間距離で、例えば久那土中学校の校舎から身延中学校の校舎までおおむねこのくらいの距離があって、このくらいの時間で到達しますという言い方をしてご説明を申し上げてきたわけですが、実際に生徒が居住するところまでバスを延ばして運行するのかどうかというのは今後の検討です。対象児童・生徒の玄関先まですべてバスを出すとかということは、教育委員会では考えておりません。ですから分かりやすいように目安として学校間ではこのくらいの距離でこのくらいの時間でスクールバスは運行されますとご説明を申し上げました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ということはドア・ツー・ドアで運んでもらいたいなんていうことは誰も考えていないと思います。それで乗降場所の確定というふうな言い方で言っているんでしょうけどもスクールバ

スを運行することについて、なぜそういう曖昧な言い方で学校間距離などと、学校間距離というたとえば久那土中学校の子どもは久那土へ1回集まって行くみたいなことになってしまいますよね。そういうことではないわけでしょう。例えばの話ですよ。今、身延町の一番こちらの端っことは本栖湖のところにある浩庵というキャンプ場ですけども、仮にあそこの、今、私の同級生がキャンプ場の管理なんかをしているんですけども、その子が結婚して子どもができてどうしても身延町の学校へやりたいということになったら、あそこまで迎えに行くことになるわけですよ。そういうことで考えていくと、やはり通学バスというふうな考え方でやっていくことにはかなり無理があるし、何回も災害のときにはどうするんだとかそういう対応についても聞かれたと思うんですけども、そういうことを考えていくと、やはりこの身延中学校に全部を集めるという考え方自体が非常に無理があるのではないかというふうに考えます。

その次の中学校を1校にするという計画に反対している現状ということについても合わせてお聞きしますけども、先ほど教育長はその3町が統合するときに3町で町長が話し合っ、いずれ統合はしなければいけないということが話し合われたと。それが協定書なんかに出されているわけでしょうけども、下山小学校のことをちょっと考えてもらいたいんですけども、下山小学校はたしか平成18年に20億円ぐらいかけて用地とそれから建物を造ったと思うんですが、ちょっと私の記憶が間違っているかも分かりませんが、あのときになぜその統合のことがあるのであれば、下山小学校をあんまり遠くへ造らずに例えば下山小学校の子どもたちは身延へ行きましょうと。だって中学校は行っているわけですからね。そういう考え方がなかったのか。あるいは学校統合を本当に真剣に考えているのであれば、下山の小学校に例えば全町の、あるいは何校かの子どもたちを集められるような施設設備にしなかったのか。私は個人的には下山に中学校も小学校も造って、あそこであれば一応、全町の真ん中ぐらいだからなんとか納得のいく計画ができるかなということを考えておりますけども、そういうことを考えないで、なぜこんなに金を使ってあそこに下山小学校を造ったのか。これはちょっと外れている、私の一般質問の要旨の中にはありませんけれども、中学校を1校にするという計画、それから統合について先ほど教育長がおっしゃったことについて、関連質問ということでさせていただきますけども、下山小学校を造るときにそういう考え方がまったくなかったのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

通告にもございませんし、また私、当時の教育長ではありませんので責任を持った答弁は出来かねます。ただ私、当時役場職員という立場でございましたので、そういう立場の中で感じたことを申し上げます。

下山小学校を現在の場所に建設するというについては前身の、北小学校と言っていましたけども借用していた学校用地の返済を迫られていて、急ぎ新しい用地を見つけて校舎を移設しなければならぬという事情があったと覚えております。

それ以外のことは、私は理事者ではありませんので申し上げられませんが、そのようなことがあったと記憶をしております。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

下山小学校、北小が地主とのいろいろな問題があってという話は私も承知しております。ただ先ほど教育長がおっしゃったように合併時に、もうすでに統合についてそれを進めていくんだということがあったにもかかわらず20億円近い金を使ってあそこに小学校を造ったと。よく考えてみると、下山中学校は身延中学校にもうすでに統合されているわけですよね。前期計画で統合ということでやっていたと。私は前にも言ったように前期計画の下山、身延の中学校、それから豊岡、身延の小学校、これについてはもう旧身延町時代からの懸案が新身延町になって実現されたものだというふうに指摘しましたけれども、そのときになぜ下山小学校をこんないろんな問題があるんだから身延小学校に統合しなかったのか。全然チグハグだと思うんですね、こういう。私の言っていることは違いませんか。いいです。こんなところで感想を聞いてもしょうがないんですけども、そういうふうに考えます。

ですから今後、その統合ということを進めていくときには、みんなが納得できるようなことをしていってもらわなければ困る。例えば後期統合計画でいくと下山に下部と原が行くと。ところが下山小学校が一番規模は小さいわけですよね。もうすでに少人数のため複式学級の状況になっているはずですよ。にもかかわらず、ちゃんとした学校である下部小学校の子どもを下山にやると。はじめの計画でいくと原は、西島のほうに一緒になって3小が1小になるという計画があって、そのあとで久那土と統合という計画であったと思いますけども、そういうふうな無理矢理、学校教育課長は下山は、下山の小学校にするには昔の旧町に関係なくするんだと。地域的なもので下山にするんだということをおっしゃってありましたけども、私はその学校統合をあくまでも数の問題でやっていくのであれば、やはり下部小学校に下山小学校あるいは原小学校も統合すべきだと思います。

それから久那土小学校の問題についても、久那土の小学校それから中学校、保育所、それから峡南高校と、あのへんはそういう学校とか保育所が集まっていて大変いい、いわゆる文教地区だと思うんですよね。西島小学校と西嶋保育所というのがありますけども、一般の人に言わせてもなぜあそこに静川小学校が行くんだ、あるいは久那土小学校が行くんだという疑問を、一般の人というのは保護者以外の地域の人ですね、その人たちもそういう疑問を持っているわけです。たしかに西島へ行くと道も狭いし、西嶋の人に怒られるかも分かりませんが、道も狭いし、非常に久那土と比べると差があるというふうに思います。久那土のほうが、私たちの鼻肩目かも分かりませんが久那土であれば納得できるなと思うんですが、その点についてもあとでちょっと聞きますけども、見解の中で子育て世代への支援と学校統合についてという項目で学校が近くにあることもたしかに大事なことです。学校統合によって延伸する通学距離にかえて、教育環境を今まで以上に整え教育内容を充実させることで子育て世代を支援するという事で言っておりますけども、自分たちの意思に関係なく時間のかかる学校、遠くまでのバス通学によって貴重な時間を失ってしまう子どもたちがいるわけですよね。そういう子どもたちにとってどういうふうな教育環境を整え、どういうふうな教育内容を充実させられるのか、その点について教育長お答えください。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

説明会のときにこの点は何回も質問がありました。例えば学校間であれば中学校では30分

程度の時間が余分にかかることもあると説明はしました。たしかに時間のロスはあるわけですが、これは今後になります教育の内容を充実させます。それから30分というロスはありますけれども、これも無駄にならないような措置をしていきますというお話をさせていただいています。そのへんをこの文面の中で表したわけですので、この30分というロスは、時間がかかることは致し方ない。ただこれを、ただかかるだけで終わらしてはならないということを考えていますので教育的な配慮とか、また施設等も充実をしたり、その時間を有効に利用するようなことも考えていこうということを思っておりますので、ぜひ理解をしていただきたいと思います。

今の段階で理解してくれといっても、議員さんとしてみれば納得できないということですが、統合まで3年間ございます。この間にいろいろ細かい点については詰めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

だからその教育内容を充実とか、教育環境を整えるというふうな、あるいはそういうふうな言葉で言ってしまうとなんかよく分からないから、もっと具体的にどういうふうなことをするかということをお願いしたいということなんですが、ちょっと時間の関係もありますので次に進みたいと思います。

順序がちょっと逆になりますけども、合併後の身延町と学校統合計画についてという項目で合併後10年目を目前にして旧町単位でなく、全町の問題として配置を計画したといっています。議員の選挙がどうのこうのとかが、地域審議会が設置期限を迎えるとかということは、この際、町立小中学校の統合計画とまったく関係がないというふうに私は思います。むしろ合併してわずか10年そこらでこういうふうな学校統合計画を押し進めていく、強引にでも進めていきたいというその理由について教育長にお聞きします。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

この点についても説明会でもちょっと触れておるんですけども、議員さんもお承知のように平成16年の4月に旧3町の合併協定調印書というのがございますけども、各町長の署名の調印書には小中学校の適正配置については児童生徒等の動向を踏まえ検討を行うとあります。また新町建設計画にもまったく同じ文面が載っておるわけでございます。つまり学校統合の検討は新町になる際に町が住民との間で取り交わした約束です。わずか10年とおっしゃるわけですけども、この10年で本町の小学生はほぼ半減しました。このへんも何回か説明をいたしております。このような現状を認識して学校統合には慎重を期しながらもスピード感をもって対処していかないと教育行政がなっていないと委員会では考えたわけでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

子どもが減ったから学校を減らすというのは非常に安易な考え方だと私は思うんですね。子どもが減ったから学校を減らすということをやっていると、だからさっきも言ったようにそのうち学校がなくなってしまうよということだと思えますよ。だからそうではなくて、なんとか学校を減らすのではなくて、これ学校がなくなってしまうとこの町に住まないという人たちはかなり、今からの人たちは多くなるのではないかと。私の近所の住民もやっぱり、自分の子どもに学校がないところに住めとは言えないとそういうふうに言っています。つまり学校を減らすというのは非常に安易なというか、言ってみればそういうことでやっていると町がどんどん疲弊していく、今以上に疲弊していくというふうを考えるわけで、その点についてはやはりこれは教育委員会だけの問題ではなく、町行政全体としての問題であると思えますけども、そういうふうな安易な道をとってはいけないというふうな思うんですね。その点について指摘しておきたいと思えます。

そういうことでぜひ町も、そういうふうに行えるだけ安易な道に進まないで苦労しながらやっていると、例えば前にも言いましたけども早川町の山村留学ですとか市川三郷町の山保に住宅を造るとかそういうふうな、非常に苦しい財政の中で難しいというふうにおっしゃられるかも分かりませんが、何かやっぱり努力してそういうふうな道を、苦しい道を進んでいかないと簡単に減少したから減らしますでは、町全体が疲弊してってしまうというふうには私は心配しております。

10分前だそうですのでちょっと端折っていきたく思いますけれども、計画変更の有無と近い将来、再度の統合計画についてということで計画を周知したばかりなので委員会としては変更について再検討する時期にないとか審議会の答申に端を発する統合にいったん終止符を打つ意味で最終計画としたとかというふうに言っております。この計画が長い期間にわたって実効性を持つ可能性のある計画であるというふうな、独りよがりなことを言っておりますけども、久那土小中学校保護者が8月20日に統合計画に反対する1,384人分の署名を教育委員会と町長に提出しています。これに対して、学校教育課長が地域に学校がなくなることに反対意見が出るのは当然と思うが児童生徒の減少を踏まえ、理解を求めたいと言ったという記事が山日に出ておりました。この反対署名は町民保護者の統合計画に対する大変重い、意味のあるものであるというふうな考えます。このような反対がある以上、久那土小中学校からは同意書の提出は望むべくもないというふうな考えます。

説明会でたしか教育長は各学校の同意が得られなければ、統合計画の見直しもあり得るといふふうにおっしゃっていたように記憶しているんですが、この点について確認をしたいと思えます。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

計画の変更については、先ほどお示しをしたとおりでございます。

保護者の同意、不同意については学校ごとの保護者会の決定に委ねるとともに不同意の場合についてはですけども、極力私どもとすればご理解を得られるよう努めはいたしますが、他の学校などの意向や事情もあるわけでありますから、同意が得られない事実はこれは事実として教育委員会による最終的な、かつ総合的な判断および対応を行うことになろうと思えます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

なんか説明会で言っていたことと違うような気がしますけども、時間がありませんので最後に三沢市之瀬バイパス建設の実現可能性ということで町長のお考えをお聞きしたいと思います。

旧下部町時代の平成元年9月に西八代縦貫道整備促進期成同盟会というものが発足して県道9号線、いわゆる市川大門身延線の整備促進計画の中で三沢市之瀬バイパス建設計画というものが道路整備スケジュールに載せられてきました。平成5年には下部地区労働組合協議会センターという労働者の団体が1千名を超える署名を添えて陳情書を当時の土橋精一町長宛てに提出しています。その平成11年度から14年度までの4年間に合わせて1,473万円という調査業務委託費というものが計上されておりましたけども、計画そのものはまったく進展は見られませんでした。平成16年9月13日の3町合併時には「旧下部町の課題」という文書で三沢市之瀬バイパス構想として協議の対象になっていたと思いますけども、こちらもなんの進展もみられないまま現在に至っております。

現在、建設中の中部横断自動車道の仮称、六郷インターへの接続道路として三沢市之瀬バイパス実現の好機ではないかというふうに考えますけれども、私たちが県との太いパイプをお持ちであるというふうに考えている望月町長に、バイパス建設の実現可能性についてお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

三沢市之瀬間のバイパスの実現について私の考えをということでございますのでお答えをさせていただきますと思いますが、議員さんおっしゃるとおり旧下部町時代からの懸案であったことも事実でございます。今から25年前に発足をしました。これはまず西八代縦貫道路を早く通してください、その中で三沢市之瀬間もお願いをしますとこういうことだったように私も記憶しております。と言いますのは私もその当時、市川土木にいましたので一字一句は承知しておりませんが、その中でやってくださいとこういうことだったように記憶しております。それがそういうお願いですから、どうしても甲府を中心に、向こうから工事をしてくるといのが常でして県では桃林橋の架け替えだとか市川大門バイパス、あるいは新割石トンネル、それから万年橋等々をやっておりまして、平成の合併後の現在では黒沢バイパスをやってきているんですね。そんなことで議員さんおっしゃるとおり平成11年度から幾年度までだったのでしょうか、そのへんはちょっと私も記憶がありませんけども、調査をさせていただいたことも事実ですけども、その当時は公共事業が右肩上がりの時代でした。その後ご案内のとおり今から、例えば今年の予算は10年前の予算の約半分になってしまうということで大変厳しい状況にありまして、議員さんおっしゃるとおり整備計画までには至っていない、このことは事実ですが、この間に事情も変化してまいってきたことも事実でございます。中部横断自動車道がその当時はすべて有料区間でございます。それが平成18年2月に富沢六郷間については国直轄事業ということで国道ですから無料になりました。そんなこともございますし、さらには国の国幹審で決めていただいていたインターは鯉原に造ってくれることになっております

身延インター1カ所でございますけれども、それではなんとしても使い勝手が悪いということで皆さんの協力をいただく中で2カ所の活性化インターについて許可をいただいたことも事実でございますのでそれらも含めて考えていただきたいなとこういうふうにも思っているところなんです。

と言いますのは前の定例会の中でも同僚議員さんから話があったとおり町長の考えはどうかとこう言われました。そのときに52号線から最も近い仮称、中富インターまでの道路、それも造りたい。それから300号から、場所ではまだ正確ではありませんけれども、私も冬になって葉が落ちたらよくあのへんを歩きたいなと思っているんですが、少なくとも市之瀬のへんでしょうか、300号から下田原へ来る道路を造る。このことは、もちろんそれを造るから三沢市之瀬間はやめるとこういうことではございません。したがって、どちらが先にやったほうがいいのかどうかということ等々についても、これはいずれにしても県の工事でございますので、県のほうへも私のほうからも特に検討をしてくれるようお願いはしたいなとこういうふうにも思っているところでございますので、どういう方向になりますか、いずれにしてもそのときにはぜひご協力をいただいて、少なくとも議会全員が一致して、私も先頭に立ちますからお願いができればありがたいと、こういうふうにも思います。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ちょっと時間がもうなくなりましたので、ちょっとだけまとめということで話をさせてもらいますけども、この三沢市之瀬バイパスというものがもしあれば下部町は非常にいい場所になっていた、いい町になっていたというふうな思いが私たちにはあって、本当になんとかこれを実現してもらえれば、その人を県知事にしたり、あるいは国会議員にしたりということまで考えていたようなものです。

今、先ほど町長に申し上げましたけども、町長もそういう思いでいてくださるといことなので、ぜひ今後の建設計画というか建設に取り組んでいただければというふうに考えます。

以上で質問を終わります。

○議長（福與三郎君）

以上で芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

次は通告の3番、望月明君。

望月明君、登壇してください。

望月明君。

○4番議員（望月明君）

質問を通告に従ってさせていただきます。

第1番目でございますが、通告どおり医療の充実と定住対策ということで質問したいと思います。

まず定住促進の施策として空き家バンク対策、宅地分譲対策、町営住宅対策等の取り組みがございますが、町としてこれらについて非常に努力をしてきているわけですが、それらの内容ならびに成果について答弁をお願いします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

町では空き家対策としまして空き家バンク事業、また二地域居住推進事業を行っています。空き家バンク事業は本町に永住を希望する方々を利用希望者として、また空き家を売買や賃貸したい希望者を物件登録者として空き家バンクに登録し随時利用希望者に斡旋する事業で現在7世帯18人が利用しています。二地域居住推進事業は山梨県二地域居住推進協議会と一緒にやっている事業で本町の空き家をセカンドハウスの的に利用を希望する方々に随時斡旋し住所を移さず利用してもらう事業で現在3世帯9人が利用しています。また宅地分譲対策として現在、丸滝地内に宅地分譲事業を進めており、事業の進捗状況を見ながら販売を行ってまいりたいと考えています。

町営住宅対策として合併以降、相又地内の雇用促進住宅を購入し入居しやすい町有住宅として活用、現在54世帯133人が入居しているほか久那土地内に柿島団地を新設し、現在そちらのほうには30世帯72人が入居している状況です。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

これまでそうしたいろいろな対策を立てていただいておりますが、なかなか効果の面というところ、少しずつの効果といえますか、そういう状況だと思うわけですが、私は次の質問ということで申し上げますと定住促進の1つとして医療の充実が考えられないかということがございます。町内の病院には産婦人科が設置されておらず小児科は休診等が非常に多い。将来的にも医師や看護師不足は深刻となると思われております。

こうした状況への対策をどのように考えておるか。また医療の充実について、どのような考えを持っているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

定住促進と医療の充実についてであります。人口の減少幅を縮小し定住人口を確保するなど定住を促進するためには、さまざまな分野でいろいろな対策を継続的に進めていく必要があります。保健分野の1つでは医療の充実をすることも大きな要因になると思います。若者が結婚し家庭を築き子育て世代へ移行する。また子育て世代が転入し身延町で生活していく上では医療の充実、子育て環境の整備と支援の充実は大きな魅力と安心・安全につながると考えます。

医療機関の充実、診療科目の拡充等、町内の医療機関、峡南医療圏域の医療機関はもとより山梨県全域を山梨県地域医療計画、地域医療再生計画、周産期医療体制整備計画などにに基づき計画的に整備しています。

現在、町内の3病院、飯富、身延山、しもべ病院におきましては産婦人科を設置しているところはありません。また小児科については今年の3月まで飯富病院が週2回、火曜と木曜の午後であります。身延山病院は週3日、月、水、金の午後であります。開設しまして2つの病院でそれぞれ山梨大学医学部の小児科医の派遣を受け診療業務を行ってきました。飯

富病院におきましては看護師不足に起因する小児科医の受け入れが困難ということで4月から休診になっている状況であります。それから3病院以外の医療機関としましては町内に佐野整形外科医院、下山医院、高橋医院、松島医院の4つの医院があります。下山医院では婦人科と小児科も診療科目としています。町内では産科が下山医院1カ所、小児科が身延山病院。身延山病院につきましては4月から飯富病院の小児科が休診になっている分を加えて月曜から金曜まで5日間、午後の診療を行っています。その身延山病院と下山医院の2カ所で小児科受診ができます。

ご質問の医師、看護師不足に対する対策はということですが医師の確保に関する県の対策として市町村、医師会、病院関係者等により構成される県医療対策協議会を設置し地域医療を担う医師の養成・確保、医師の定着・地域偏在の解消、産科等の特定診療科医師の養成、医師の資質向上などについて協議検討し必要な取り組みを順次進めているところであり、町においても県と連携し協働して取り組んでいます。

このほか医師の確保については各医療機関の努力によるところが大きいわけですが飯富病院においては自治医科大学、県との連携、また非常勤医師については山梨大学との連携などにより医師については定数を確保できている状況であります。これに反し看護師の確保については非常に苦労している状況にあり、県では山梨県看護職員需給計画を策定し実態に即した看護職員の需要と供給の見通しを踏まえ安定的な確保と資質の向上を図るため、看護職員養成確保対策、定着対策、潜在看護力活用対策、資質向上対策等を基本としてさまざまな施策を講じています。最終的な看護職員の確保は医療機関の現場に任せられ各施設とも鋭意努力していますが、なかなか必要な人数が確保できず苦慮しております。

飯富病院におきましては人材斡旋会社への登録、ハローワークへの求人募集、看護大学、看護師養成学校への訪問等を行う中で看護職員の確保に努め、また看護師修学資金の無利子貸与事業も実施し看護職員の養成、それから子を持つ看護職員の就業支援として院内保育所の設置なども行っておりますが必要な看護職員が確保できていない状況であります。

町では定住促進の施策としての医療の充実もですが、広く町民が等しく安心して快適な生活を送れ、住んでよかった身延町の実現に医療の充実は欠かせない施策だと考えております。県医療機関と連携し疾病の予防、治療、リハビリテーションまで一貫した包括的な保健医療体制の整備、充実が図れますよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

さまざまな医療の充実につきまして、町でもまた県等も交えて検討をしていただいております。私に対して感謝しております。私の1つの提案としまして医師不足に対して、あるいは看護師も含めて、医学、看護師系の大学に通う生徒に対する奨学金制度を創設したらどうかということでございます。もちろん卒業後、医師として身延町に戻ることを条件として、これにより定住促進が図られるということでございます。本町では福祉教育学校等就学奨励基金なるものがございます。この基金は寄附金によるものであるわけでございますが、今回25年度の一般会計補正予算におきましても21万円、3万円ずつ7名分の基金の承認がされておりますけれども、このようなこともございますのでそうした対応に奨学制度というようなものを作ったら

どうかというのが1つの提案でございます。

それからもう1点でございますが、医療の充実によりまして、すなわち医療環境づくり、あるいは病院等の診療内容を充実させること。さらにもう1点、町による健診制度の充実を図る。これによって病気の早期発見、あるいは早期治療に役立たせること。こうした対策を継続することによって身延町は福祉と長寿の町として自他ともに認められる、そういう町となって身延町に住んでもよい、身延町の定住人口が増えるのではないかと期待しているわけでございます。

実は身延町議会の先般の研修によりまして、長野県の佐久穂町を研修したわけでございますが、この町が町を挙げての健診制度充実によって長寿の町日本一というようなことを実現しているところでございます。そうした先進の町村なども参考にして医療の充実の面で一層の努力をしていただきたいとこのように思っております。

続きまして3番目ということで、医療の充実と定住対策ということに関しまして政策室長のほうから定住対策ということに関連してどのような、考え方について、また私の提案についてどのように考えるかご意見を伺いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

定住促進のためには、さまざまな分野での対策を継続的に積み上げていくことが重要だと思います。議員のお話のとおり、医療の充実も健診制度の充実も定住が促進される重要な施策であるように思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

室長もそのようなお考えですので、ぜひともひとつそのための努力をしていただきたいと思います。

次は2番目といたしまして掲げておりますように、学校教育につきまして特に食物アレルギー問題につきまして質問をしたいと思います。

小中学校でアレルギーが問題となり始めて久しいわけでありまして、その点につきまして各現場では苦労も多いことと思っております。まず町内の小中学生の食物アレルギーの問題の実態について報告をお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

まず給食施設ごとのアレルギー疾患患者数ですが単独方式の久那土および下部給食施設では計3人。それから中富給食センターに7人。身延給食センターに5人。合計15人の対象者が現在おります。本町の4月の児童生徒数が713人なのでおおむね2.1%が該当することになります。アレルギーとなる食物は山芋、大豆、桃、リンゴ、ブドウ、ナッツ、そば、牛乳、エビ、イカ、カニ、キウイなどで野菜、果物、穀類、甲殻類、魚類、鶏卵など実に多岐にわたっ

ております。

症状は即時型が多く消化器症状として嘔吐、呼吸器症状として呼吸困難、粘膜症状として口腔内の痒み、最も多い皮膚症状では発疹などがあります。

全身症状として各症状が複数かつ急激に出現し、血圧低下および意識障害を起こすことのあるアナフィラキシーショックに該当する児童生徒はおりません。したがってアドレナリン自己注射液、これは商品名でエピペンと呼ばれておりますが、これを携行する事例はございません。しかし緊急時の処方薬として抗ヒスタミン、ステロイド薬を常備する児童生徒は4名おります。以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ただいま、ある程度の状況をお話していただいたわけですが町の教育委員会、あるいは学校現場での生徒の対応などについてお話をいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

教育委員会および現場の対応ということでお答えをしたいと思います。

まず文部科学省の指導がありますので、すでに学校現場では養護教諭を中心に財団法人日本学校保健会が作成したアレルギー疾患対応の学校生活管理指導表および学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインなどを活用しています。また学校給食でも文部科学省の通知、「学校給食実施基準の施行について」の中で食物アレルギー等のある児童生徒に対しては校内において校長、学級主任、養護教諭、学校医等による指導体制を整備し保護者や主治医との連携を図りつつ可能な限り個々の児童生徒の症状に応じた対応に努めることとされました。

本町の対応ですが、まず学校において食物アレルギー疾患の把握をいたします。新年度が始まる前に就学児を含めた保護者から診断書を添付した書面を受け付けます。さらに保護者との面談などを経て該当する児童生徒の疾患と対応に関する共通認識を持つわけですが、その上で学校給食は学校長の判断および要請により対応しております。

次に本町の給食施設における対応についてご説明いたします。

各施設は共通の対応マニュアルをすでに策定しております。しかしながら現在の給食施設の規模では完全なアレルギー対応は困難であり、このことは事前に保護者の方々にご理解いただいているところでございます。

給食現場で行っている具体的なことといたしまして、まず事前に学校や保護者に原因食物にチェックを入れた献立表を配布し給食当日には原因食物を可能な限り除去します。また除去できない場合は、重篤な児童生徒がいないことから摂取しないように、あるいは影響のない範囲で摂取する量を調整するように学校に伝えていきます。さらに場合によっては保護者の判断で家庭からの代替食を持参していただくこととなります。

なお、給食施設での代替食の調理は設備およびスペース等の関係で実施はしておりません。

最後に、参考までに給食費についてご説明いたします。

除去食あるいは家庭における代替食があった場合、これはコスト計算が非常に困難なので単価がはっきりしている牛乳代だけを還付しているという現状でございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

学校現場でも大変、こうしたわずかな生徒であっても万一の事態を防ぐためにいろいろ努力しておられると、非常に感謝するところであります。ありがとうございました。

次は体罰につきまして質問いたします。

学校現場での体罰問題は新聞紙上で非常に多く取り上げて話題となっているところでございます。これは県内だけでなく、全国的にむしろ大きな問題とされているわけでございます。県教委も去る8月24日付けの新聞によりますと体罰に関しまして一定の指標を示すとともに各学校に対して体罰に関する研修をするように等々の通達が出されていると思います。そこで伺いしたいと思います。

町内の小中学校で最近の体罰の現状についてをお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

学校教育法第11条には校長および教員は教育上、必要があると認められるときには児童生徒に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできないとの旨が定められております。これを受け文部科学省の通知では体罰を加えることはできないというのではなく体罰はいかなる場合もこれを行ってはならないとしています。

議員さんがおっしゃったとおり昨今、全国的に教育関係者による体罰が問題となっております。新聞等でご存じかと思いますが文部科学省は平成24年4月から平成25年2月までのほぼ1年間の間に発生した体罰について全国一斉に各学校を通じ保護者の方々にアンケート調査を行いました。その結果でございますが本町では1件の体罰も出てまいりませんでした。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

24年4月から25年2月という段階で調査の結果、本町には体罰というものはなかったといことで大変ありがたいこと、よかったと思っているところであります。

先ほど申しましたような県教委から学校への対応として通達がまいったと思いますが、この内容につきまして簡単に説明をしていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

県教委の指標でよろしいでしょうか。それとも今、本町の教育委員会あるいは学校での対応ということでよろしいでしょうか。

○議長（福與三郎君）

望月議員。

○4番議員（望月明君）

学校の指導方法、質問のようところで結構なんです、それに含めまして先ほど質問しましたような県教委の通達というか、これも合わせてお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

ご説明いたします。

本町では少なくともこの何年かは教育委員会が体罰の事例を確認したことはございません。もともと体罰の禁止は法律で明記されていることですから教育委員会は当然に体罰の根絶を厳に指導する立場でございます。また議員さんがおっしゃったとおり県教育委員会からも体罰に関する指標が示され、職員研修を求められているのでこれに積極的に取り組むように学校長にも伝えております。またこの県から示された指標でございますけども学校教育法に基づく内容に基づいて懲戒とは何か、あるいは体罰とは何か、あるいは懲戒が認められるものはなんであるかというふうな具体的な事例が示されております。

ただ、学校現場にあってはすでに今後も体罰が発生することのないように法律や通知の趣旨を徹底し、職員一人ひとりから体罰の有無を聞き取りするなどして一生懸命取り組んでいるところでございます。

万一体罰があったときには、そのときの対応といたしまして体罰を受けた児童生徒の状況により医療等の手配を行い学校長への報告等、学校長から教育委員会になされた報告により事件の概要把握に努めます。さらに該当する保護者や臨時PTA総会で説明、陳謝を行うことになろうかと思っております。

学校ばかりでなく私たちの社会には指導の側面として体罰容認論が根強くございます。また体罰の代わりに教師による懲戒および教育委員会による出席停止の積極的な運用を求める声も多くございます。しかし児童生徒の指導を安易な懲罰によって行うことは教育の本質から大きく逸脱するものであります。児童生徒の身体への直接的な侵害を教育的な指導であるとする教師が出てこないように、実際にはそのような教師は管内では皆無だと信じておりますが学校現場の努力を促してまいります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

あつてはならない問題でございまして、学校現場等では大変苦労してきているわけですが、なおそういうものが絶えないような現状であつて、今回そのような県のほうからも通達が来ているということでございます。幸い本町ではそういう事例がございませんが、ぜひそういう問題についてもきめ細かい指導をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で望月明君の一般質問は終結いたします。

望月議員におかれましては大変にご苦労さまでございました。

議事の途中でありますけども暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次の通告は4番、川口福三君です。

川口福三君、登壇してください。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

統廃合についてお伺いするわけですが、学校の統廃合後期計画についてですが同僚議員が午前中に大部分を質問されまして私も同じような質問をしようと思っていたんですが、あまりくどくど質問するのもどうかと思いますので要点だけを質問させていただきます。

質問も直球で行いますので答弁のほうもぜひともあんまりまわりくどい説明はともかくとして直球で答弁を願いたいと思います。

まずこの後期計画について説明会の意見集約、教育委員会から4月30日付けで全戸配布になりましたが、この意見集約を私も一通り目を通しましたが、いわゆる説明会にも私18回ほど参加して、その意見とこの集約した見解、なんら私自身が理解できない。この見解について私をはじめ町民が理解できるような内容であったかどうか、この点について教育委員長にお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

見解について理解できない文面であったというお尋ねですが、お答えしたいと思います。

後期統合計画説明会は5月、6月で22回実施いたしました。延べ人数にして894人の方々においでいただき、さまざまな意見や要望等をお出しいただきました。特に多かった意見・要望について改めて教育委員会で考えを町民にお示ししたのが教育委員会の「見解」です。

子どもたちにとって快適な教育環境を整えたいという思いで後期統合計画を策定いたしました。最善とも次善とも言えないかもしれませんが本町の現状では後期統合計画は推進すべきであるということを速やかに周知させていただきました。よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

今、教育委員長から答弁いただいたんですが、やはりいつも私は申し上げるんですが行政はなんのためにあるんだと。22回説明会を開いた中で西嶋、久那土地区、下部地区においてのあれだけ保護者をはじめ住民から、いわゆるこの統合に対しては、絶対反対だというような意見が多々あったわけです。しかしながらこの見解の中には、今言う説明会に参加していただいた町民、または父兄のそうした意見がどこにも反映されていない。なんのための説明会だったか。いわゆる単なる行政側で説明だけをすれば、あとは統合へ進むんだと。いわゆる一方的な

形。だから先ほど申し上げましたように町民あつての行政なんです。よその町では大体30人以上の学校が統合しているケース、どこにありますか。教育委員長。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

よその町で30人以上の学校でどこか統合している事例があるかというご質問でございますけども、私たちの町には30人以上の学校はいくつもございます。しかし私たちが問題にしているのはその学年規模であつて過小規模校をなんとかしたいという思いで統合を進めております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

今現在、身延町には過小小学校、いわゆる10人、20人の学校、小学校がありますか。過小小学校とは今言うそうした児童数の少ない小学校は過小小学校と呼んでも当然かもしれませんが、今現在こうしてみますと静川小学校は西島小学校へ統合しましたが久那土小学校においても平成30年までは40人の学校が堅持できる。原小学校においても42人。下部に至っては48人という、やはり40人からの小学校が統合する。これは地域住民とすれば、住民だけでなく保護者にとってもまだまだ統廃合は時期尚早だと。この計画は、いわゆる計画は計画でよろしい、この計画を示された以上はこの計画に則って進めることも結構ですが計画延期をぜひこれは考えてほしい。ましてこの問題になったのは1中問題です。1中問題は先ほども同僚議員が指摘しましたように、いわゆるこっちの北部の中学校を一番南の身延中へ、これもやはり、ただ、ここの中にありますように身延中学校にする1つの要点として校舎、運動場の面積、または町民体育館、または武道場、弓道場などの社会体育施設を利用することができる。これを1中にする条件ではないんですよ。別にこれだけの施設がなくなつて中学校はいっぱいあるんです。そういう観点からただ1つ、1カ所へ中富中、下部中、久那土中を統合させる。これはとにかく、やはり私も町民も父兄もあの席でこれは絶対反対だという意見が多数あったわけです。しかも久那土においては時間延長までして、そしていろいろこうした論議がされたわけです。だけでも悲しいかな、この見解の中にはそうした意見がどこにも反映されていない。これでもって町民が納得したというような形でもって、これから進めるということはこれは行政のあまりにも強行策だと私は思うんですが、今後この中でこのまま進める、いわゆるあとのほうにもあります見直す、再検討する時期にありませんとこう言っているわけですね。この委員会としての見解はなんのためにあれだけの説明会を開いて地域住民の意見を聞いたのか。まったく無駄に過ぎないわけですね。どうですかそのへん。教育長さん。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんがおっしゃるとおり22の会場で説明会をいたしましたところ、いろいろな意見が出ました。これを一つひとつ挙げれば4ページ、これは集約したものですけども、多く

の量になります。それらの論点をまとめて集約したこれを理解していただきたいと思います。

説明会場では今、統合をしなければならない理由の説明にもかなり時間を費やしましたし、また先ほどからお話が出ています中学校のことですけども、南に持っていくとか、あるいは北がうんぬんということも出ておるんですけども、とにかく今の全部の中学生を、いい環境の中で勉強させるにはどこがよいのかという論点から言えば、これは身延中学校であるとの結論になったわけです。しかし、それについてはまたいろんな反論もあったわけです。説明会は5月、6月にいたしました。この「見解」は7月30日付けで8月のはじめに出しました。この中でも述べておりますように計画を皆さんに説明して委員会ではこの計画どおりにいきますということをお示ししておりますけども、今の段階で計画を変更することはこれはできません。この計画を皆さんにお示しをして、理解をさせていただいてやっていきたいというのが今の立場でございます。

今後についてはまたあとで触れるかと思っておりますけども、また別の話になろうと思っております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

とにかくこの小学校の問題にしては久那土地区、一部西嶋でも聞きました。この計画をそのまま実行するということであれば六郷へ一時寄留して子どもを通わせると。これは行政でストップするわけにはいきません。そうした児童生徒が多く出た場合、これからの身延町の学校教育は今後どのような考えになりますか。教育長、どうですか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、久那土にいらっしゃる方、あるいは下部地区の方が六郷に出て行くというお話でございますけども、これは例えばこうなった場合はどうでしょうかというお話だと思っておりますけども、学校を建てる、あるいは維持していくというのは町でございます。身延町あるいは市川三郷町ということでございますので、ほかの町でございますので住所を移す、あるいは転出するという事実があった場合、これはもう私どもとしても市川三郷町の範囲になりますのでどうにもなりませんけども身延町にいる以上はぜひ身延の計画を理解していただいてご協力いただきたいと思うわけです。転出する、しないというのは、これは各個人の自由かもしれませんが、身延にもいろんな学校の施策もありますし、ほかのいろいろな施策もあるわけですから、ぜひそのへんを勘案いただいて身延町には残っていただきたいという思いはございます。でも結果的に、例えば向こうに行ってしまったという場合はこれはもう致し方ない、どうにもならないということになろうと思っております。仮定で論議をしておりますのでそういう話になるのではないかと思います。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

今の教育長の答弁はせいぜい3人か5人ぐらいの一時寄留というようなお考えかもしれませんが、もう地域を挙げてそういう考えが、行動が行われたとき果たしてこれからの身延町の、先ほど申し上げた学校教育、小学校・中学校の教育、これは今一番大きな過度期なんですよ。

なぜかというあの説明会を開いて、あの意見が多少でも取り入れられて、多少この計画が見直されてきているのであれば、町民としても多少の理解はするでしょう。私も一部の人とお話ししましたところ、今の段階で結局、行政側では久那土小学校を西島小学校へというような計画です。しかし中学は身延中へ1中というような計画。これはぜひ阻止してほしいと。やはり中学校は身延と北へ1中を設けてほしいと。そうすることによって久那土小学校の子どもさんが西島へ統合してもこれはやむを得ないと。しかしながら西島へ統合した、中学校は今度は身延まで通う、これはもう絶対あってはならないとこういうわけですね。そしてまた生徒数からしても、いわゆる身延中と中富、久那土、下部中の3中が一緒になった場合、大体、平成30年までは同じくらいの生徒数でいくわけですね。ですからそういった点も考えた場合、やはりこの中学校の1中問題は再度検討し直して、地域の意見も組み入れてやるのが今言うような一時寄留だなんだという問題も解消されるのではないかとこう思うわけです。この問題が出てから私も何人かといわゆる久那土や西嶋の人たち、父兄、地域の人とも話をしました。それが議員としての務めなんです。議員として言えることはやはり地域の人を代弁することが議員の務めなんです。ただただ自分の考えだけでなく地域の人々がそれを望んでいる以上は行政側でもそうした気持ち、意見を汲み取って真剣にそのへんは考えてほしい。あまり強行的に進めると、この私の4番目の質問にもありますように反対署名というような動きになってくる。この反対署名が出たということは、すでにそうした人たちの考えがあって、こうした署名が出ているわけですね。ただ今までの教育委員長にしても教育長の答弁にしても一向に、もう見直す計画もありません、ガチガチに進めますと。これはどうかと思います。だから今後、やはり説明会の席でも先ほど同僚議員が申し上げましたように町民、父兄の意見を取り入れた中で考え直すこともあるというようなる答弁をされているわけですよ。しかしその考え直すことがどこも考え直していない。どうですか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

後期計画について反対署名が出されたという状況の中で質問をなさっておりますので、今の状況で計画変更とかそれらについてはどうするつもりなのかと理解してよろしいでしょうか。はい。

この署名は、町長あるいは委員長宛てに出されたわけでございますけども、この内容については真摯に受け止めたいと思っております。これはそうするべきだと思います。一方、後期統合計画全体を否定するというような文面になっておりましたので、これについては私どもとすれば判然としない思いがあるわけでございます。ともあれ計画全体を進めるために今後は全校の保護者の代表を対象にした、具体的な説明会を予定しています。

後期統合計画への反対署名が久那土地区から出されたんですけども、これが久那土地区の保護者会の不同意書とならないように引き続き理解を求めていきたいと思っております。

とにかく私どもの考えを理解していただくような努力を今後もしていきます。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

とにかく答弁においても一向に前向きな回答が出てきておりませんが、この反対署名の中に

もすべてが、いわゆる渡邊教育委員長からはすべてがこの計画どおりでないと言言がありましたということが謳われているんです。そうした中にもかかわらず、いわゆる見解は全然その一言が感じられない。またこうした署名が出たということは単なる1, 334人の人たちだけではないと思うんです。学校の統廃合はやはりこれからの身延町の地域づくり、それを併せて考えた場合、今の計画でもって果たして、これからの身延町に人が住んでくれるかどうかという大きな問題です。先ほど同僚議員も指摘しました、いわゆる久那土地区はあそこは文教地区である。そして先ほど申し上げましたように、もしこれが2中になるのであれば久那土へ中学校というような形。やがて峡南高校もおそらく近々のうちに県教委ではよそとの統合等も間近だと思います。そうするとあそこには、県でもおそらく町になんとかしてくれということにもなるでしょう。そうすると、あの付帯設備は今の身延中学校と同じような付帯設備があるわけですね。クラブ活動にしてもなんにしても。そうした長期的な先々を見た中でこうした統廃合という問題も検討していかないと、あまりにも先へ急ぎすぎて結局大きな躓きをする結果にもなるのではないかと。転ばぬ先の杖ではありませんが、一言申し上げます。そうした点は教育委員会として、いわゆる話し合いの中で少しは意見が出たかどうか伺います。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

峡南高校をはじめとした久那土地区全体のというお話でございます。

峡南高校、あるいは峡南地区の高校の再編うんぬんとかという話はこれからございまして、まだ具体的には何も県のほうでも示されていませんし、地元の意見集約もなっていない状況でございます。

今、子どもがこの計画を進めている段階において、3年後には中学校を統合したいという時期においては、とても間に合わない話だと私は思っています。現状を考えた場合、このようなことしか言えないと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

やはり今、申し上げたのはもし久那土と身延中になった場合、今後の1中問題は先ほども同僚議員が申し上げましたように下山あたり、小学校の空き地へ中学校を1中にする。それはやはり長期計画、10年後を目標とか長期計画の中で1中計画を持つような方向、これはやはり町民としても大いに歓迎するところだと思います。

ただ、今、あの中学校を新しい校舎を造れということは当然、無理な話ですから、これはとりあえず2中にしておいて、こうした問題を収めるためにも2中にしておいて、そして計画を持った中で下山あたりに1中にする。よく言えば、あそこへ小学校、全部まとめてもいいでしょう、そうした長期計画を持つということが行政の仕事だと思うんですよ。しかし今の段階は本当にもう既存の校舎、設備を使うために身延中へというような計画ですから、ここがやはり町民としても理解が得られないということなんです。やはり行政というのは先を見て計画をすることが、合併当初からそういった計画の話があるのであれば当然それなりの説明をしながら、こうした町民に説明する。しかしながらまだ町民が知ったのはおそらく1年か1年半前でしょ

う。それを28年には1中にするんだといえ、あまりにも町民が理解できない点が多いと思うんです。ですからそういった点を教育委員会部局でもっと長期的な計画に再編成して中学校の計画、また小学校の計画においても今もうすでに先ほど申しあげましたように、ほとんどが40人以上の小学校である。即統合しなければならないような状況ではない。これはやはり町の教育行政として、少し地域住民の声が届いていないように思います。

中学校の場合、足和田中は25人なんです。足和田中。それでクラブ活動2つあります。勝山中と上九一色中が一緒になって103人。これでもクラブ活動は5つのクラブ活動を実施しております。やはり少数でクラブ活動ができないから中学校は生徒を集めて結局、好きなクラブ活動に参加させるというような方向自体も、これはあまり歓迎できる統合ではないと思います。

河口湖にも北と南がありますが河口湖北中は111人でやはりクラブ活動も5つで実施している。小学校の場合、今、先ほど久那土と原、下部の例を言いましたが、一番身延小学校へ近い大河内小学校、大河内小学校はあそこへ今度、町で分譲計画がありますね。今現在、結局60人、70人の生徒がいる。そうした中、この教育委員会からのデータで言いますと平成30年までは66人というような、いわゆる児童数なんです。これは今度、分譲地へ若い人が入ってくる。そうすると大河内小学校の児童はおそらく増えると思うんです。そうしたところも身延小学校へ統合する。これはやはりあまりにも、少し私のところから離れた話で余計なお世話になるかもしれませんが行政としてやるべき措置ではないと思うんです。なんでも数合わせ、いわゆる一緒になる。では静川小学校が西島小学校へ統合して財政的にどれだけの違いが出ましたか。教育長。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

財政的というお話ですけども、本町には今11校ございますけども、24年度の決算額で言うとおおむね1校当たり、小中平均して3千万円ぐらい経費がかかっております。もちろん建設費とか工事費とかが入ってくれば、これは途端に跳ね上がるわけですが、基礎的な経費として小中ともに平均でならせば3千万円前後というふうにお考えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

今、結局示された数字、やはりこの教育は単なる数字だけではないんです。くどくど申しあげますが、やはり地域あつての学校であり、また学校そのものにおいて、もう10人20人になったのではやむを得ないという地域の声が出てきて、はじめて統合という問題が絡んでくると思うんですが、今現在はこの計画にはとにかく少し、計画について見直す必要があると思うわけです。

とにかくこの統合について盛んに久那土小学校の父兄が西島小学校と統合することについての条件と申しますが、内容についてとても理解できないと。私もその点は、この前の一般質問でもしたんですが、この統合という、子どもが少ないから多いほうへというような考えで今まで統合してきたんですが、統合の条件はどういうことを条件にして今まで進めてきたのか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

先ほどから申し上げていますが、本町は小規模校が実に多いというところを乗り越して過小規模校になっているということで、前期計画につきましては豊岡小、それから静川小など、常に複式学級が生じているところの解消を図ろうとしたわけです。

それが第一の理由でございますけども、先ほど川口議員さんがおっしゃいましたように1校当たりの学校規模であれば40人、50人の学校が省通にあって、学年規模で割戻しをすれば、それは当然複式学級が発生するというふうなレベルになっております。

それから学校規模ばかりにを問題にしているわけではございませんけども、国が示している標準的な学校規模というのは小学校、中学校ともに12学級から18学級とされています。これは中学校でいえば1学年4学級から6学級、これを国では平均的だといっています。もちろんこれは私たちの町ではかなわない話ではございますけども、小規模校のよさはあるといっても過小規模校に陥ってしまっている、その解消を図るとというのが第一の理由でございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

今、文部省の規模について課長から答弁があったんですが、文部省の規模をいわゆる身延町に合わせよう、これは到底無理な話なんです。その基準から言いますと、小学校は4キロ以内だと。それは当然、本町においては無理なことなんです。それは子どもの人数においても今、課長が言われたような規模にすることは当然無理なこと。だけどそれをするのが身延町の教育であり、身延町の行政なんです。ただ、いわゆる合併の時点で統廃合について申し合わせがあったかもしれませんが、しかし、この申し合わせだけを守って計画を持つ、それはいいでしょう。だけど、この計画を持った時点で、あれだけせつかく22回も説明会を開いて、いわゆる地域住民、父兄から意見が出たものが改善されていない。やはり町民が望むところはそこなんです。行政に対して。これがもし強行的にやるということになるとやはり先ほど申し上げましたような動きに発展する。これは身延町の、町としてもあまりよそに対してお恥ずかしい話になるんじゃないかなと。

そしてもう1点、この反対署名を出されたときの新聞、学校教育課長が地域に学校がなくなることに対して反対意見が出るのは当然と思う。やはり行政マンとして当然だなんてことを、もし言うのならば反対意見が出るのは、児童生徒の減少を踏まえ理解を求めたいというのならともかく、意見が出るのは当然だなんて、これはあんまり行政側として、あまりいい文句ではないなと思うんです。だから説明会を開いても今言う反対意見は当然だ、このまま進めようというふうな形になるわけですよ。そうでしょう。私一人ではないんですよ、これは。真剣に反対している人たちの気持ち、反対当然だと、あまりにも町民を馬鹿にしたような捉え方をされてはとんでもないですよ。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

そのようなことを新聞記者に申し上げたことはあろうかと思います。ただ、かなり言葉を端折ってあると思います。私の本意を申し上げますとそのような反対意見が出るのは当然だという、その本意でございますけども学校が長くその地域に根ざしてきたわけですからそれに郷愁を感じるとか、歴史的な使命に意義を見いだす方々が大勢いるのは当然だというふうに思ったわけですね。愛着を持ってもらえない学校は逆に言えば寂しい限りですから、反対意見が出るのは地域の方々のご心情として当然ではないかというふうにそのような意味合いで申し上げました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

とにかくあとになって言い訳しても、やはり記事となっている以上はこの記事を見た人は「なんだこれは。学校教育課長、当然分かっていながらやっているのか」と。これは日本語の難しいところなんです。いくら私が力んでもそれは実現できないかもしれないですが、この学校問題はとにかく計画の見直し、これはもう1回町民からアンケートを取って計画全体を延期するなり見直しをするなりしないと、この反対署名活動がどんな動きになるかが予測できますか。私はその地域の人たちと話をし、ある程度感覚はつかんでいます。しかしこの席においては口に出しません。ただ脅かしてもなんでもありません。やはりこれだけみんな真剣に説明会へ参加して、あれだけの意見を出していながら改善策が講じられない。最終的には教育委員会部局から町長部局へとこの問題も移るわけですが今、町長として今後の統廃合についてはどのようなお考えが伺えます。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

質問通告にもごさいませんがよろしいですか。

ではちょっと、今の議員さんがおっしゃっていることを私ずっと聞かせてもらっていると、なんか自分勝手な言い方で、誠に申し訳ないですが私はそう思います。

平成20年の8月に適正配置審議会から答申が出されました。ご存じですね。そのときに1中2小の答申が出されたこともご存じですね。ご存じないですか。はい。そのときに議員さんも議員のバッチを付けていましたね。20年8月。だから聞いているんですよ、私は。付けていましたかと聞いているんですよ。もし私が間違ったことを言っただけなら聞いています。あなたはそのときはどうだったかということを知っています。では私は言います。反問ではないですよ。聞いているんですよ。

○議長（福與三郎君）

バッチをそのときは、議員であったかどうかということですね。

○町長（望月仁司君）

もし私が間違っているのは困るから聞いているんです。

○10番議員（川口福三君）

私は2期目です。

○町長（望月仁司君）

そうですか。ではいいです。

それよりも前、身延町立小中学校適正配置審議会には2年間にわたって皆さんの中からも議長さん、その当時は委員会はどういう名前だったか、ちょっと私もその後、変わっているかどうか分かりませんが、教育厚生常任委員長さんもその委員の仲間に入っていて、20人の仲間に2名。したがって1割の議員さん方が入ってくれました。そして学校の先生、それから父兄の方々、一般の方々、その人たちが入って2年間、審議をした中で1中2小という答申が出されました。それをそのとき私はバッチを付けていませんでした、町長になって私が引き継いだ中ではそれは議員さんのほうでも話がしてあります、議員さんのほうも了解をしております、こういうことで進んでいました。

したがって、それを受けてその次の年の21年に前期計画、この中の前期計画を作成して、それを皆さんにお示しをして全体計画の中ではこうですが、その中の前期計画はこれでいいですねという話をしました。これはあとで調べてもらえば分かりますけども全員協議会の中でしました。そうしたら皆さんの中からそれは駄目だという意見はありませんでした。したがって、その話をさせていただきました。その方法で進めさせていただきました。

にもかかわらず今回、私はこの問題についてはほとんどない、反対ですよ、これはちょっと私は、私の感覚が違っているかもしれませんし、もう1点言わせてもらいますと町議会からも過日1中3小でいいですよという意見も出されました。これらを踏まえたときに議員のバッチを付けている議員さんが自分たちが出した結論に反対だとこの席でおっしゃられる。そうであるならば私ども行政は執行も何もできません。これは大変なことだなとこういうふうに思います。

それから16年4月21日に調印されました合併協定書の中を、今ありますが、それからそのあと合併協議会が平成16年3月に策定した新町建設計画の中の第7章にもあるんですが公共的施設の統合整備については財政的な状況等を踏まえて、事業の効果や効率を十分検討する中で既存の公共的施設を有効利用し相互の利用等を総合的に勘案し、効率的な整備に努めるとあります。そしてその中で特に言っているのが庁舎の問題ですけども、これとは違うと言われるかもしれませんが、同じことだと思いますので言わせていただきます。この間も新庁舎は当分の間においては暫定的に現在の旧中富町役場に置くものとする。新たな建設については、そのときにいろいろの状況を勘案して計画する。当分の間というのは何かと言いますと、この庁舎が使用できる間は使うものとする。こういうことでございますので、今の身延中学校を利用することは適当であり、そして今になって1中を2中に戻すということを言われることは町長としては心外でございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

たしかに町長がおっしゃるとおりだと思います。ただ議員は、いくら議会で1中3小、それは議会として決めるべきことではないんですよ。決めるべきことではないんですよ。議員が決められるのは、自分たちの身分の問題だけなんです。本質的に今それを決まった、決まったんではないんですよ。それはもう1中3小、議会で決めたただなんてそれは町民に申し訳ないですよ。

それは議員として私も一応、地方自治法の基本ぐらいはわきまえています。これが議会で決まったただなんてとんでもない。議会では決まってありません。ただ1中3小という無記名投票の結果が多かったことは事実です。こうした問題がやはり今言う久那土の反対署名にも出ていた。だからそれもやはり久那土小学校、西島小学校の統合とも結びついている。そして中学校問題も絡んでいる。この後期計画については今、町長から答弁をいただいたんですが、もちろんその行政側の考えもあるでしょう。しかし毎回申し上げるように行政は町民のため、町民あつての行政です。ぜひこういった点を深くご理解していただき、これが一番私が訴えるところであるけども、教育長さん行政側として考える余地はありますか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今お話をお聞きして私でも教育長という立場でございます。教育の現場を預かっている立場といたしましては、今まで説明をしてまいりましたこの後期統合計画が今、最善の策だと私は今も、このままいくべきだと思っております。たしかにいろんなご意見も拝聴いたしますし、また今後の手続き等もあるわけでございますけども、それはそのときにまたいろんな情勢を踏まえながら考えていくことにしますが、今現在言えることはこの統合計画はこのまま進行していきたいという決意を述べるのみでございます。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

何回申し上げても方向性も変わらない、これから先々どうなるかは非常に心配されるところでありますが、この見解の中を見ますと、今まで以上に教育環境をよくするとかいう条件というか書きものはありますが、今までの教育環境が整っていないということは町民は誰も言っていないんですよ。ただ統合に対して、あまりにもこの計画自体が拙速であり、特に中学校問題においては非常に理解しかねないというような状況で、それぞれの地域でもって紛糾しているからこそ、こうした署名活動が出てきたと。だからこの署名活動が今後どんな形でもって展開されるかは知りませんが、とにかく私としては一応、町民から耳にしたことをこの一般質問の中で加えながら、質問は終わりたいと思います。

○議長（福與三郎君）

以上で川口福三君の一般質問は終結いたします。

次は通告の5番、松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

私も先ほど来、同僚議員が2人一般質問した中で同じような形の中の小学校統廃合問題、それと合わせて本町の将来像について通告に従いまして質問させていただきます。

統合計画、先ほど町長が同僚議員と話をされていましたが19年5月に身延町立小中学校適正配置審議会、これに諮問をされてその諮問されたことに始まって、その後答申がなされた。その答申にしたがって前期統合計画として豊岡小学校、身延小学校、そして下山中学校と身延中学校、また静川小学校と西嶋小学校が前期計画として統合されたわけでございます。

その間、23年9月に先ほど町長も話をしましたように議会から意見書が出されました。意見書は基本的に答申が出された1中2小では、この広い町内ではちょっと厳しいのではないかと、そういう議会の意見を反映した中で皆さんで意見をもんだところでございます。

その結果が全員協議会で無記名で投票されたわけですけども、1中3小そういう結論になりました。それを受けて議会運営委員会で、その全員協議会の結果を意見書として教育委員会に出す。その中で私の名前、そして当時の総務産業建設常任副委員長の名前、それと同時に教育厚生常任委員長の名前で出ささせていただきます。私の場合、議会運営委員会の副委員長という立場で全協で決まったことを議運から出さなければいけないという、そういう自分の立場の義務の中で出させていただきます。なぜ議会運営委員長の名前がなかったか、そのときに委員長が退席されたという事情もございましたけども、しかしながらそれは町長が言うように私は厳粛に、私自身も名前を出していますから受け止めなければいけない、そう考えています。

またそれと同時に23年12月にその答申を、意見書を出されたことを受けて教育委員会がアンケート調査を行いました。そのアンケート調査、その結果を踏まえて本年4月15日に身延町立小中学校後期統合計画、町民に通知されました。5月7日からは町内各所、22カ所において説明会が開催されたわけでございます。そして7月30日、その説明会の要望に関する教育委員会の見解が示されました。この一連の流れ、私もどうしても納得がいかない部分がございますので、あえて今回質問させていただいております。ぜひご理解をいただいてご答弁をお願いしたいと思います。

前期計画におきまして本町の小中学校統廃合計画、3段階で進めるとございます。しかしながら今回、教育委員会から示されたのは中期計画、先ほど話をしましたように中富の静川ですね、それが最後でしたけども、その段階では前期計画でございました。それがいつの間にか中期計画がどこかへ行ってしまいまして、今回出てきたのは後期計画なんですよ。なおかつ中学校平成28年4月、小学校平成30年4月を目途に統合するとされています。これは前期計画が出たときの後期計画、最後の中期が終わって後期になってそのときの時期なんですよ。これを22回の説明会において保護者、また地域住民からおかしいのではないかといういろいろな意見も出されました。それを受けて6月28日の大河内の分館での最終説明会、これから本当に1カ月ですよ。1カ月の間に私は先ほど同僚議員も言っていましたけども見解が1カ月の間で、あれだけ膨大な皆さんの意見ですよ。それが4ページにまとめられて出されたわけですね。この1カ月間、わずか1カ月間の間にそれだけのものがまとめられるのかどうか。私としては本当に真剣に住民の声、またPTAの声が反映されたのか。それを真剣に教育委員会が受け止めて検証されたのか。そういうことはなかったのではないかと。そういう疑問視をされるぐらい非常に短い間の見解の発表でございました。

22回で894名が説明会に参加されたわけですけども、後期計画が本町の最終的な学校統合計画と謳われています。中期計画がないわけですけども、早急にこれは進めようとしている理由、まずここをお聞かせいただきたい。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

前期統合計画に関する流れを今もう一度改めて復唱をしていただいたわけですけども、後期計画を早急に推進する理由はというそういうご質問だと思いますが、教育委員会では特段早

急だというふうには考えておりません。

午前中の芦澤議員のご質問、合併後わずか10年で学校統合をうんぬんするというご意見も出されたわけですが、それに対する答弁のとおり、今までの経緯で蓄積された関係各位の協議内容を踏まえて取り組んでいるところでございます。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今、教育委員長から早急とは考えていない、粛々と前期計画から始まっている中で進めているということですね。そういうふうに理解していいですね。粛々と進めているというならば中期計画はどこにいつてしまったんですか。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

お答えいたします。

平成20年の8月に身延町立小中学校適正配置審議会から教育委員会になされた答申には小中学校とも3段階方式を経て10年後に1中2小とするということが書かれておりました。これを受けて教育委員会は特に複式学級が常態となった豊岡小学校、静川小学校を統合すべきとして平成21年2月に身延町立小中学校統合計画前期計画を策定したところです。ここまでは答申の第1段階を忠実に実行してきたわけです。

前期計画の早い時期には答申を念頭に答申の第2段階を中期計画、第3段階を後期計画と述べたことはあるかもしれませんが。しかし前期計画の後半では教育委員会は首尾一貫して、これに続く計画は未定で、その後は中期計画を経ていくか、あるいは後期計画だけとするかは分からないと説明してまいりました。そのような文脈で中期計画という言葉を使ってきました。

なお、後期統合計画が中期計画の中に包み、答申に端を発した学校統合計画の最終計画としたのは議員各位および保護者住民の方々の早急に学校統合の最終的な形を示すべきとの意見を傾聴する中で、これらを最もなご意見としたことも理由の1つになります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

前期計画で文書に全部出ているんですよね。前期、中期、後期と。それをもとにして前期計画を進められたわけですよ。そのときやはり私たちも、それから旧下部も中富、静川、中富地区でいろいろやっている豊岡も身延とやっているときに、今どんな状況かという旧下部でも経過報告、それから旧久那土でもPTAを対象にして経過報告会を開いているんですよ。その中に出したのもすべて前期計画、中期計画、後期計画が出ているんですよ。そうするとその前期、中期、後期で学校を統廃合なされた静川、中富の方々はそれにのってやったわけですから中期がなくなった、今、教育委員長が話をされました途中から後期計画、中期計画とあるけども、今後どういうふうに進むかなんていうのは分からない状態でこれから進ませさせていただきますということを今おっしゃいましたけども、私は最後まで前期計画、中期計画、後期計画という話で聞いていましたよ。ということは今、教育委員長さんがおっしゃったことは基本的に

住民、PTAに違ったことを印象づけて統廃合をやったということではないんですか。いかがですか。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

お答えします。

たしかに、今までの前期計画の説明の中で中期計画という言葉を使ったことがあったのは事実です。例えば平成22年10月26日の静川地区保護者会の説明会の中で次のようなやりとりがありました。

ある熱心な保護者から「前期計画は答申の第1段階なのか」では第2段階が後期計画なのか、「では第3段階というのは」というご質問がありました。これに対する当時の教育長はおおむね次のとおりお答えしました。「答申の第1段階と前期計画は重なっています。しかし第2段階が後期計画になるかどうか、また第3段階をそのとおりにやるとも決めていません。前期に続き後期として一回で学校統合を行うかもしれないし、あるいは中期が入るかもしれません」というものです。

つまり中期計画は仮定の問題として説明をしております。もし前期計画を実施する過程で一度でも中期計画なるものがあるような誤解を与えたのであれば、この場を借りてお詫びを申し上げたいと思います。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

お詫びをするのはいいんですが、中期計画がどういう感じかなんていう話を今されてしまったね。そして今の中期計画等の中で今、進めているというのはあくまでもPTAですよ。PTAの方との話し合いの中でやっているわけですよ。住民とか私たちはそんな話は1つも聞いていませんよ。それで中期計画は何年ごろという、年は出ていませんけども、最初あった学校を2中にして小学校を何小にして、ちゃんと図も出ているんですよ。それで2小の場合は、もうすでに中期計画をした場合には身延と下山が統合して前期計画、2中の場合はどこだったか、僕ちょっと資料を持っていないのであれなんですけども、2つ中学校が残る、そういうふうになっているんですよ。だからそれを私たちに説明しないでPTAとの話し合いの中でそういうふうになったから、中期計画は段階的に進んできましたというのがPTAの統廃合を了解するための、PTAの方々との交渉の中で使っただけであって、私たちには何も連絡していませんよ。住民の方、ましてそうですよ。これは久那土、下部の方々には説明会で前期、中期、後期と受けているのにもかかわらず、そんな説明は何も聞いていないですよ。それが今回、後期計画を出されたわけですから、先ほど来、同僚議員がいろいろ言っている、なかなか地元の方々も理解してもらえないというのは、僕はそこにもあると思うんですよ。

今ここで謝っていただく、それはそれで結構です。謝っていただくのも結構なんですけど、謝っていただいても後期計画でいろいろ話が進んで説明会も開いてやっているわけですよ。それでその当時、中期計画でこうやってやりましたよと今言われて、では久那土も西嶋も下部の方々も「そうですか、謝っていただきまして了解いたしました」なんてことはきっとないと思いますよ。また私自身も今、びっくりしましたからね。そのことはいいです。何しろそういうふう

にして私たちは中期計画がどこへ行ってしまったのかというのが非常に不思議だし、中期計画は2中なんですよ。

先ほど話が出ましたけども23年の9月に意見書を出したときも中期計画は生きていたんですよ。ところが今ここにきて後期計画なんですよ。私も名前を出しましたけども、あれも意見書は基本的に中期計画が活着しているときなんです。それはそういう状況も教育委員会にはご認識いただきたい。謝る前にご認識いただいてご確認いただいて対応を考えていただきたい。

続きまして今の話にもありましたけども、なぜこんなに早く急ぐんだと。そういうふうに皆さん思っているんですよ。その思っていること自体が中期計画がなくなって後期計画にそのままストレートにいつているからなんですよ。2中計画はどこへ行ってしまったんだということなんですよ。そのことにやはりPTAの方、私もそうですがPTAの方、地元の方々、3段階を知っていらっしゃる方々はそこで疑問を持っているんですね。また前期計画の合意に伴って何か約束を交わしたのではないかと。今まで統廃合をなされた学校と教育委員会がそういう何か約束があったのではないかと。そういう話も実はあるんですよ。それは私も分かりません。それを分かっている方は本当に少人数なんでしょう。だけでもそういう噂も出ているんですよ。そこでちょっと教育委員長に聞きますが、統合前期計画の同意についてということで、静川小学校と西島小学校のそのことは教育委員長ご存じですか。表題は静川小学校と西島小学校の統合計画同意について。教育委員長。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

同意が出されたことは承知しております。

○7番議員（松浦隆君）

いましたね。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

いました。

○7番議員（松浦隆君）

では教育長もご存じですね。去年の暮れから教育長をなさっているわけですけども、ご存じですね。この中にどう考えてもおかしいのは、あるかないか私は推測だけの話、だけど文書を読ませていただきます。

前期計画の同意についてと、ここでも謳っていますね。それで今、教育委員長さんがおっしゃった統廃合を進める中でPTAと中期計画に移行しているというふうにさっき話しましたね。答弁しましたね。しかしながらこの同意書の中に、23年の1月21日です、前期計画の同意についてとなっているんです。その中で旧中富町に1校、小学校が残ることを最重要課題として前々から要望していた。ぜひともそのことを実現することを切に要望し、それを条件として統合に合意しますということなんです。だから、まず1点はこういう文書があるということは、そういう部分で何かあるのではないかとということで疑われる1つの点です。それと同時にさっき教育委員長さんがお話しになられた、この時点で中期計画に移行しているといっても、静川小学校、西島小学校の方々はこれは静川小学校の方々ですから、静川小学校の方々も中期計画ということは認識していないんですよ。そういうことですね。前期計画になっているんです。ただ、そこを私がどうしてもおかしいことだと思っておりますが、そのへん教育委員

長どうですか。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

お答えいたします。

非常にややこしい質問になってきたんですけども、文書の中に謳われているという事実は私も読んで十分に理解をしております。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そうすると今、文書を読んで理解しているのに今の答弁、中期計画に移行しながら進んでいったというのはどこへいってしまうんですか。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたけども、これに対する当時の教育長の答えはおおむね次のとおりですということで答申の第1段階と前期計画は重なっています。しかし第2段階は後期計画になるのかどうか。また第3段階をそのとおりにやるとも決めていません。前期に続き後期としていっぺんで学校統合を行うかもしれないし、あるいは中期計画が入るかもしれないと。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

だから今のその話でいくと、この段階では中期計画に出るかどうかが分からないということはそういう話もありましたけども、結局このときはもう前期計画で中期計画というのは皆さん、中期計画が必ず来るというふうに考えてやっていたということですね。それはもう分かりますよね。教育委員長、分かりますよね。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

これは事務的なことなのでお答えしたいと思いますけども、前期計画を進める過程においてはとにかく前期計画を達成することだけを念頭において教育委員会は頑張っていました。その段階において後期計画、中期計画なるものの事情が変わってまいりました。というのは答申にあったのは当初1中2小ということで、その1中2小を念頭において前期計画も進めていたわけなんです、その過程において1中3小というアイデアが出てきたわけです。その過程において議会、あるいは住民の皆さま方に、では最終的にどういうふうに本町の学校の形態はなるんだと。それを早く示せということは何度も何度も言われてまいりました。したがって、この後期統合計画は答申に端を発する統合計画の最終的な形ということでお示したわけなんです、1中3小にするのには段階を踏まざるを得ないということで、平成30年度には最終的な形が出るわけですが、段階を踏み28年度の4月1日に中学校を1中、翌年の平成29年

4月1日に5小学校を対象に統合する。それからさらに平成30年度には2小学校を対象に統合を進めるということで、当初の答申とは違ってまいりましたけども、この後期統合計画の中には段階を経ることで中期計画のようなものを内包しています。先ほど教育委員長がそのようにご説明申し上げました。この後期統合計画の中に中期計画がある意味入っているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そうするとその教育委員会の言い分は分かります。そうすると後期計画の中に中期計画の一部も入っていると。そういうことですね。そういうものはちゃんと、やっぱり僕は公表するべきだと思います。皆さんご存じないんですから。これと同時に、時間があまりないので次の質問に移りますけども、やはり先ほど来、言っていますけども、説明不足なんですよ。同僚議員も言っていましたけども。そこが今回のこの問題には非常に理解されない。そういう部分があるのかなと私は思っています。先ほど今、学校教育課長が話しましたけども、答申に基づいた年度の話をしていますね。だから今の答弁を聞きますと結局、年度に向けて30年、31年に答申で統廃合を完了するという答申があるから、それに向かって進んでいる。だから途中、例えば静川と西嶋が1年遅れた。その分も取り戻さなければいけないから後期が一部中期になったというのは、僕はそういう取り方をしている。最後は30年、31年には終了しなければいけない、答申に沿ってしなければいけないというようなそういう話に聞こえるんですよ。それは私だけではなくて、おそらくPTAの方々も地域の方々もそういうふう感じていると思うんですよ。私は、だから中期計画が今一緒に進んでいるのであれば、後期計画の中に中期計画も入っているのであれば、先ほど来いろんな意見が出ています。同僚議員も言っています。それから同時に22回の説明会の中で、特に北部地域の方々、1中ではちょっとおかしいんじゃないか、不公平感があるんじゃないかと。教育長は不公平とは私は思わない。そう言うんですけども、そういうふう思う方が非常に多いはずなんです。そういう2中の中期計画、そのことも私は考えるべきだと思うんですよ。考えてみて、またPTAとかそういう中で話をしてみても、その中で中期と後期を一緒にするのであれば、その段階を後期計画の中で中期も含めてやっていくのであればその段階でいけばいいですか。それがなぜ後期計画で、なんか質問されれば中に中期計画が入っていますよと。ただ言っていること、中期計画の話なんか何も出てこないではないですか。だからそういうことを私はやるべきではないのかなと思うんですよ。この少子化が本当に顕著になって統合せざるを得ない。このことを私もおそらく今、後期計画反対、言っている方々も理解しているんですよ、十分。私も理解しています。しかしながら教育委員会、皆さんの話を聞けば、教育委員会の統合の進め方、これに疑問を持っているんです。それはなぜかと言ったらさっき言ったように中期計画はなんか、いつの間にかどこかへいってしまっただけで後期計画。しかし今、話を聞けば後期計画の中に中期計画も入っている。では中期計画の2中はどこにいつの間にかしまったんだと。それはもう幕を引く時間が決まっているからそうせざるを得ないんだみたいな、そういう形だとおかしいんですよ。

適正配置と称して旧下部に学校が1校も残らない。これを不公平ではないと教育長がおっしゃいましたけども、これが不公平ではないといたら何が不公平なんですか。これは逆に考えてみてください。もし久那土小学校がなくなったら下部小学校もなくなりますよね。久那土

中学校もなくなると同時に下部中学校もなります。旧下部から全部なくなるんです。その代わり集められるのは、今の教育委員会の予定していることを考えれば身延に小学校、中学校1つずつ。それで下山に小学校を1つ。例えば学校の小中を混ぜて小学校でいえば地域に3つの学校、地域に0の学校、今の計画でいけば中富に小学校が1つ、3つの地域で対等合併して10年も経たない、その最終計画でいけば10何年経っていますけども、その中で1つは3つ、1つは1、1つは0、教育長それが不公平ではないんですか。子ども3人並べておまんじゅうを2つ、3つ、あなたにはあげませんみたいな、そういうふうには私と思うと思うんですよ、一般の方が。それは教育環境とかいろいろおっしゃりたいんだと思う。そういうことですよ、教育長。お答えしたいのは、教育環境の問題、適正規模の問題だと思うんです。だから適正規模を言うのであれば、それが不公平でないというのであれば、私はさっきから言っているように中期計画と一緒に入っているのであれば、その中期計画も後期計画と一緒に構いませんから、その中期計画、後期計画（中期計画）を今、地元の方々、またあれだけいろいろ意見を言ってくれた方々とやってみればいいではないですか。それで後期計画なんですから。（中期計画）だから。それをやりもしないで教育環境、そういう理由だけで中学校を身延にもっていこうと教育委員会は本当に子どもたちのためだと思っているかもしれませんが、子どもたちもやはり足の問題、30分我慢してもらおうとかさっき言っていましたけども、そういうことも含めて負担がかかるんですよ。

私は1つ、私も22回の中、18回、記録に残っていると思いますけども、18回参加させてもらいました。私は本当にメモを書くことに精いっぱいやっていました。すべての方の意見、全部メモっていました。おそらく教育委員会、4回出られなかったから教育委員会とはちょっと私のほうが薄いかもしれませんが、それを全部調べてチェックしてみました。そしたら本当に北部の方々には身延に行くことに対して遠すぎる、また不公平感、それを持っているんですよ。だからそれも私なりにいろいろ考えてやってみました。皆さん後期計画に反対しているんですよ。そこを理解してあげてください。統廃合が反対ではない。今、出している後期計画に反対なんです。そこをぜひ理解していただきたいんですが、それで私もいろいろ考えました。ちょっとお話をさせていただきたいんですが生徒児童数、これは計算すると中期計画にある2中学校で想定した場合、平成36年ごろまで各学年、約30名から40名弱、これは確保できるんですよ。それで推移するんですよ。逆に言うと身延中学校のほうが人数が少なくなってしまうんですね。これはおそらく調べて分かっていると思います。

そういうことを踏まえた中で、1番として児童生徒の安全と教育環境、これが確保できる校舎、それから施設、その選考の基準、これを私は公表すべきだと。それからおよび周辺の道路、また周りの地形、危険地帯、そういうものを把握して、またそれも公表すべき。

2つ目としてスクールバスでの通学。これは生徒への負担が大きすぎると思います。今の身延1中では、時間的にも無理があると思うんです。そこでやはり先ほどから言っているように皆さんの意見も踏まえた中で後期計画（中期計画）の中で柔軟な対応を私はすべきだと思うんです。

もう1つ、100%ないとは言えない、新聞にも出ましたけども中高一貫校、それから先ほど同僚議員が言いましたように峡南高校、峡南地域の高校の統廃合がありますね。それも今後出てくる可能性があるんですよ。そういうものを後期計画（中期計画）で進めて、もうちょっと段階的な時間をかけていけば、変な話そういう問題が出てきてもそういう状況を町が把握し

確認し、そしてその後の対応が私は逆にできると思うんですよ。やはり今の教育環境も大事ですけれども、将来的にこれから10年20年の先の教育環境も考えた場合には、やはりそういうことは、私は教育委員会の大きな使命だと思うんですよ。それと同時にそれが例えばいろいろな形になって、将来どうしても1中にしなければいけない。もしくは1小にしなければいけない。そういうふうになったら私は町内の真ん中、どことは言いませんけれども、そういう真ん中、みんなで痛みを分かち合えるような、そういう場所というものを私は選定するべきだと思いますし、その際の例えば新しく学校を造るかどうかわかりませんが、その新しい学校を造るにしても無駄づかいはないと思いますよ。そういう形になってくればもう先が見えてきて、学校の生徒の規模が分かってくるわけですから、そうすれば学校規模もそれなりに把握できて、無駄のない建設なりなんりのものができるでしょう。それからさっきも言いましたように、やはり旧町単位での学校が3つある。1つ、ゼロ、こういうものはちょっとなんらかの形で話をして、そういう不公平感、教育長は不公平ではないと言うけれども、私は不公平とあえて言わせてもらいますけれどもそういうことをやっぱり解消する。

もう1つ大事なことが、やはり北部の方と南部の方、3つの学校が来ることを計画されていることに反対する理由がないですよ。だから説明会を開いても温度差があるんですよ。その温度差を含めて、逆にそこは教育委員会が勘案して、その見解に私は生かすべきではないかなと思います。

本当に時間がなくなりました。私はなぜこんなことを、本当にこんな話をしていますけれども、私の住んでいる古関、旧町時代の平成13年に小学校、14年に中学校が統合されました。そのときも非常に教育委員会が強引でした。通常、上から、中学校から統合して下をいくんですが古関の場合は小学校を統合されました。その前に保育園もされました。最後に中学校がどうしようもなく統合しました。これが強引ではなくてなんと言うか。その中の、私は中学校の一番最後のPTAの会長ですよ。教育委員会の強引なその統合の進め方で地元の方々、また父兄の中で意見の相違が起きて修復が不可能な状況、これに陥りました。その影響は今、中学校の統廃合が終わって廃校になってから11年経ちましたけれども、今でも地域の中でそのことが発端で今まで仲間同士だったのが背中合わせになっているんですよ。そのことがありましたから以前の教育長にも「教育長、統廃合を進めるときにそういうことが古関であったから、そういうことだけはぜひ避けてくれ」というような話をしましたけれども、以前の教育長がどういうふうに考えていたかわからないですけれども、そんな状況なんですよ。ですから今回もやはり審議会の答申にも書かれているように地域のつながりなどの関係から種々検討を行い地域住民の理解と協力を得て行うことに留意すべきであると書いていますね。おそらく教育委員長も見ています。これを目指すために3段階という答申があったわけですから。今その答申の中で、(中期計画)ですけれども後期計画にしているのであれば、これをやはり時期も守るのであれば、こういうものもまず守っていただきたい。それで地域の方々によく話し合いをして理解を求め、これから同意に向けて話し合いをしようと言っていますけれども、その中でもやはりちゃんと誠意を持って地域の、またPTAの方々の意見を聞いて皆さんがどう思っているか、そのことを理解した中で始める。そうしないと古関の11年経っても背中合わせの二の舞、そういうことが出てくる可能性があります。ぜひご理解いただきたい。

では教育委員長、そのことに対して教育委員長は今後そういう同意を得るための話し合いでそういう形でいっていただけるかどうか、そのことだけお答えください。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

過去の古関の統合で大変切ない思いをされたこと、十分に理解できる発言をいただきました。今後十分そういったことがないように配慮しながら、また話し合いを進めていきたいと思いません。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

だから統廃合は反対ではないということですよ。後期計画がおかしいよということですから。そこを踏まえて。（中期計画）でやってください。

それでは1つだけ。説明会の中でおおむね学校間30分という話がありました。これは皆さん、ちょっと無理なんではないかという話がありました。そのあと説明会が終わって、そのあとに見解が出ましたね。あの間、おおむね30分ということで皆さんからこれは無理なんではないのかという話がありましたけども、それは検証かなんかしましたか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

私が先ほどもお答えしたとおり、今の学校間はおおむね30分程度で到着できるようなスクールバスの運行計画をつくるということで、ご説明をしてきたところでございます。中学校の通学支援は・・・。

○7番議員（松浦隆君）

検証したかどうかということです。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

もちろんいたしました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

検証したんですね。ではその検証した結果というのは、例えばどういう走り方をして、どこをどうやって通って、どういうふうな時間帯にどうしたかというのは、それは文書を出せますね。検証したんですから出せるではないですか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

検証してあるものは文書で出したいと思えますけども、とりあえずこれは保護者に対する説明会を近々に行うつもりでいますので、その場で明らかにしたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

それを文書にしてちゃんとした数値にして、やっぱりPTAなり地域の方々にそれは示してもらいたい。そうしなければ、それが良い悪いは別問題としてですよ。ちゃんとそういうところから誠意を私は見せてもらいたい。それはPTAの方々も地域の方々もそれを望んでいるはずですから。ぜひそういうふうによろしく願いいたします。私自身も実際に走ってみました、何回も。到底、学校間で朝また夕方、無理です。例えば乗せるところを何力所か分けてやりました。一番早いときは40分でした。どう考えても。それは久那土、古関、西嶋、やってみました。だからそれで学校教育課長が走ってみて検証して数字が出るというのは、私楽しみにしていますのでぜひお願いいたしたいと思います。

それでは次の、もう本当になんかどこを質問しているか自分でも分からなくなりましたけども、申し訳ありません。教育委員会の見解の中で、先ほども話がありましたけども保護者の同意を得て統合を進めるとあります。計画変更に対して、先ほど同僚議員も聞きましたけども骨格となる統合校同士の組み合わせや統合時期などの変更について再検討する時期にありませんね。保護者会が不同意とした場合、現時点で言えることは不同意の理由を考慮しつつも同意いただける努力し、あるいはこれを調整しとありますけども、これは私もこの文書を見て今後不同意、もしくはPTAの方々と話し合いを進める中で、今はないけれども今後、状況に応じては変更の考えもあり得るといふふうにとったんですがどうなんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

そのことについても各会場で質問がありました。同じ答えになるんですけども同意を得られない場合はどうなるかと。計画は変更になるのかということだと思っておりますが、たしかに同意をいただきたい。けれども全部から同意をいただけないということがあるかもしれません。これは先ほどから質問の中にもありますように、地域の皆さまも巻き込んだ形で意向を確認されている地域もありますので、同意をいただけないということもあろうかと思えます。その場合、同意をいただけるように当然、私たちとすれば努力をいたしますけれども、その事実は事実として教育委員会では最終的な判断、先ほども言いましたけども対応を行わなければならないということがくるかもしれません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

教育長、説明会のときと答弁の歯切れが悪いですよ。説明会のときはもっと同意を得られなければ考え直す、そういうこともあり得ますといふふうにちゃんと言ったではないですか。そのへんは僕はちゃんとメモっておりますのであとでお見せします。やっぱりそんな、少しずつ時間が経ったからといってそういうふうになるような形は違うと思えますし、またぜひそのへんは今後も説明会のときのような、歯切れのよい形で考えていただきたいと思えます。

それでは8月20日に、さっき同僚議員からも話が出ました古関地区住民と久那土地区住民が後期統合計画に反対という署名が町長と教育長宛てに出されました。私も署名させていただいたんですが、これは本当にさっきから言っているように住民が疑問を抱いて統合計画に多く

の住民が疑問を抱いて理解できない部分が多いから教育委員会の進め方に不満を持っているわけですよ。それを1, 334名の方々がこれは不満があるぞということを私は意思表示するための署名だったと理解しているんですけどもね、そのことは教育委員長、重く受け止めていただけますよね。教育委員長、どうぞ。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

もちろん、たくさんの皆さん方から署名をいただいたものは重く受け止めていきたいと思えます。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

ぜひ重く受け止めていただきたいと思えますし、またそのことを受け止めた中で、ただ受け止めるだけではなくて一緒になって考えていただきたい。

次に移ります。

今回、先ほど同僚議員も話をしましたけども、私も実はびっくりしたんですが今回の統廃合計画で学校がなくなるのであれば子育てができない、町外に出る意思を固めた若い方が実は私の知っている限りで2人、3人いました。それから今、結婚して地域に住んでいる方が地元に住んで、これから奥さんのお腹に子どもがいて、ではそこで親と一緒に暮らそうかという話になっていたんですが、それももう学校がなくなるでは今のうちに外へ出たほうがいいかなと若い人たちが聞くと親もそのほうがいいかもしれないなとそういう話がありました。またこの身延町が好きでこの身延町の環境、それからそこに住んでいる人たち、その人たちの交流がこれは素晴らしいと。それで永住を決めた方がいらっしゃいました。子育て世代です。その方が統合問題が浮上して、その前に実はハンコを押せばその土地を買えるところまでできていたんです。その土地を買って、そこを更地にして家を建てて住もう、そういう方が契約直前でこの統合問題が出てきて本当に躊躇したらしいんですが、今ハンコを押さないで元に戻して、これからどうしようかと考えている世代もいらっしゃいます。また県営住宅、町営住宅がございますけども、そこに在住する子育て世代が今後、町外へどこか別のところ、学校の近くへ行こう、ということで住宅探しを始めている方々、それも僕、何人も存じ上げています。また先ほど同僚議員からもありましたけども、移住者の方が町外へまた別のところへ行こうかと、そう考えている動きも現実にも今、出ています。

私はこの統廃合問題で過疎化がさらに、そういう状況をいろいろ耳にすることによって、非常に懸念しているんですよ。少子化が進み、学校がなくなる、子育てができなくなる。これは本当に全国どこでも困っているんですよ。子育てができないから町外へ引っ越す。さらに少子化が加速する。これは全国そうなんですが、今この統廃合問題が出てきたことによって私は身延町がそういう負の連鎖に陥るのではないかと非常に心配しているんです。私は子どもたちは将来の町の宝だと思っています。子育てができない環境の町に未来は本当はないのではないかと考えていますが、そういうことも含めて町長にお伺いしたいと思います。統廃合で過疎化がさらに進む懸念の考え、そちらのほうお答えいただきたいと思えます。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、過去の定例会の中でも同僚議員から質問が出されました。そのときと考えは一緒でございますので、そうは言ってもせつかくですから申し上げます。

実は私は中富の時代に曙小学校の統合をいたしました。このときに町長がなぜそれに参画したかというのは、実は私は参画してはいけなかったんですけども、統廃合をするに曙小学校みたいな小規模校の経費のかかる学校があるならば3町の合併はしてくれませんかよという意見が出されました。それでは困ると。したがって、私がそれに乗り出したことは事実です。そのとき、私は曙の保護者の家を1軒ずつ全部まわりました。その中の話も先ほど松浦議員は学校がなくなるから私どもは出て行くと言われましたけども、そのときの話も過去に申しましたと思いませんけれども、私が歩いている中ではそれはよかったです。曙小学校がなくなって、そしてスクールバスではないんですが、子どもが少ないところはタクシーで送ったりしました。そういうことになりましたので、それだったら私はここで生活をしますと、こういう世帯もあったことは事実です。これは私が本当に歩きましたから嘘も隠しありません。もし小学校をこのまま存続するであれば、私の家内は南部町ですから南部へ行って睦合小学校へ入れますと。こんな少ない小学校で教育の、その人は教育の環境とは言いませんでしたけども、子どもに教育を受けさせるということは、先生の問題ではありません、同級生の問題等々で大変ですから私は出づもりでした。ぜひ合併をしてくださいとこういう意見もあったことも事実でございます。もう少し言わせてもらいますと、本当に曙小学校を存続していったことは大変でした。なぜならば曙小学校の行事と言えば、夫婦が必ず出て年間に20日も夫婦で出て行くというときに、月給でない人なんか非常に大変でして、とてもここには住めませんというような逆の意見もあったことも事実でございます。

○7番議員（松浦隆君）

簡潔にお願いします。

○町長（望月仁司君）

したがって、私は少なくともそこに住むということは生活環境がよくなることは当然でございます。そのために私どもも種々の仕事をしているわけでございます。しかし生活環境だけでそこに住めるではなくて教育環境もよくならなければ困る。ただ近いと遠いだけで議論する問題ではない。こういうように考えているところでもございます。

例えば遠くへ行ってもスクールバスで通うならば、これは教育環境は私は良くなっている。良くなるためにまた統合を進めているわけでございますし、答申もそういう意味でいただいているわけですからそう考えたいと思います。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今のその時と場合によると思うんですね。先ほど来、僕がいろんな方々が町の外へ出る可能性があるよという、先ほど同僚議員も言っていましたけども、それはだから今、町長がおっしゃったのは先ほど来、教育委員会で言っている過小学級ですよ。その場合はたしかにそうなると思うんですよ。そういうふうにしてぜひ統合してくれと。このままだったら、この小さ

い学校で子どもも少ないところで、子どもを育てるわけにはいかないから、ぜひ大きい学校に行ってくれとそういうこともあるんですね。それも分かります。だけど私はそれと今の統廃合後期計画の問題、やはり大きい学校同士がある程度のところで、特に中学校の場合、大きい学校を1つにするか、また中期計画の中で同規模の2つをつくるかということは別問題だと思うんですよね。その中でぜひ考えていただきたいと思います。

昨年、町長の選挙で鎮守の森構想を提唱されました。これはいいことだなと思うんですが町長の山梨・静岡両県ベッドタウン化していこうという、そういう考えだと思います。これは当然、子育て世代以上をターゲットにした構想だと思います。それには教育環境の問題が当然浮上してきます。同時に学校数とか家庭と学校の距離、今、町長は関係ないと言いましたけども、それは関係してくるはずなんですよ。町の将来にこれは有効な手立てであろうというふうに私は鎮守の森構想を思っているんですが、また同時に成功していただきたいと思っているんですが、その統合問題で逆にこの鎮守の森構想が大きく左右される、これは可能性がある構想だと思っているんです。町長が同僚議員の質問に町行政と教育行政は別ものだというお考えの答弁を以前されています。そのことは私も基本は十分理解しています。しかしながらこの統合問題に端を発して人口減少が顕著になってくれば、別ものというふうに行政は別かもしれませんが、まちづくりの観点からいったら別ものというふうには私は取られないんじゃないかなと考えています。どうぞ鎮守の森構想も成功してもらうようにやっていただきたいんですが、町長の権限、指示するということはそれは町長の立場ではできません。しかしながら町長の、そういう鎮守の森構想も教育委員会と調整しながらやることは私はできると思うんですが、そういうところもぜひ理解して、そういう形で町長やっていただけるかどうか、そのへんをやるはずなんですけど町長そういうお考えがあるかどうか。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

なんか私が言っている鎮守の森構想を統合問題とくっつけて解釈されていまして、私はそんなつもりでやっているわけでもなんでもございません。なぜならば今、仮に先ほど来30分が少ないとか、それでは無理だよと。45分から50分かかると言っております。私は小学校へ朝45分、帰りは1時間30分、中学校へは1時間25分、帰りは1時間50分の道を通いました。だから勉強もできなかつたかもしれませんが、今の子どもたちは車に乗って通うんです。私は少なくとも今一生懸命考えていることが教育環境を悪くするために考えているのではない。ただ、議員さんは距離の問題を非常に言われておりますけれども、そういう問題では私はないとこういうふうに考えておりますから、当然わざわざ悪くするつもりはありません。

○7番議員（松浦隆君）

質問にお答えいただきたい。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

時間がありませんので、今回の一般質問、もう最後になりますけども、私は今期の、任期最後の議会で最後の一般質問、私はここに帰ってこられるかどうか分かりません。その中で本当に私の気持ちを1つだけ伝えたいと思います。

前回、私は徳島県の神山町の移住者の受け入れの問題を話しました。あのことに對して町長はどういうふうを考えているのか分からないんですが、あの町が成功している移住者で中学校を、それから小学校をなくなさないでそのまま存続できる。それは何かといたら一番の原因はビジョンなんです、町の。この身延町には正直言って総合計画はあってもビジョンはないと思っています。そのビジョンがないことで教育委員会も、学校統廃合問題も本当に将来に安定した配置場所、それから将来を決めるいろんなことが私はできないような気がしているんです。庁舎も今、先ほど話がありましたけども仮の庁舎です。人口が著しく減少しているのもやはりそのあたりに原因があるのではないかというふうに思っています。このことは若い子育て世代は非常に敏感に感じています。今からでもぜひ20年後30年後を考えたビジョンをつくっていただきたい。それで町長には未来の身延町の将来をつくっていただきたい。政治は人のために汗を流す、そういうふうに言われています。ぜひ町長も町のビジョンをつくっていただいて町のために汗を流していただきたいと考え、またお願いをしまして私の最後の一般質問にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で松浦隆君の一般質問を終結いたします。

議事の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後3時5分です。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時05分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次の通告は6番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は3点について質問をしたいと思います。

まず1点目、身延町立小中学校後期統合計画について。

この問題は私を含めて4人目ということで、同僚議員からいろんな視点から質問がありました。これだけ多くの議員がこの問題について質問したということは、議員というのは地域の皆さんの思いや願い、不安や疑問、怒りを持ってきていると思うんですね。それがいかに強いかという私は証明だと思うんです。まずこのことについて今回4人ということでいろんな疑問とか問題が出ましたけども、このことについてまず教育委員長、それから町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

お答えいたします。

いろんな受け止め方があるなということを痛感しております。

○11番議員（渡辺文子君）

町長いかがですか。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

教育委員長がおっしゃるとおり、私もたくさんの意見があるなということは事実感じました。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱり今、町民の皆さんの中にこの後期計画に対する疑問や不安や怒りが本当に渦巻いているのではないかなど。やっぱりそういうものを私たちはその皆さんの代弁者ということでこへ持ってきて質問をしています。

その中でこの前、22回にわたって教育委員会の説明会、本当にご苦労なことだったと思うんですけども、その説明会でいろんな地域から温度差はありましたけども受け入れられないという意見が出たにもかかわらず、1カ月後には教育委員会の見解が出ました。反対している住民の声は何一つ受け止められていないと私は感じました。その教育委員会の見解が出るまでの話し合いはどういうふうに進められたのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

お答えいたします。

教育委員会の見解については説明会でいただいた意見、ご要望に対し教育委員会はどのように考えるか、全町民の方々に知っていただきたいために作成したものです。説明会であった意見・要望をとりまとめ集約した結果、教育委員会の見解は大きく3つの項目に分類することにしました。それは・・・。

○11番議員（渡辺文子君）

すみません。そうではなくて、どういう話し合いでその見解がたった1カ月で出されたということですか。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

はい、分かりました。

見解を3つに分けた理由をご承知おきいただきたかったわけですが、見解策定に至るまでの委員会での話し合いについてということですので、そのことについてお答えをしたいと思います。

5月、6月、22回の説明会にはほぼすべての教育委員が出席いたしました。その都度ミーティングを行いました。説明会に関する委員同士の共通理解が図られていたと思っております。また5月23日と6月20日の定例委員会で見解に関する意見交換を行いました。その上で事務局が委員の意見等を取捨選択し作成をした案について委員が各自、推敲を重ねた結果を7月17日の定例会に持ち寄って慎重に審議をして決定し皆さま方に配布をしたという、そういう経過がございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

その都度ミーティングをして、説明会にはどういう話し合いが出たということでその都度やっていて5月23日、6月20日ということで結論が出たということで理解をしましたが、住民の皆さんが思っているのは自分たちの意見が、教育委員会が出した見解の中に全然思いや疑問なんかが、答えが入っていないというふうな思いが出ているんですね。私も実際、いろんな思いがあったにもかかわらず、教育委員会はこの見解でというようなことで、なんか住民の声をなかなか取り入れていないんじゃないかなという思いがしたんですね。最初に説明会のときに教育委員長が説明責任を果たさしてもらおうということで説明会に入ったんですけども、ただ教育委員会はこういうふうに考えますということをお皆さんに知っていただくということで聞いたのか。その中でも自分たちの意見がどういうふうに反映されるんだという意見もかなり出ていたと思うんですね。そのことについては、どのようなお考えでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

お答えいたします。

説明責任を果たしたいということはどの会場でも申し上げました。たしかに後期計画についてのきちんとした説明が今までの中で行われておりませんでしたので、そのことについてはきちんと説明をしたいという思いがありました。

それぞれの会場で出された意見については、もちろん全教育委員がほとんど100%近く出席しておりましたので、先ほど申し上げましたようにミーティングですとか、それから定例の委員会、そういった中で意見集約を重ねてきたわけです。再三申し上げておりますけれども、今ここで変更をするという考えはございません。もちろん皆さん方からいただいた意見や、それから要望については十分承知して受け止めております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

皆さんの発言とかそういう思いは受け止めるけれども変更するつもりはないということは、それって受け止めるって言わないんじゃないかなというふうに私は思うんですね。ただ聞きよく、そのために22回やったのかなと多くの住民の皆さんがそういう理解をされているんじゃないかなと思うんですね。

私も実際あの説明会、何回が行きましてそして少し時間をかけて討議をされて住民の皆さんのご意見やいろんな疑問やら入ったもの、見解が何カ月後かに出てくるのかなというふうに思ったら1カ月ぐらいでぺらっと出てきたんですけども、それにはやっぱり住民の皆さんの思いが受け止められていなかったんだなと。皆さんと同じように私はそういう思いをしたんですけども、もともと説明責任ということで説明するというだけで、あくまでも変更はないよという頭で皆さんのご意見をただ聞いたというしか私は思わないんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

見解につきましてはもともと細かいいろんな意見がございまして、それについて代表的なものを申し述べれば20も30もあるわけですが、それらを要約すると大きく3つに分けられるということで見解をまとめました。

1件1件こと細かに回答するというのではなくて、あくまでも見解ですからこれはものの考え方、見方、教育委員会はこのように考えるよというものを大きくお示しました。

今後それについては保護者の方々に十分、重ねて説明を行っていくわけでございますけども、先ほど来、議員さんは教育委員会は何一つ受け止めていないと言っています。質問通告の中にも反対している住民の声は何一つ受け止めていないというふうに書いていらっしゃるんですけども、実際に見解をよく読んでいただければそうではないということもあるということをお分かりいただけたと思います。

例えば災害時等の通学の不安ということに関して言えば、いろんなご意見をいただきましたのでそういうことについてもまたシミュレーションを試みる。具体的にはスクールバスの運転手の防災研修等も考えますというふうに謳っております。それから教育環境の充実につきましても、とにかく学校統合をする以上は頑張っって一生懸命その充実に努めるとしてあります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

保護者の方たちだけではなくて、地域の方たちも多く集まっているいろんなご意見を出しましたよね。その地域の方たちに対する、なんか説明会を開くというようなことをおっしゃった記憶が私はあるんですけども、それが間違いなのかどうなのかということと、それからもう見解が出て、これで推し進めようということと理解してよろしいのでしょうか。2点お願いします。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

先ほど来、教育長も申し上げておりますけども、今のところ最終的に保護者の方々に同意が得られるか。あるいは不同意となってしまうのか。それがまったく読めません。そのときにどうするかということも教育委員会でも考えていないわけではありませんけども、今、私たちの考えていることを明らかにすると来年に向けた同意に関して予断を与えてしまうというふうにご考えておりますので、それらにつきましては地域の住民の方々に対する説明会等につきましても今のところ未定でございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

申し訳ありません。もう1点についてお答えします。

では見解を出したからこのとおりに進めていくかということでございますが、今の段階ではご理解をいただきながら進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

その説明会の中でいろんなご意見がありましたよね。やっぱり学校は子どもの数が減ったからといって統廃合をすると地域にとってメリットというのは本当はない。学校を残しておいて子育て世代の新たな定住者を積極的に探すことが必要だというふうに私は思ったんですね。過疎化に歯止めをかけて新しいエネルギーに溢れた定住者を迎え入れる努力を今、始めなければこの町の行く末に希望は生まれてこないと思うんですね。定住者の方たち、本当に能力がある方たちが来てくれてその地域を活性化してくれる、いろんな提言をしてくれる、そういうものを前の一般質問の中でも、ぜひそういう方たちのご意見を聞いて、町の策に生かしてほしいというようなことも私、言ったんですけどもやっぱり学校がないところにはそういう方たちもなかなか入ってきてくれないと思うんですね。そういう意味では、そういう方たちがだんだん増えていくということが、今この町には必要で子どもが減ったからって統廃合をしてしまって、学校を少なくしてしまうとそういう方たちも入ってこられなくなるというふうに、さっきいろいろ話をして、そうではないよという意見もありましたけども一般的に私そうだと思うんですね。学校がないところには若い人たちは住まないよという住民の皆さんの一般的なご意見ってそうだと思うんですね。だから学校がなくなってしまうたら地域が本当に疲弊してしまうということで、皆さん不安を持っていらっしゃると思うんです。私たち地元の住民には分からない、この身延町の魅力ですね。そういうものを新しく来てくれた方たちはいっぱい発見して、ここが好きで住んでくれるという方たちがいるんですね。私が関わった方は最初ご夫婦で来てくれて、そしてご両親が来て、そして次男さんが来てここで結婚をし、長男さん夫婦が今度子どもを連れてきて、この身延町で生活をしているという方がいらして、やっぱりその方もいろんな私たち地域の住民には気がつかないようなことを積極的に活動してくれているんですね。そういう意味では、そういう新しい方たちを受け入れるためには学校がないと受け入れられない。それから今この地に住んでいる人たちの子どもや孫たちがいつでも帰って来られる状況をつくっておかなければ、この町の値打ちが下がってしまうのではないかなというふうに思うんですね。

本当は魅力がいっぱいある町で住みたいんだけどなかなか仕事がなかったり、いろんな問題で住めない。でも帰ってきたいという方はいらっしゃるという話は聞いているんです。そういう方たちを受け入れる状態、いつでも帰って来られるというような状態をつくっておくということがやっぱりこの町の活性化につながるのではないかなと思うので、そういう意味ではこの後期計画、説明会でいろんなご意見を聞く中でこの町の値打ちというか、それを下げてはいけないんだと。もっともっと活性化する素地はあるのではないかなと。それを私自身が見つけて、そういう定住者の方たちや戻ってくる方たちの力を借りながら定住対策をしたりということで活性化していかなければ、今しなければ、学校をなくしてしまったら私はそういう希望がないのではないかなと思っています。

それからその値打ちですね。この町の値打ちについて今、子どもたちが帰って来られるよう

に残しておかなければいけない、そういうことがこの町の値打ちなんだというふうに私は思っているんですけども、このことについては教育委員長さんいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんのほうから先ほどの意見でも出ておりましたけども、学校がなくなるという言葉が何回か出てきたんですけども私はこう考えます。たしかに近くにあった小学校あるいは中学校がちょっと遠くなるということも現実にはございますけども、この見解の中でも述べておりますようにいろんな教育環境を構築していくということもはっきり言っているわけで、要するに子どもたちの教育については力を入れてやっていきますとっておるわけです。通学距離は延びますけれども、教育内容は充実していくんだと言っているわけですから、学校がなくなるという言葉についてちょっとどういう意味なのか。たしかに現実にそこにあったものがなくなるのは事実なんですけども、教育はずっと続けていくわけですし、さらに教育環境の充実をしていこうということをいっているわけですから、ぜひそのへんは分かっていたいただきたいと思うわけです。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

現実に今の計画だと下部地区には学校が1つもなくなりますよね。それは現実だと思うんです。いくらいろんなことをおっしゃっても。本当にそれは地域の方たちが不満や疑問や怒りを持っていることの証だと思うんですね。教育環境って学校が近くにあるということだって1つの教育環境だと思うんです。だからいくら設備的に1つにまとめてそこにいくらその分、大量に、大量というまでもないけども教育予算を増やしますよといっても、それが果たして子どもたちのためなのかどうなのかということをやっぱり考えると、そうではないと私は思っているので、そのところは見解が違うからこれ以上言っても仕方がないかなと思いますので。

それから2点目、2016年に中学校を1校にする明確な理由はということで、今年5月から6月にかけて説明会をして、皆さんに周知をして丸3年経たないですね。中学校を1校にするというってから。それはどう考えても皆さん思っているように性急な、拙速なことではないかなというふうに思っているんですけども、これは2016年に中学校を1校にする、その明確な理由これを教えてください。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

それではお答えいたします。

後期統合計画では現状を鑑みたくて中学校の適正規模を1校としました。その後続く小学校の統合よりも先に中学校のほうを統合しておく必要があるということから、平成28年の4月に統合と決定したわけです。前倒しをするようなことがあればそれも可能でもいいかなというふうに委員会のほうでは考えております。円滑な統合を行うためには2年以上の準備期間を置いたほうがベストだろうという形で28年の4月という日を決めさせていただきました。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

小学校を統合するからその前に中学校をとということなんですけども今まであった学校を閉校にしてしまって身延中学校が1つになる。そこへ行くのに2年あればいいというのは、あまりにもその住民の皆さんの思い、保護者・子どもたちの思いを無視した考え方ではないかなと思うんです。そういう気持ちとかそういうものって2年で解決できるんですか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

住民の皆さんの思いを2年で納得させることができるかどうかということでございますけども、先ほど来から教育長と教育委員長が申し上げているとおり、これは児童生徒のことを考えて行っている計画です。今までにご質問いただいているのは町の活性化うんぬんということに主眼を置いた内容が非常に多うございましたけども、私たちはあくまでも児童生徒の今の現状を考えて平成28年4月に中学校をとりあえず統合します。そして翌年から小学校に着手するというのは、先ほど松浦議員がおっしゃいましたように古閑地区で先に小学校が廃校になったため、中学校も存続ができなくなって1年後に後追いで廃校になったというふうな事情がございました。そういうねじれを解きほぐすためにも、中学校を小学校に先んじて平成28年に統合するというのを考えたわけです。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

子どもたちのためと言いながら3年も経たずに1校にしてしまう。こういう強引なやり方で私、子どもたちに対しても愛情を感じられないんです。本当に子どもたちのためだとお考えなんですか。なんかスケジュールに合わせて、やると決めたらやらなければみたいなそんな感じで、子どもたちのために3年足らずでやるとおっしゃったけども私にはそういうふう感じられないんですけども、それは私がそう感じられないだけなのかも分らないです。でもこのことについて、強引なこのやり方、これは私だけではなくて地域住民の皆さんも強引なやり方だというふうに、先ほどからの同僚議員の一般質問の中にもそういう内容が多々あったと思って、私だけではないんじゃないかなというふうに思っているんですけどもこれについてはいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡邊教育委員長。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

たしかに3年というスパンでものを考えるというのは疑問が残るかもしれません。ただし中学校を単立していく、例えば下部の中学生、下部中学校は来年14人、再来年は8人。それから久那土中学校も11人、その翌年が9人が現状のまま卒業してしまいます。もう少し今の子どもたちをどうするかという見方をすると、早急にいろんな経験をさせて卒業させてやりた

いなという、そんな思いであります。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

これは私は愛情が感じられないというふうに思いましたけども、教育委員長はそうではなくて、もっと多くの子どもたちにそういう経験をもっと早くにさせてあげたかったという見解なので、これはもう見解の相違のということで仕方がないので、いずれにしても3年でいろいろ始末をつけて、3年もないですよ、4月ということであれば、その中でやってしまうということが本当に子どもたちのことを考えているのかどうか、私はそうではないんじゃないかなというふうに言わせていただいて、時間もないので次の質問に移りたいと思います。

2番ですけども国民健康保険の改善についてということで質問をさせていただきます。

国民健康保険の改善、国保税が高くて払いきれない、払ったら生活していけないと多くの声があります。医療費が上がったから国保税の引き上げでなく、町民の生活をどう守るのか、町独自のさらなる努力が必要だと思います。住民負担軽減の努力がどのようにされているのか、4点にわたってお聞かせいただきたいと思います。

まず予防事業や健診に力を入れ医療費を抑える努力はということで、私は何回もここでこの質問をさせていただいて、そのたびに答弁はいただいているんですけども、その答弁していただいたあと、どういうふうな進捗状況だったかということも含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

予防事業や健診に力を入れ医療費を抑える努力ということでお答えさせていただきます。

ご存じのとおり医療費はガンや生活習慣病といわれる慢性的な病気の増加、医療技術や薬の進歩、高齢化などを背景に増え続けております。現在、本町では医療のお世話になる前に事前に健康管理に気を配り生活習慣病の前段階でありますメタボリックシンドローム、いわゆる内臓脂肪症候群を予防・改善をしようと健診・保健指導を実施してきております。

まず受診率向上というのも毎回、叫ばれておりまして向上をしましょうということで、保健師を含め相談する中で受診しやすい環境づくりということにつきましても、まず送迎希望者の送迎です。来られないという方がいらっしゃいます。そういう方たちには希望をとりまして送迎します。そして受診対象集落以外の日の受診、集落の指定をしますが、集落指定日以外の日も受診可能ですよということの実施。そして健診実施期間に土曜日、日曜日を設定しましょうということで実施してきております。また申し込み期限のときに、今年はちょっとこの日程では大変だなという形の方が多々ありました。そうしますと1年、先送りになるということで申し込み期限終了後につきましても随時、間に合えば受け付けをしましょうというようなことで行ってきております。

各集落に保健推進委員さんがおります。毎年、新たになさってくれる方と引き続きやっていただける方がいらっしゃいますが、本町の国保の実情を知っていただきまして、受診率向上のために健診への参加の声掛けをお願いしてありまして、取り組みについても提案や助言を私たちのほうにいただくということのご協力をいただいております。

そして未受診者に対する対策につきましては、個別受診勧奨通知というのを送付します。それは健診、今年来なかったよという方につきましては通知をお出しいたします。その後、保健師が個別にお電話をしまして受診勧奨、ぜひこういことですので受診しましょうという声掛けをしております。また国民健康保険の特定健診の対象者、40歳から75歳につきましては入院中や寝たきりなどの特定の理由の方は受診できませんので、それ以外の方については一方的に健診キットという形で申込書だけではなくて、健診にこれを持って来てくださいよという意味で健診キットを送付しまして受診勧奨をしている状況になっております。

また生活習慣病などで病院に入院している方や、病院で受診をしている方につきましては今年の10月から山梨県内で実施を一緒にするのですが、かかりつけ医からの情報提供契約を各病院と結びます。それに基づいて健診結果情報を町が得て、受診率向上に結びつけていこうということを実施していきます。

保健事業につきましては保健師を中心に健診結果の状況や医療費分析をもとに推進している状況でございますが、特に特定健診の受診率が低いのは40歳から50歳代の男性ということで、その受診率向上を積極的に行うということと生活習慣病予防に重点を置いた保健事業を展開してメタボ解消メニューの各種教室等の事業の開催を実施しているという状況でございます。以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

前に比べていろいろご努力はされているというのは理解していますし、だいぶ健診も受けやすく努力をされているのは理解しているんですけども、それでもまだやっぱりお金が高くて健診がなかなか受けられないとか、そういう部分でもうちょっと違う面で力を入れるべきことがあるのではないかなというふうに思います。

お隣の南部町では住民健診の受診率を引き上げて医療費抑制に努めているという話とか、やっぱり近隣町村、いろんな成果を出しているんですね。そういう意味では峡南地域の課長さんたちで話し合いもあるという話も伺っていますけども、よそでいいものは積極的に町でも取り入れながら、さらに私は努力をしていかなないとなかなかこの医療費というのは高騰を抑えることができないのではないかなというふうに思うんですね。

それともう一つ、介護保険では地域包括ケアということで、みんなで介護保険の方をケアするというのがあるんですけども、やっぱり一般の方たちももうちょっと、例えば生きがいデイから始まって医療・福祉・保健に関わる人たちがみんなでそういう知恵を出し合って、どうしたら健康でいられるかということを考えるような、そういうことも必要なんではないかなと思っているんですね。今、生きがいデイなんかはかなり高齢の方が生きがいデイを利用しているという実態があって、なかなかそれも人数がというような状況も聞いています。もっと若いうちから、元気なうちからそういうところに行って血压測定をしてもらったり、やっぱりみんな不安だから病院に行くんであって、そういう不安が解消されれば病院に行かなくて済む人だっていると思うんですね。そういう意味ではもうちょっと、努力をされている、民生委員さんに協力していただいたり、そういう声掛けをしていただいているということは聞いています。けども、もっともっとやっぱりそういうところを増やしていかないと介護保険に移行する方たちが、その生きがいデイの中でも介護保険に移行する方たちが出てしまって、なかなか利用

する人たちが少なくなってしまうというそういう状況がありますので、やっぱりもっと若いときから生きがいデイを利用するとか地域の方たち、公民館の方たち、さっき保健推進委員の方が協力していただけるということなんですけども、こういう方たちももっと違う意味で巻き込んでいく中できっと協力していただけると思うんですね。そういう意味では医療費を抑えるために協力をしてくださいということで、どういふところを抑えればいいのかというような会議をしながら、ぜひ医療や福祉それから保健、全般に対してそういうようなケアをするような会議をもっていただきたい。

この前、質問をしたときには生涯学習と連携をしてなんていう話もお聞きしましたけれども、そこだけではなくて、いろんな方たちとの連携でしていかないと、この難関は乗り切れないのではないかなと思いますので、そのこと医療、福祉、保健に関わる方たちとの連携ということについてはどういふふうにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

今言われましたとおり、健康づくりは国保につきましては町民課で行っておりますが、国保以外の方も当然、町民の中にはいらっしゃいます。ご存じのとおり、退職されますと国保に入る方がほとんどで、退職者国保とかありますが、そしてそのあとは75歳以上になりますと後期高齢者という形で全員の方が移行します。先ほど触れましたが特定健診とか受診率が低い方は40歳から50歳ということで、会社にいて受けてくれていなければならないのですが、退職されて国保に入って病気が発生したという形もあるかと思ひます。ですから健康づくりという形で身延町全体で考えていかなければならないし、これは日本全体の話だと思ひますが、大きい問題ですが少しずつの積み重ねが大事かなというふうにお思ひしております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

先ほどの同僚議員の質問の中でもあったんですけども、私たち佐久穂町へ研修に行ってきたして、そこは会社に勤めている方も町民なんだと。町民の一人なんだということでみんな全員を対象に健診をしていて町民ぐるみでそういうことをしているというような、努力をされている話も聞きましたので、ぜひ国保とかそういうふうに限らずにいずれというか、町民一人ひとりが町民ですから、ぜひそういう努力を続けていただきたいと思ひます。

それから時間がないので国保税を下げる努力はということで、もともと低所得者とか無職の方たちが加入する制度、国民健康保険という制度なんですけども、これは加入者の保険料だけではとてもやっていけないと。そのために国庫支出金という制度運営上、不可欠だと思ひますね。その国庫支出金がだんだん減ってきているから、各市町村はどこも国保財政が厳しいという1つの大きな原因があつて、いくつか原因はあると思ひます。これが一番大きな原因だと思ひますね。いろんなジェネリックを利用したり、いろんなことは努力されていると思ひますけども、やっぱり直接下げるためには一般会計からの繰り入れ、これが私、必要だと思ひますね。予算が立てられないということで借り入れ、今までしていて今回もそれで返す、借りたものを返さなければいけないですから返して、また来年どうなのかという不安もありま

す。そういう意味では、全国的にはやっぱり町民の皆さんに医療費のことを転嫁するのではなくて町で医療費を下げる努力をしながら、一方では一般会計から繰り入れをしているところが全国的にはあるし、県内でもお隣の市川三郷町もそうですし、ほかにもあります。何回も私、この問題については質問をしているんですけども、山梨県社会保障推進協議会というところで毎年、県に対していろんな要望を出しています。その中でこの一般会計、一般財源からの繰り入れのことを要望しましたら、県は一般会計からの繰り入れについては市町村が独自の判断で行っているものだという回答があったということで、そういうことを踏まえて住民に転嫁できないというふうに判断されたところは一般会計から繰り入れをされていると思いますけども、今後この身延町で一般会計からの繰り入れについてはどのようなお考えでしょうか。されるのか、されないのかお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

本来、借入れをなしでやるのは当然です。そのためには財政調整基金を持っていて、それを運用しながらやっていくというために持っていました。しかしご存じのとおり平成23年度で基金を全額取り崩して繰り入れを行いました。現在では基金が一切ないという形です。23年度、24年度と国保の税率改正をさせていただきました。そして24年度につきましては全額税率改正をすると、とてつもなく国保加入者の負担が厳しいということで1,700万円の借入れという形で予算を計上させてもらったところ、3月補正のときに、決算見込みで借りなくて決算ができそうだということでなくしてもらいました。また25年度の当初予算におきましても、やはり税率改正、どうしましょうかという形で、これ以上はやはり県内でも厳しいという形でありまして運営協議会の答申で借入れ予算という形でやむを得ないということでさせてもらったところでございます。

おおむね8,400万円の当初予算で借入れという形でさせてもらったんですけども、今議会の補正予算におきまして、24年度の決算が出たということで借入れがない予算という形でさせてもらったところでございます。

一般会計の予算上は繰り入れですが、借入れという形でさせてもらっております。法定分の繰り入れにつきましては全額一般会計から入れさせてもらっております。それ以外には、法定外繰入という形で呼んでいます。これにつきましてはやはり町も国保だけではなく、先ほど言いましたように社会保険の加入者等もいらっしゃいます。全員が国保の加入者であれば、一般会計から繰り入れるのもやむを得ないと思うのですが、できるだけ一般会計からは借入れという形で予算を組ませてもらって、この場を乗り切っていこうということであります。平成26年度予算、これから医療費の状況も見ながらになりますが、なるべく借入れない予算でできたらなという気持ちであります。借入れという形でやむなく行っているということでご承知していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そういうお答えだろうと思っていますけども、やっぱり町村の裁量でこれ以上は無理だなと、

町民負担は無理だなということで裁量でやっているところもあります。そういう意味では町長のお考え方、時間がないので一言で結構ですけども。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

法的に繰り入れできる金額は100%繰り入れを当然しておりますが、国保は申し上げるまでもなく特別会計であるということもご理解をいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では繰り入れはなしということで、制度の活用状況ということで国保税が払えない滞納者に対して国民健康保険法77条に基づく減免、それから医療費一部負担の減免制度の44条に基づく減免申請で、いろんな制度がありますけども、77条がこの町ではあっても利用されている方がどうなのかというそこが問題だと思っておりますけども、この制度についてお答えをいただきたいと思います。どうなっているのか、状況が。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

77条につきましては特別の理由のある者に対しては今のところ該当がないということでございます。そして44条につきましては、昨年も一般質問等ございまして昨年は前向きに検討させてもらってつくるといってまいりました。今年25年4月1日から身延町国民健康保険一部負担金の減免等に関する取り扱い要綱を定めさせていただきました。内容を知っていただきたいということで広報みのぶの8月号に掲載をさせていただき、今、周知をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

やっと44条が出たということで評価はしますけども、これがやっぱり77条と同じように利用できなければどうしようもないですね。どうしたら住民の皆さんのためになるのかということ、運用も考えながらぜひ周知徹底をしていただきたいと思います。

それから最後に国への要望ですね、先ほど言った国庫支出金のことも言いましたけれども、やっぱり全国的に厳しいという状況なんですけども、特にこういう市町村は高齢化とか低所得者が多いとか、そういうところって特に大変な思いをしていると思うんですね。全国町村会かなんかでやっぱり要望はしていると思うんですけども、身延町としてこういう状況だということで、私はもっと訴えていいんじゃないかなと思っているんですね。もちろん共産党では毎年そういうことを要望していますけども町として町村会だけではなくて町としてやるべきではないかなと思いますけども、その点やっているのかどうなのか町長ぜひお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

今言われましたとおり町村会へは毎年行っておりますが、国保の状況ということで、今まで国庫支出金ということは出さなかったのですが、町として身延町が県下でも国保は厳しいということで町村会へ提出すると同時に町長からも訴えていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

次に3番目へいきます。

3番目は重度心身障害者医療制度窓口無料廃止についてということで質問をさせていただきます。

6月補正予算に重度心身障害者医療制度窓口無料廃止に伴う医療費集計支払いシステム改修町負担金が計上されました。この反対討論でも明らかにしましたが、この予算は重度心身障害者医療費窓口無料化制度を廃止し来年11月から自動還付方式にするため国保連合会のコンピューターシステム改修費を県と市町村が折半で負担する経費の計上です。

重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料化は20年以上に及ぶ重度障害者や家族、医療機関や関係団体の粘り強い運動によって平成20年に実現した制度です。身体障害、知的障害、精神障害の3障害の重度障害者を対象とし所得制限はあるものの、この制度によって身延町だけでも700人以上の方々が窓口の負担がなく医療が受けられるようになり大変喜ばれてきました。県内の対象者2万8千人余りのうち約7割の方が所得ゼロ、障害者年金だけの方も少なくない聞いています。重度心身障害者の多くは定期的・継続的に受診しています。医療がなければ生きていくことができない方が多いのが現状です。検査や手術、そして入院、薬を欠かすことができません。自動還付方式とは窓口で支払うお金を用意しなければなりません。重度心身障害者と、その家族にとって立て替えるお金を工面することが容易ではありません。

重度心身障害者医療制度の窓口無料を自動還付方式に変更しようとしている県は県内6会場で変更内容の説明会を開きました。障害者や家族、医療福祉関係者などが多く集まりましたが制度変更への理解より不安や疑問、批判が多かった説明会でした。

県障害福祉課の担当者が制度の変更について医療機関の窓口でいったん医療費を支払い、約3カ月後に本人口座にその分が県から振り込まれる。支払いに必要な資金を事前に貸し付ける制度を創設するなど説明しました。窓口無料を実施している自治体への国のペナルティ分が制度維持の負担になっているためという説明に私たちの存在自体がペナルティの対象なのかという声もありました。

急な病気や事故でお金がない場合はどうするのか。重複障害者も多く貸付手続きで役場に行くだけでも大変という声もありました。峡南地区の説明会は8月9日、中富総合会館で行われ私も参加しました。現在4つの病院にかかっているがいったん医療費を支払うことになれば病院に行くことができない。親自身も年を取ってきて手続きに行くこともだんだんできなくなっているなどの声がありました。町の担当者も参加されたと思いますがこの方たちの思いをどう捉え対策を考えていますかということで、5分前ということなのでちょっとあとで、再質問を先にやりますけども、「私も言いたい」欄に8月29日に「障害者医療助成新方式は再考を」ということで甲府の総合市民会館で開かれた説明会に参加された方の投書がありました。当事

者などからは重度障害と再発しかねない病気を抱え障害年金でぎりぎりの生活をしている。その上に医療費を窓口負担し3カ月後に還付では必要な医療が受けられなくなり、命に関わるなどと不安や質問が多くあり時間切れになってしまった。県からは支払いに不安がある場合は必要資金を無利子で貸し付ける制度を創設する。借り入れには毎月市町村に出向かなければならないという説明があったが今後検討していく項目もあった。医療費支払いのために毎月借り入れ申し込みをするようなことでは負担が大きすぎるので次の提案をしたい。外来入院の医療費支払いの際に市町村でなく病院の受付に貸付用紙を備えておき支払い医療費と同額を記入し病院が市町村に送付して市町村は受給者の還付金を病院へ直接振り込むことができるよう、あらかじめ手続きをしておく方法にしたらどうかという、そういう投稿だったんですね。

私は町で直接貸し付けるということは無理だと思うので、そういうときに町でできない福祉サービスをしている社協が貸し付けをすることがいいのかなというふうに思ったんですけども、こういう投書があったようにこういう方式も、もっといいんじゃないかなというふうに思ったので町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

時間がないということで再質問を先にということなんです、この貸付制度、県が準備をしています。これの運営の仕方等も今、県が細かいところを町村と打ち合わせもする中で進めております。今ご提案された病院で申込書等も置けないかということも当然、県が検討してくれると思います。

ただ、ちょっと問題になってくるのは1カ月分の医療費の自己負担分を事前に貸し付けるということで、これは全国に例がないことを山梨県がやろうとしています。1カ月分の限度額等を計算する上で病院の窓口でそれができるかどうか、3つ、4つの病院を受診しているということであれば難しいところもあるのかなと思います。いずれにしてもそういう要望を含めて県が制度を整えていくということをご理解いただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

県の説明会に行って、県は何しろそのペナルティ分を払わなくて済むようにしたいという意思でこういうものを出してきたんですね。住民がいくら困っている、なんとかしてもらいたいと言ってもなかなか県はこの制度で、2週間前に貸し付けますなんて急に病気になったらどうするのかとかそういう問題も多々あって、今後皆さんのご意見を聞いて検討しますという答えが多かったんですね。そういう意味で、やっぱり住民の皆さんの声を聞いている市町村がそういう声を県に上げていく、困っている実態を県に言っていくということが私は大切ではないかなと思いますので、ぜひいろんな知恵を出して障害を持った方たちの声も含めて、もうちょっと県のほうに言っていただきたいと思いますけども。

以上をもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これもちまして本日は散会といたします。

○議会事務局長（中村京子君）

それでは相互にあいさつを交わし、終わりたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時07分

平成 2 5 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 3 日

平成25年第3回身延町議会定例会（4日目）

平成25年9月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案に対する採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案に対する説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する質疑
- 追加日程第4 追加提出議案に対する討論
- 追加日程第5 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	佐野 富雄	2番	柿島 良行
3番	野島 俊博	4番	望月 明
5番	河井 淳	6番	芦澤 健拓
7番	松浦 隆	8番	深沢 脩二
9番	草間 天	10番	川口 福三
11番	渡辺 文子	12番	穂坂 英勝
13番	伊藤 文雄	14番	望月 広喜
15番	望月 秀哉	16番	福與 三郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	笠井一雄
会計管理者		樋川信	財政課長	笠井祥一
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	渡邊勢津子
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		高野博邦	環境下水道課長	深沢香
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

相互にあいさつを交わし始めたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議に入ります。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、松浦隆君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（松浦隆君）

それでは、総務産業建設常任委員会審査結果の報告をさせていただきます。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（福與三郎君）

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、河井淳君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（河井淳君）

それでは、教育厚生常任委員会審査結果の報告をいたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（福與三郎君）

以上で委員長報告は終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

はじめに、総務産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

はじめに、総務産業建設常任委員会委員長の報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

総務産業建設常任委員会委員長報告に対する反対討論をいたします。

認定第1号 平成24年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度身延町一般会計、歳出13款諸支出金について反対討論いたします。

町長は常に後世にツケを残さないと発言をされています。もちろんそのことも大事だと思いますが今、生活に苦しんでいる町民のためにどうお金を使って町民を守るのか。不便な思いや不安を抱えている町民を守るためにどう使うのが身近な行政である町の仕事だと思います。決算審議の中で担当者からサービスを削らないで余った分を基金に積み立てると説明を受けました。しかし、町民が切実な思いで困ったことをなんとかしてもらいたいと相談しても予算がないとなかなか聞いてもらえないのが現状です。24年度財政調整基金は4億84万3,832円増え決算年度末現在高15億6,632万9,148円です。公共施設整備等事業基金は24年度4億46万2,196円増え決算年度末現在高9億9,674万4,630円です。これらの多くの積み立てる基金のうち一部でも使い、高い国民健康保険税や介護保険料の住民負担軽減や住民サービスに使うべきだと思います。

○議長（福與三郎君）

討論はございませんか。

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

認定第1号 身延町一般会計歳入歳出決算、13款諸支出金につきまして私は賛成の立場から討論をいたします。

まず1目財政調整基金費の4億円および4目公共施設整備基金費の4億円につきましては本町歳入の約半分を占める交付税の留保分を積み立てたもので将来の財政運営に必要な処理でございます。

また平成25年第1回定例会におきまして議案第18号 平成24年度補正予算（第7号）といたしまして3月5日に提出され、これを私たちは議決をいたしました。そして処理をしたものでございますので、適正な処理でありますので賛成をいたします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に討論はございますか。

（ な し ）

他に討論もないので、討論を終結いたします。

次に教育厚生常任委員会委員長の報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○11 番議員（渡辺文子君）

認定第1号 平成24年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
平成24年度身延町国民健康保険特別会計決算について、反対討論いたします。

長引く不況で住民の生活は大変厳しい現実です。多くの方から国保税が高く払うのが大変、払いきれないという切実な声を聞いています。こういう中で昨年に続き2年連続の値上げでした。所得300万円の夫婦と子どもの4人家族(固定資産税6万円の場合)国保税が5万5千800円にもなります。同じ場合の南部町の国保税4万1千400円に比べて1万4千900円も高くなっています。同じ場合のほかの市町村と比べて身延町が一番高くなっています。住民の負担軽減のために一般会計からの繰り入れをすべきです。住民健診をさらに安くするとともに予防に住民の皆さんと一緒に取り組むべきです。

平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計決算について、反対討論いたします。

廃止するといったこの制度が存続され続け24年度から保険料が値上げをされました。2年ごとの改定で1人当たり平均保険料6万7,987円が6万9,608円になり1,621円上がりました。保険料は今まで家族に扶養されていた方、無年金の方を含め、すべての後期高齢者が支払っています。年金から天引きできない普通徴収の方の保険料の収入未済額が23年度89万7,540円、24年度82万3千248円は徴収に手違いがあったという説明でしたがそれにしても多い金額です。高齢者の数や医療費の増大に応じて自動的に値上げをされていく高齢者いじめの後期高齢者医療制度は廃止をすべきです。

平成24年度身延町介護保険特別会計決算について、反対いたします。

3年ごとに改定される介護保険料は第4期と比べると第5期は4.5%の値上げです。この大幅な引き上げは所得の低い高齢者の生活を一層深刻にしました。平成23年度の決算における年金から天引きできない普通徴収保険料の収入未済額が60万7千216円で24年度は230万円多い83万8千436円でした。介護保険料利用料が高く、お金が心配で必要なサービスが受けられないと聞いています。住み慣れた家でなるべく長く住めるための在宅の充実はこの町のお年寄りの願いです。しかし介護する人が少ないのも現実です。家で看たくても看ることができないのに特養にはいっぱい入れない。一人暮らしで要介護4、5の人たちがなかなか特養に入れない。自宅で待機せざるを得ない多くの実態があります。保険料を払っても利用できない多くの高齢者がいます。国に負担割合の引き上げを求めるとともに一般会計からの繰り入れをし介護保険料の軽減をすべきです。全国で約3割の自治体では一般会計からの繰り入れをし介護保険料の軽減をしています。

○議長（福與三郎君）

賛成者の討論を求めます。

ございませんか。

穂坂英勝君。

○12 番議員（穂坂英勝君）

まず平成24年度国民健康保険特別会計決算について、賛成の立場の討論をいたします。

まず決算認定でございますので、予算審議に触れるような形のものには触れません。とりあえず今この決算が歳入総額21億8,900万円、歳出総額20億4,100万円、結果として繰り越しが1億4,080万円になったとこういう決算でございます。よく審査してみると中身は、いろいろな主な内容は国保税の4億6,600万円、これに前年度対比は4、

300万円増額です。

それから前期高齢者の交付金、これも5億2,200万円のところが前年対比3,200万円が増えている。そうなると県支出金がありますし繰越金等ありました。内容は当初予算では1,700万円を一般会計へ借り入れての予算でありましたが決算では歳出の保険給付金が前年度より、ご承知のように4,800万円。万で切り捨てておりますのでご承知ください。後期高齢者支援金等が前年度より1,400万円増になり、そして歳入で国保税が前年度より4,300万円増額。結果として1億4千万円の黒字の決算を打てたと。これはご説明にもあったように一般的な用語で県もペナルティとして県に支払ったものの返還金があったから、こういうフロックな状態ではあったにせよ、保険税の値上げを避けながらこうした黒字の健全な会計で終わったことを非常に評価すべきものだと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計決算の賛成討論、芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

現在、後期高齢者医療広域連合の監査委員をさせていただいておりますので、その関係で一言賛成討論を述べさせていただきます。

たしかに平成20年にこの制度が始まりまして、平成24年度で終了するという当初の計画でございましたけども、現在も引き続き継続されています。私はこの制度そのものが非常にいい制度であると。国民健康保険などと比べると非常にいい制度であるというふうに自分自身では考えております。県全体が1つの連合になって、こういう後期高齢者の医療を支えていくということで、本来は国民健康保険もそのような形で進んでいってもらえば、もうちょっと会計も楽になるのかなという気がいたしますけれども、そういう意味で後期高齢者医療特別会計そのものが私は肯定的に理解すべきものであると考えていますので賛成討論をいたしました。

○議長（福與三郎君）

平成24年度身延町介護保険特別会計決算についての賛成討論を求めます。

望月明君。

○4番議員（望月明君）

24年度の決算につきまして賛成討論をしたいと思っております。

これは24年度予算を執行した結果の審査であります。介護保険制度についてはいろんな問題点もあろうかと思いますが、その範囲内で担当がそれぞれ苦心しながら介護保険制度を最大限利用して、この予算を執行したものでございます。

なお、教育厚生常任委員会としまして慎重審議の結果、全員賛成によってこれを承認、決議したものでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に討論はございませんか。

（ な し ）

他に討論もないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案に対する採決を行います。

認定第1号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって認定第1号 平成24年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第67号について、委員長報告のとおり原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第67号 身延町子ども・子育て会議条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第68号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第68号 身延町公共下水道事業計画区域外流入に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第69号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第69号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第70号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第70号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第72号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第72号 平成25年度身延町一般会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第73号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第73号 平成25年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第74号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第74号 平成25年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第75号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第75号 平成25年度身延町簡易水道事業等特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第76号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第76号 平成25年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第77号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第77号 平成25年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第78号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第78号 平成25年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決することに決定いたしました。

請願第1号について、委員長報告のとおり原案を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願については原案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等調査検討特別委員会委員長より所管事務調査について身延町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

以上、各委員会委員長からの申出書のとおり議会閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出書のとおり議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案が提出されました。

これを日程に追加し議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1から追加日程第5を議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告ならびに上程を行います。

議案第79号 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合規約の変更について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

同意第3号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書

以上議案2件、諮問1件、同意1件を上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案に対する説明を求めます。

議案第79号、諮問第2号および同意第3号について、望月町長。

○町長(望月仁司君)

ただいま議長よりご指名を頂戴いたしましたので、提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の追加提出案件は、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合規約の変更に関わる協議案件が1件、人事案件が2件の計3件となっております。

それでは順を追って説明をさせていただきます。

まず議案第79号 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

平成25年9月13日 提出

身延町長 望月仁司

身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合の規約の一部を変更する規約

身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合規約の一部を次のように改正する。

第5条中「12人」を「10人」に「6人」を「5人」に改めるものでございます。

附則

(施行期日)

1. この規約は山梨県知事の許可のあった日から施行をいたします。

(経過措置)

2. この規約に関わる変更後の身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合規約第5条の規定はこの規約の施行の日以後に任期が開始する議員について適用をし、当該任期の開始前における議員の定数については、なお従前の例によります。

提案理由

地方自治法第286条第1項の規定により、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合規約を変更する場合の関係地方公共団体の協議会は、同法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため本案を提出するものであります。

次に諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町日向南沢5817番地

氏 名 樋川すみ子

生年月日 昭和22年8月20日

提出日、提出者名は省略をいたします。

提案理由

平成25年12月31日に幡野幸子委員の任期が満了するのでその後任委員を推薦したい。これが議会の意見を求める理由でございます。

同意第3号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 身延町八坂325番地

氏 名 今福益行

生年月日 昭和14年2月19日

提出日、提出者名は省略をいたします。

提案理由

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員に欠員が生じたので、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお諮問第2号につきましては翌年、来年の1月1日付けの法務大臣委嘱に向け10月中旬には法務局に候補者を推薦する必要があること。また同意第3号につきましては財産区管理会委員の欠員が生じたことから新たに委員の選任をする必要があるため、本定例会に追加提案をさせていただきます。よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福與三郎君）

次に担当課長から詳細説明を求めます。

なお、諮問第2号および同意第3号については人事案件でありますので詳細説明は省略いたします。

議案第79号について、笠井総務課長。

○総務課長（笠井一雄君）

それでは議案第79号 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合理約の変更について詳細説明をいたします。

本議案は身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合議会の議員定数を変更することに伴いまして地方自治法第286条第1項の規定により規約を変更するものであります。このため地方自治法第290条の規定により構成団体である身延町の議会で議決が必要となりました。

規約の変更の内容でございますけども、第5条の議員の定数を「12人」から「10人」と2名減といたしまして関係町それぞれ「6人」を「5人」と改めるものであります。

なお、附則に関しましては施行日を山梨県知事の許可のあった日からとし、身延町・早川町とも議会議員選挙があるため経過措置を設けたものであります。

以上、議案第79号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（福與三郎君）

次に発議第2号について、伊藤文雄君から趣旨説明をお願いいたします。

伊藤文雄君。

○13番議員（伊藤文雄君）

発議第2号

平成25年9月13日

身延町議会議長 福與三郎殿

提出者 伊藤文雄

賛成者 松浦 隆

” 河井 淳

道州制導入に断固反対する意見書

上記の議案は別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

提出理由

町村議会は全国大会において「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」等を決定し、政府、国会に対し要請してきた。道州制を導入することにより効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は住民を置き去りにするも

のであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体として国力の増強につながるものであると確信している。これがこの議案を提出する理由である。

なお、意見書および提出先につきましては、お手元に配布してあるとおりであります。

以上で提案の説明を終わります。

○議長（福與三郎君）

これで提出案件の説明は終了いたしました。

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略をさせていただきます。

議案第79号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

諮問第2号および同意第3号は人事案件、発議第2号は議員提出案件でありますので質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

追加日程第4 追加提出議案に対する討論を行います。

議案第79号について討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論もないので、討論を終結いたします。

追加日程第5 追加提出議案に対する採決を行います。

議案第79号について、原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第79号 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合規約の変更については原案のとおり可決することに決定いたしました。

諮問第2号について、原案のとおり採決することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りをいたします。

本件については、適任ということで異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適

任と意見を付すことに決定いたしました。

同意第3号の採決は、起立によって行います。

同意第3号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第3号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会員に身延町八坂325番地、今福益行氏、昭和14年2月19日生まれに同意することに決定いたしました。

発議第2号について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書については原案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、町長からあいさつをいただきます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

大変お疲れさまでございました。

平成25年身延町議会第3回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は去る9月5日に開催をされ今日までの9日間、福與議長のもとで私どもの提案に関わる諸議案につきまして真摯にご審議をいただき、たゞいまずすべての議案につきましてご認定・ご承認・ご議決・ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に心から敬意を表し、お礼を申し上げたいと存じます。

さて今議会は特に緊急案件のない限り本日が議員の皆さまにとっては任期最後の議会になると思いますので、一言だけあいさつを申し上げさせていただきます。

時の経つのは早いもので議員の皆さまにはもう4カ年が経ってしまったという感じだろうと思います。私とのお付き合いは4カ年でしたが、あっという間の4カ年でした。この間、議員の皆さまには町民福祉のため大変なご努力・ご尽力をいただいたことに対し、町民を代表して感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

特に中部横断自動車道への町内2カ所の地域活性化インターの建設決定、さらには平成29年度の開通は議員の皆さまの団結そのものでありまして、衷心よりお礼を申し上げるところでございます。

私個人といたしましても、大変素晴らしい議員さんに恵まれました。気持ちのよい町民福祉のため、行政と町政を執行することができました。これに対し重ねて感謝とお礼を申し上げたいと存じます。

いよいよ皆さんの任期も余すところ少なくなりました。聞き及ぶところによりますと多くの皆さんが引き続き町政に対し、お力を貸していただけたとのことですが今期が最後にご勇退なさる議員さんもおられるやに伺っております。ご勇退なされます議員さまにはそれぞれ多くの実績を残されての勇退でございます。勇退なされましても尊い経験を生かされまして今まで同様、町行政に対しご指導をいただけますことを伏してお願いを申し上げるところでございます。

再度、町議会に挑戦なされる皆さんにつきましては、先ほど私が申し上げましたとおり皆さんの素晴らしいお力で2カ所のインターができた、このことも町民の皆さまに訴えながら議員定数2名カットという大ナタも振るっていただきましたので大変な選挙になるうかと思いましたが10月27日には全員が見事ご当選をされまして、またこの議場に帰っていただけますことを神かけご祈念を申し上げます。

秋とは申せ、まだまだ暑い日が続いております。議員の皆さまにはお体には十分お気を付けていただいて、ますますご活躍をいただけますことをお願い申し上げ閉会のあいさつとさせていただきます。大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

町長にはありがとうございました。

町長のあいさつが終わりました。

これをもちまして本定例会の会議に付されました事件は、すべて終了をいたしました。

身延町議会会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

会期9日間、議員各位には慎重審議をいただき心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

私たち任期最後の定例会が無事に終了いたしました。

これもひとえに町長をはじめ、執行部の皆さまのご協力によるものと感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

各位におかれましては、町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、これをもちまして平成25年身延町議会第3回定例会を閉会といたします。

大変にご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

それでは相互にあいさつを交わし終わりたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時06分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中村京子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上